

日本経済政策学会編

戦後30年のわが国経済政策
——回顧と展望

——日本経済政策学会年報XXVII——

1979



勁草書房

日本経済政策学会編

戦後30年のわが国経済政策

——回顧と展望

——日本経済政策学会年報XXVII——

1 9 7 9



勁 草 書 房

本年度共通論題

『戦後三〇年のわが国経済政策——回顧と展望』

「現代」は常に変転やまない歴史的過程の上に在るのであるから、いつの「現代」の場合でもこれを「過渡期」、「変革期」、「転換期」あるいは「曲り角」等々と呼んでも大きな誤りはないであろう。つまり「曲り角」等々と呼ばれる状況は常存するものである。けれどもこれらの言葉がしばしば濫用されがちであることもわれわれの日頃経験するところである。そこで問題は、一に相対的なことの軽重、大小にかかっていると云うことができるであろう。

わが国経済についても過去に何度か右の「曲り角」等々と呼ばれるに値いする時期が確かに存在したが、この度の第三十五回大会を控えた現段階こそは、過去いずれの時期に比較してみても、より重大で深刻な局面に際会していることについては、何人も異論を挿む余地はないであろう。

さてわが国経済の現段階は、一九七五年以降の景気回復過程の第三年目から第四年目に入ったところ、つまり一向にはかばかしく展開しないながらも、循環の一面面とも見られるであろうし、また既に一九七〇年代早々に始まった高度成長期から安定成長期に移行する「過渡期」を経過しつつあるものとも見られ、さらにより根本的には内外諸条件の激変に対応する構造的変革を遂げなければならない「変革期」ないし「転換期」に相当するものと把握されるだろう。そうしてこのようなわが国経済の「曲り角」等々の意味、内容がより重大で深刻であればある程、その証左として時態についての展望、従って経済政策の策定は一層困難となるであろう。広く流布されている言葉を借りるならば、現代はまさに不確実性の時代であると言えよう。このような際において現実についての可能な限り正確な理解を持つことこそ、将来の展望に光を投ずるものであるし、さらにこの現実の理解のためにこそ、現在に至る過去を回顧してその総括を行うことが是非とも必要なこととなるのである。

日本経済政策学会は、過去二度にわたって、ほぼ十年ごとに戦後からのわが国経済政策を回顧し総括する内容の共通論題を掲げた大会を開いている。このたびの選題は、一つにはこのような先例に倣ったものであるが、より基本的には、既に述べて来た通り、現在わが国経済が際会している重大かつ深刻な時態についてできるだけ正しい理解と、より明らかな

将来への展望を求め、そうしてより妥当な経済政策の策定を願うものである。

一九七八年五月

第三十五回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題『戦後三〇年のわが国経済政策——回顧と展望』	第三十五回全国大会共通論題プログラム委員会	1
△共通論題▽		
経済成長と地域政策	大石泰彦	7
——回顧と批判と展望と——		
産業政策——戦後三〇年の回顧と展望	中村秀一郎	14
対発展途上国政策を中心とした対外政策	都留大治郎	27
総括	藤井隆	39
△自由論題▽		
地域経済における産業の諸問題	庄林二三雄	41
環境汚染防止対策と経済性	石井金之助	45
経済立地政策と文教立地政策	越野太作	49
——国土計画的考察——		

先進国の技術伝播メカニズムと政策	齋藤優	53
繊維産業の構造調整と輸入制限問題	渡辺馨	58
援助供給者の行動——試論	碓氷尊	64
経済政策の学問性格と現代の問題	東條隆進	70
分権組織の動学的構造と政策決定機構	妙見孟	74
経済成長の制度的側面	鵜野公郎	83
企業の規模構造と利潤率	土井教之	91
学歴別労働力雇用と貿易——日米比較	渡辺行郎	97
交通政策の戦後三〇年	増井健一	104
戦後三〇年の港湾政策	北見俊郎	109
地価上昇、土地投機および土地税制	青野勝広	114

△学界展望▽

わが国の地域開発政策	熊谷彰矩	119
——地域の時代を前にして——		

△書評▽

S・ワイントラップ『資本主義のインフレーションと失業の危機』	高倉文年	131
--------------------------------	------	-----

ピエール・アズレイ『市場経済のメカニズム』	諏訪貞夫	135
J・M・ブキャナン、R・E・ワグナー『赤字の民主主義——ケインズ卿の政治的遺産——』	川野辺裕幸	139
デビッド・コラード『利他主義と経済』	大岩雄次郎	144
学会記事		148
学会紹介(英文)		1

〈共通論題〉

経 済 成 長 と 地 域 政 策

——回顧と批判と展望と——

大 石 泰 彦

△東京大学▽

わが国の地域政策、より詳しくは地域開発政策も、すでにひとつの歴史をもつに至っていると言ふことが出来よう。さし当りわれわれの視野に入ってくるものだけに絞つても、昭和三五年の「国民所得増進計画」、翌々三七年の「第一次全国総合開発計画」から、四年の「新全国総合開発計画」を経て、五二年の「第三次全国総合開発計画」に至る系譜に、むしろ最大のアクセントを付して語らるべき田中角栄元首相の「日本列島改造論」（昭和四七年）を併せて回顧するとき、われわれは、そこに、わが地域政策の包蔵する多くの問題点を見出すのと同時に、今後のわが国地域政策のあるべき相についてあるイメージを定着させることが可能となる。

それらの開発計画における戦略の変遷こそは注目に値する。倍増計画においてはそれは太平洋ベルト地帯構想であった。第一次全総（旧全総）では拠点開発方式が提唱され、やがてそれは新全総の大規模プロジェクト方式へと移行する。日本列島改造論もまた、総花主義、大ぶろしきイズムが殊のほか顕著であったが、やはり交通網

の大々的な整備に基礎づけられた全国的な工業再配置が眼目であった。それは新幹線、高速自動車道のネットワーク、ワイドな交通ネットワークの形成に支えられた大規模工業基地の建設をもくろむ大規模開発プロジェクト方式（新全総）の直接の踏襲、直系の子であったと言つてよい。

その後に来るのが昭和四八年晩秋から四九年春にかけてのいわゆるオイルショックである。このエヴェントの日本の社会、経済に与えた影響にはなみなみならぬものがあつた。それに続く期間、あるいは現今に至るまで持続していると言ふでもあろう期間は、われわれ日本人にとって戦後最大の自信喪失の季節であつた。この間に作成されたのが、最新の、いまだ評価のさだまらぬ三全総である。そこでは賑やかに定住構想があげつらわれ、工業開発優先から生活環境重視への転換がなしとげられたなどと言われた。

われわれは冷静なるを要する。この目まぐるしいばかりの全国開発計画の交替と、うたい文句の変りざまに直面して、われわれはそれにどのような評価を下すべきであらうか。それらの趣旨は真に国民生活の向上に資するところがあるものであつたか。このように

(一見)くるくる変わる地域開発政策に果して信を置くことができるであろうか。いまやわれわれはそれらについてしっかりと一ひつこの結論をもたねばならぬ秋に立ち至っているのである。

二

事の真相はこうである。たしかに、列島改造論はしばらく措くとして、官製の三つの全国総合開発計画、それに先立つ所得倍増計画を加えるとして、これら三、四の作文を読むとき、ひとはその志向するところの大きなへだたりを怪しむことなく是認するであろう。明らかに一は太平洋ベルト工業地帯の完成を追求し、一は「歴史的、伝統的文化に根ざした」定住圏を主張しているのである。普通に読めば、むしろそれらの間には著しい政策上の基本観念の転換があったと解するのが、常識と合致するものと言うべきであろう。

しかし実は、わたしはそれに異論を申し立てたいとつよく思うひとりである。表面に出てきているところ、字づらはたしかに変っている。それを否定するつもりはさらさらない。しかし、基底を流れるライトモチーフ、基本構想は、この二〇年になんなんとする期間に、むしろ驚くべきことと言うべきであろうが、ほとんど変っていないのである。変っているのは、アクセントのおきかた、修辭法の差異のみである。それは時代風潮——おそらくは軽薄な言葉でよいであろうところの——の後追いの再現というのが最善の表現であろう。

それをあとづけるのは難しいことではない。GNP至上主義、工業開発優先の姿勢の故に今や悪名高い、旧全総、新全総にしてから

に工業生産活動の基地の整備の必要なることをはつきりと認めているのである。これでは三全総も、実質的には旧全総、新全総と変りがないとか、三全総は新全総の改訂版とか、言い出す者が出てくるのも当然至極である。

三

相違はあり得ないのである。たとえ、多少アクセントの置きかたは違っても、本質的な差異など生起しよう筈がないのである。

つまり地域開発政策が目指すところが地域の経済発展、生活水準の向上である以上、大すじは生産性の高い産業、端的には工業、商業等を導入し、経済活動の活発化、経済成長を基本においたそれを考えるしかないのである。単に、山紫水明、閑静だけが取り柄というような地域が市民生活上好ましいなどは到底言えない。前述したように、いやしくも定住圏などというような口をきくならば、まさにその地域で所得生成的な働き口、それを支える産業の活発な営みが存在しなければならぬ。つまりは(大まかに言えば)、工業化、産業開発プロジェクトが主役を演ずることにならざるを得ない。あるいはそれに代るなんらかの所得生成的な経済活動がなくてはならない。そしてまた、その場合、交通通信体系といったインフラストラクチュアが不可欠の重要性をもって登場してくることも必然である。このプロセス以外に地域の成長の図式は存在しない。すなわちどの総合開発計画も、よく見れば大綱は同様ということにならざるを得ないのである。

しかもこのような本質的な点だけではない。むしろこのほうがよ

が、生活環境の整備を、一方において真剣に志向していたことは歴然たる事実であるし、地域に生産性の高い工業をはりつけ、それによって地域の所得を著しく向上させ、よって半固として存在していた地域間格差を、消滅とまではいかずとも、少なくともこれを縮小しようという方針は、基本において、新での定住圏構想と差異はあり得ない。三全総の看板の定住圏構想についても新全総の広域市町村圏、地方生活圏のヴァリアント以上のものではあり得ない。逆に、定住圏構想を看板にした三全総でさえ、工業再配置、大規模工業コンビナートの建設は不可欠の要素を形成し(正しく正当に)、それを支える高速自動車道、新幹線を主軸にする交通通信体系の整備は(これもさらに一層正当に)そのインテグラルな構成要素たらざるを得なかったのである。なるほど文章はかつてとは異なつて、つねに「地域住民の意向を十分に反映しての上で」というような但し書がつき、作文構成の順序は国民生活にかかわる文章がまず述べられるというような差異を示している。しかしその本質になにほどの差が生じたかを具眼の士は見きわめるべきである。字面の変化だけでこの本質が変わるはずのないことは、国民に愛される共産党と言ひ、ボルノを批判し、教師の労働を聖職となしても、依然として共産党は共産党、究極では共産主義革命を目ざしている共産党に変わりはないことと一般である。

実際、定住圏構想を具体化するためには、工業開発が不可欠なのである。人口がある地域に定住することが可能なためには、それから生ずる労働供給に適合するべく、工業再配置の促進が要請され、地方における脆弱な経済基盤を強化するためには、三全総も、新たに重要なのかも知れぬと思われるのであるが、ニッポン官僚機構の特殊性が、こうした大綱同一、口先だけ違っている総合計画を次々に生み出すにあずかって力があると云ひ得る。つまり計画策定のコンダクターが経済企画庁にせよ、国土庁にせよ、計画自体は関係諸省の合作というわけであり、八方美人的たらざるを得ない。それどころか、肝心のコンダクターたるべき官庁すらも、各省より派遣されている官僚の寄合い世帯であり、混成軍の性格を色濃く有している。かくしてまず、各関係官庁の縄張り意識の衝突から計画策定は始まる。将来の交通体系が新幹線と高速道路とのいかなる配分の上に樹立されるべきかは、決して国民全体の福祉の観点から決められることはなく、かえって専ら主管官庁の勢力維持、拡張の見地から争われる。結果はできるだけ双方の顔の立つような妥協である。そうした妥協、妥協の連続の、ついの所産が全国計画なのである。あれもこれも式の作文にならなければむしろ不思議なくらいである。ソツがないだけ取り柄の、いっこうに訴える力の感ぜられないものこの全国計画がいつもなつてしまふのは、まさにこうした背景のためである。

一例をあげておこう。将来の日本の社会、経済のために、交通体系が極めて重要な意味をもつことを否定するひとはいないであろう。それにもかかわらず、決して納得的な解決はいっこうに与えられていない。新全総で七、〇〇〇キロとうたわれ、角栄列島改造論では九、〇〇〇キロ以上と大ぶろしきをひろげられた新幹線が、三全総では、「高速鉄道網については、全国新幹線鉄道整備法に基づき既定基本計画路線(約七、〇〇〇キロメートル)があるが、国鉄財政

再建の成果、経済社会情勢の推移等を見極めつつ対処するものとする」「新幹線については、環境の保全に十分留意し（大石注、ともかくこういふ一文を挿入することで、環境へもちゃんと配慮した政策である、従前のものよりは生活環境重視（11））の方向を打ち出した、などと言うのは反論のしようもない。リップサーヴィスの最たるものと言うべきであろう）、東北、上越等工事中の新幹線の完成を図り、全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画5線については、環境等を含め徹底的な調査を行い、国鉄財政再建の成果、経済社会情勢の推移等を見極め、順次その建設を図る」と語られる。たしかに手放して新幹線建設へしやにむに突進しようとしていたのとは、大分トーンが違ってはいらぬ。しかし注意すべきはこの文章は新幹線建設促進派には、とにかくにも建設決定と解される（必ずしも曲解ではなく）文脈でもあれば、反対派には、徹底的な調査が先決条件であるかぎり、建設中止の含みさえあると主張できるふしもあるかたなくあるのである。そこに妥協と、官僚的作文の常套を見出すことは易々たることである。しかし事実上、上記の5線さえもが、すでにそのいずれもの建設は、国鉄に新たな赤字を積み重ねるだけのものであることが確たるところとなっているのである。それにもかかわらず、さきに引用したような文章しか書けぬところに、まさしく妥協そのものでしかない総合計画の致命的な欠陥が露呈しているのである。

四

さきに、石油ショック以後の期間がわが国戦後最大の自信喪失期であると述べたが、これについて一言付け加えておく必要がある。

そこで幅を利かしたのが否定の論理である。その時期をわれわれは否定の論理横行の時期と性格づけることも可能である。否定の論理のさきがけは、ほかならぬ「くたばれGNP」であった。また汚れた空の下でのビフテキよりも、青空の下で梅干しをなめているほうがまし、という言い方もはやった。やがて否定の論理は次々に押しひろげられ、開発には保全が対置され、商工業に対しては農業が、中央大都市に対しては地方主義が唱えられた。そして未来に対しては過去がせり出してき、何ごとによらず昔はよかった式の言説がまかり通った。それは子供らしい、構想力の欠如したものの言い方であって、本当に昔に返った生活などに現代人がとても堪えられるものではないことにはまったく眼をふさいでいるのである。

しかし実はこうした時代風潮が、計画の上にも影を落していることは注意しておく必要がある。内実は新全総と変りがないに庶幾いにもかかわらず、三全総があのような作文になったのは、この否定の論理横行の季節であることを無視してはついに理解不可能である。

要するに、わが国の地域開発は、関係各官庁の縄張り争いのしからしめるところ、網羅的、八方美人的な政策の羅列に流れる宿命を担っている。しかしその間、自ら重点のおき方に変遷は看取されるのであるが、それはむしろ、時代風潮の後追的な色彩の強いものであって、必ずしも好ましいとは言えぬていのものなのである。

五

われわれは今や要約の段階に入らねばならない。

言わぬものであるが、この狭い国土に一億二千万という人間

がより良く生活するためには、どうしても狭い国土の有効利用がなされねばならない。そのためにはネーションワイドな地域計画は必須である。高度工業化時代に入った今日の日本は、五〇年前の日本と比べると、環境の保全等で大いに問題があることは誰にもわかる事実である。美しかった日本の自然も今やずい分と損なわれた。

たしかに、天与の自然の維持と、工業化に基礎をおく生活水準の進との間には、基本的にはトレード・オフの関係がある。しかし、周到な——それも決して甚だしく困難な程度のものでないところの——地域計画を樹立し、それに従うとき、よい環境の保全と、工業化の推進、あるいは地域開発といってもよいし、それに基礎づけられた一人当り所得の向上といってもよいが、とは明確に両立可能なのである。その立場から今後も精力的に地域計画、地域政策は推進されねばならない。ネーションワイドな地域計画というものは十分に可能なのである。

もちろん、より狭い地域の、例えば市町村の地域計画、あるいは県の地域計画はより容易である。地域計画にあつてはその多くの分枝の整合性が何より大切であるが、それが地域が小となればなる程とり易いことは明白である。事実、市町村の地域計画ということになると、あの所謂フィジカルプランニングでほとんどカヴァーできるといってもいいぐらいなのである。（尤もこうは言うものの、各地に見出される、折角工業団地をきれいにつくっても、あるいは最後の快適な生活を保障するような住宅団地をつくっても、さっぱり企業や世帯がはりつかないというような事例は、フィジカルプランニング偏重の、総合性を欠いたというか、地域経済的な考慮におい

て欠くる所のあつた計画の悲劇である。）

ネーションワイドな地域計画では、この整合性の維持が極めて困難となる。計画のある所にオーブンな箇所を入れておき、ある自由度を認めるようにしておけば、それはそれでやり易く、それも一箇の立派な計画であるが、あらゆる点でそうした自由度を認めないということになる、この整合性の維持は計画の最も重大な問題となる。そしてそういう点では、わが国の全国計画はむしろ非常に良い出来のものと言うべきである。この点で一番出来のわるかったのは、角栄列島改造論である。これが、その八方美人性の結果、こうした整合性において到るところで破綻を露呈したのは致しかたがないところであろう。

六

それから、これまでのわが国の地域政策、地域開発計画はいずれも、いわば計画のための計画、大まかな希望の見取り図的な要素が強かった。今後進むべき方向の一応の指示といった感じであつて、計画の作成とその実施との間には甚だしいずれがあつた。話としてはうまく出来ている、しかし果して実現するのかね、という感じは否めなかつた。そしてそれらはいずれも強烈な「事実の論理」に圧倒され、わが国の地域構造は、それらの全国計画の指し示すところとはおよそ異なつた貌のものへとつつ走つた。拠点開発方式で期待したような結果を示したものがあつたであろうか。大規模プロジェクト方式はどうであつたか。新幹線工事は足ぶみのままであるし（足ぶみしているのがよい、わるいは別にして）、志布志、苫東地

区の開発はどうなったか。計画の描く像と現実の姿との間の大きなずれにわれわれは注意を払わずにはいられない。

このように考えるとき、われわれの地域政策にも次の二つの態度があり得ることになる。すなわち、一は、時代の趨勢を素直に認め、事実の論理を尊重して、大なる程度において（それべったりという）ことでは計画の名に値しないが）それに即るか、一は、些小理想に走るくらいはあるにしても、長期的な明確なヴィジョンを打ち出すか、である。

またその実行についても、能うかぎり計画の描く像そのまま、設計図そのままの地域構造を実現しようとするか、あるいは、計画を単なる参考目標として、一応提示するだけであって、実現態がそれとどの程度ずれてもさして意に介しない、その意味でまさしく単なる目安であると考えるか、の二つの態度があり得る。

それらはいずれも成立し得る態度であることをはっきり言っておきたい。しかしわが国のこれまでの全国計画の場合は、実はこれらの点が必ずしも明瞭でなかったらうらみがある。一応の参考資料、一応の目安の如くでもあれば、官民一体となつての努力目標（ということは何うかぎり、それをそのまま実現することがよしとされるわけである）の如くでもあるといった按配である。

どちらでもよいが、それを明瞭にすることだけではどうしても必要である。そしてもし、そうした計画をなるとしてそのままの形で実現することをもって政策目標とするならば、その場合の政策は与件政策（Datapointik）を超えた、強い程度の直接介入政策が不可欠であることも明白であると思われる。

「方公共団体等の施策を連携させて行く」など、百万言を費してもどうにもならぬところであり、中央政府の断乎とした資金投下なしには話にもならぬのである。

（後註）

本稿は一九七八年五月山口大学において開催された日本経済政策学会第三五回大会で行った報告を修正加筆したものである。修正にさいしては鹿児島経済大学高橋良宣教授を始めとする多くのかたがたの席上、およびその後の私的な談話の間のコメント、教示に多くを負うている。記して感謝の意を表す。

これまでは、画は描いたが、その画のすがたを実現するための手はほとんど（というのはいさかきびしすぎるかもしれないが）うたれることがなかったというのが実状であった。定住圏構想自体巨細に吟味すればずいぶん問題の多い考え方であるが、ここはその立ち入った批判をすべき場ではない。しかしともかくその考え方は一応大綱として是認できるものと言つてもよいであらう。しかしそのこと、このような定住圏が実際に成立することとはまったく別のことであることは、どんなに強調しても強調しすぎることはない大切な点である。従来、こうした地域開発計画は、その実現の裏打ちとなる資金計画を随伴せぬものであった。こういう計画をたてたからと云うことで、ほんの僅かな予算措置が講ぜられただけが実際のプラスという、これまでのやり口では、とても所期のすがたの実現など期待するほうがどうかしているというものである。定住圏結構である。しかしそれを本当に実現しようとするならば、オーダをまったく異にする政府の直接投資が必要であることだけははっきり申し述べておきたい。それは、ブラジルが新首都ブラジリアの建設のために強度のインフレーションを受け入れねばなかつたように、まぢがいなく大きなインフレーション要因ともなるものである。それを甘んじて容認し、なおかつ定住圏構想の実現につき進む覚悟がないならば、定住圏構想も所詮は画に描いた餅にすぎず、大平アワー首相の田園都市構想も口先だけのお題目となつてしまうこと必定である。構想の実現には、気の遠くなるような資金が必要である。この点こそは、計画当局が、「地域の主体的構想のもとに」「地域の創意を核とした地域づくりを進め」、「地域のデザインを支援する形で、国、地

産業政策という概念は必ずしも明確ではなく、富士・八幡合併是非の論ぜられたころ、貝塚啓明は、それを日本特有の用語法として、「通産省が行う政策」にはかならずと「定義」したことがある(1)。この皮肉な定義には、わが国の産業政策が産業のための政策としてではなく、公共政策の一環として位置づけられるべきときが来たという主張がこめられていたと思われる。だが、宮沢健一は、さいきんでは海外でも産業政策という課題のリポートが刊行されはじめたこと、それを通覧して見えることは、産業政策とは、目的手段が明確に規定される財政政策や金融政策とは同一次元にならぶ性格のものではなく、経済政策一般のコンテキストの中で考えられ、そのなかで諸産業を直接の対象とする政策領域と指摘している(2)。

この報告では、宮沢の指摘のように、産業政策を広い意味でとらえ、「日本株式会社」——政府が経済発展を誘導していく仕方と、政府とビジネスとの相互作用による政策体系——に焦点をおいている。日本株式会社とは、戦後の経済復興をなしたげた中進国日本経済が、米欧先進国へのキャッチ・アップを開始したとき、それを効率よく達成するために、形成された官民協調体制(3)にはかならず

い。この政策体系は、米商務省リポート『株式会社日本』が正しく指摘したように、官僚が行動指令を発し、業界がこれに従うというシステムではなく、その目標設定は、政府と業界との合意の結果であり、この合意形成をめぐる官僚や業界各グループそれぞれの内部あるいは相互間の競争と内部闘争は激しく行われ、その構造は「一枚岩的なものからはほど遠い」(4)のである。

二

戦後日本の経済政策史は四つの時期に区分することができる。

第一期(一九四五年～一九四九年) 敗戦からはじまった戦後インフレのなかでの日本経済の復興の時期である。インフレ型資金散布によって重工業部門の優先的回復を促進し、これによって日本経済を復興の軌道に乗せ、ドッジラインによってインフレを収束し一ドル＝三六〇円レートにより国際経済への復帰の道を開いた時期である。第二期(一九五〇年～一九五九年) 朝鮮特需によるドル収入をえて、経済自立を目標に産業合理化を推進し、資本蓄積優先措置を整備定着させ、重要産業の合理化と規模拡大、新規産業部門の育成努力を進める時期である。その後期には高成長の下で技術革新による産業

近代化が急激に進行した。

第三期(一九六〇年～一九七〇年) 「所得倍増計画」と国際化推進の時期である。第二期の資本蓄積優先政策は基本的に継承・促進され、国際化は三十五年六月の貿易為替自由化計画大綱によりスタートし、三十九年四月OECD加盟を契機として資本自由化が進められる。日本経済の先進国へのキャッチ・アップはこの時期に達成され、通貨調整が不可避となる。

第四期(一九七一年～) 円切上げ、石油危機を経て現在にいたる時期である。戦後の(いな明治百年の)経済政策の基本的目標が達成されるとともに、産業第一主義により他の目標を犠牲にしてきた経済政策と産業体制の欠陥が露呈する。通貨調整のタイミングの遅れ、それを契機とする政策失敗、インフレの加速と石油危機によって、産業管理システムの全体系が問われる時期である。

日本株式会社が積極的な経済的社会的役割を發揮したのは、第二期と第三期であり、第四期はその歴史的使命を終えたにもかかわらず、なお存続することによって、さまざまな社会的摩擦を生む時期ということが出来る。

ここで第二期の前半に焦点をおいて、日本株式会社がなぜよく機能したのかを考察しよう。この時期における政治の争点は、資本主義か社会主義かというイデオロギー的な体制選択と密接に関連した外交軍事の諸問題に集中しており、経済政策の実質的な推進は行政官僚にゆだねられていたといえる。米ソ対立のなかで、米国と同盟する道を選択した政治の下で、官僚による産業政策の目標選定とその達成のための戦略が端的に示されたのは通産省企業局編『企業

合理化の諸問題』(昭和二十七年)であろう。この文書は、独立をその名に値するものとするには、「堅固な基盤の上に民主主義を確立すること」および「経済自立を達成すること」であるとし、経済自立を「合理的な雇用水準を維持しつつ、生活水準を高め、同時に外国よりの援助なくして国際收支の均衡を実現する状態」と定義し、この自立達成のために、「開発主義」(国内開発優先主義)と「貿易主義」の二つの道のあることを指摘して、貿易主義を選択している。そして、戦後の先進・後進諸国の工業化の状況とわが国輸出外貨手取率の分析に基づいて、輸出振興のために、困難ではあるが重工業、とくに総合機械・金属工業と化学工業を輸出産業の主力とすべきことを強調し、そのための合理化施策の必要性を強調している。ただしそこでは民主主義国家としての日本は「低賃金を支柱としてダンピングは行うべきでない」とし、機械設備の合理化・近代化、これを使う技術の向上、そのための資本蓄積促進策の必要が強調されている。

米国依存の強い政治姿勢の下で、経済についてもやがて実体的ないことが明らかとなる「日米経済協力」に幻想を持つ政治家・財界人の行動が目立った時期に、通産官僚が、外国の経済援助よりも重化学工業化による貿易の拡大を重視し、そこに経済自立の道を求めたことは、正当な産業政策の目標設定として評価されるべきだろう。経済自立のために、産業構造の高度化を進め、国際競争力を強化し、それによって経済成長を図るという政策目標の達成のために、多面的な政策装置が整備されたのは昭和二十年末であった。

(1) 税法上の資本蓄積促進策として、一連の租税特別措置が昭和

二十五年から実施され、二十七年の企業合理化促進法の制定によって大きく拡大された。これらの制度は、①資産再評価（第一次二十五年、第二次二十六・二十七年、第三次二十九・三十年）、②各種引当金・準備金の創設による企業経理面の優遇、③租税の特別減免（特定物産所得の免税、輸出所得の特別控除）、④特別償却制度（合理化機械に対する初年度二分の一、三年間五割増特別償却）など多岐にわたっている。

(2) 財政投融资の推進と政府系金融機関の整備。産業育成型政府投資は、昭和二十六～二十八年度には、産業設備資金調達（外部資金）八、六〇〇億円のはぼ三分の一にあたる二、八七九億円に上っている（ほかに資金運用部による金融債引受年間三〇〇億円があり、これを含めれば、四〇パーセントとなる）。一連の政府系金融機関、長期輸出金融専門機関として輸出優遇措置を図る日本輸出入銀行（昭和二十五年輸出銀行として発足、二十七年輸出入銀行となる）、経済再建・産業開発のための民間金融補充機能を担う長期金融機関として日本開発銀行（昭和二十六年開設）、中小企業に長期低利の設備資金を供給する中小企業金融公庫（昭和二十八年開設）、が整備される。

(3) 国家資金による産業基盤投資の推進。「企業合理化促進法」はまた、工場用地・用水・道路・港湾など、企業合理化のための基盤投資に、事業者の要請により、国家資金を優先的に配分する道を開いた。五〇年代以降、近代的な工場建設のために不可欠な産業関連施設に、中央政府の一元的な開発計画による国家資金の大幅な投入が推進されたのである。

(4) 資金面からの産業育成措置として、国家資金の役割は大きい。の活力を失わせる危険性があるが、企業が国際的な品質・コスト・価格水準の実現を目標として激しい競争を展開したために、それは重化学工業育成に積極的な役割を演じたのである(6)。

手厚い産業優先措置は一步誤れば、「多大の『癒着』、腐敗、非能率、無責任体制につながりかねないデリケートなシステム」なのであり、現実にはもちろんそうしたマイナス面があったにしろ、それがよく機能したのは、一つは個々の行政担当者の知的水準と道徳的資質の高さ、勤勉さ、行政機構における若いエリート層の発言権の尊重などによるものである。それとともに、手厚い保護育成の恩恵にあずかる企業の側に、企業努力を忘れぬ「旺盛な企業家精神を持つ経営者が輩出した」ことによるのである(7)。

資本金を上回る特許使用料をデモポンに支払って、ナイロンに社運を賭けた東レ社長の田代茂樹、鉄鋼資源なき日本での新規高炉建設は国際競争力ゼロという業界の通念に逆らって、臨海量産型新鋭一貫製鉄所建設を推進した川鉄社長の西山弥太郎、資本金の六倍を超える最新鋭機械設備の輸入により世界のオートバイメーカーの道を選択した本田技術の創立者本田宗一郎、二〇年から三〇年のおくれのある乗用車産業を日本で育成するのは無意味という政・財界人の通念に挑戦し「創業以来の方針である日本人の頭と腕による乗用車産業確立」に賭けたトヨタ社長の石田退三などはその典型的な事例であった(8)。

これらの企業家たちは育成措置があったから、思い切った投資を進めたのではなく、逆に「自分の城は自分で守れ」（石田退三）とするその決断が、育成措置を招きよせていることに注目すべきである

が、それは蓄積運動のスタートに積極的な役割を演じたのであり、蓄積運動が軌道に乗ったのちは、補充的な地位に後退し、投資促進のための主要な政策手段としては低金利政策が決定的な役割を持った。日本の低金利政策の特徴は、預金金利、貸出金利、公定歩合さらに公社債発行条件を制度的に決定し、これらの人為的な利子率を市場の実勢利子率（コール市場利子率）がそれを反映する）よりも低い水準におさえようとしているところにある。このようなシステムを維持するためには、銀行への行政介入が不可避となる（戦後の銀行行政は、支店の増設の許認可をはじめとして銀行経営に立ち入った行政指導が行われ、銀行間競争はチェックされてその不安定要因が除去されていたのである）。このシステムの下では金融引き締め期でさえも公定歩合はコールレートよりも低水準にあったから、銀行は日銀借入額を増加させるほど得であり、これに対して日銀は個々の銀行の貸出査定を行い、その窓口規制によって資金を割り当てるといふ日本特有の統制手段をとったのである。このような低金利政策によって社会的資金を低金利で産業に利用させ、同時に日銀の信用創造によって資本蓄積を促進したのである(9)。

(5) 産業構造高度化を推進するために、行政当局は、重化学工業部門の幼稚産業の重点的な育成のために、国内市場を国際市場の影響から遮断した封鎖経済体制を整備した。それは、関税障壁とともに、「外国為替及外国貿易管理法」に基づく外貨割当制による輸入制限・禁止措置、および「外資法」による外資の重要産業への直接進出規制、国内企業の技術革新に寄与しうる外国技術導入の促進措置などに基づいている。このような温室経済は、一步誤れば、産業

う。これらの人々は本田を除いていわゆる「三等重役」であるが、戦後旧財閥資本主義の解体、財界人の公職追放、経営者支配の確立の過程で、若くして大企業経営者となったこの人々のなかには、現代の大企業とは違って、既存の業界秩序や通念にとらわれることなく企業家精神の持ち主が、少なくなかったのである。また本田に象徴される強烈で自由な企業家行動は、中小企業のなかに多く潜在していた企業家的才能が、戦後の既成秩序の動搖期に大きく開花したことを示している（それは昭和三十年代以降の中堅企業群生の端緒を示すものでもある）。

三

このような企業家的行動が、特定企業に止まることなくそれと競争する企業群を巻き込むこととなったのは、戦後日本の産業組織が市場集中度の高い大企業種においても競争的寡占特制と特徴づけられたように強い競争的性格を持っていたためである。その特徴は次のような諸要因に基づいていた(9)。

すなわち、①占領政策によって財閥型企業集団は公私の独占企業とともに解体され、重要産業部門にまたがって、これをコントロールするような支配中枢は消滅した。それは成長分野への大企業の参入を容易とし、水平的競争を促進した。②設備老朽化と技術革新によって既存企業の技術的優位が動搖した。海外からの最新設備の導入、外国技術の導入によって、旧来の技術独占は崩壊し、新企業や二番手企業も先発企業に挑戦しえた。企業序列は流動化したのである。③多くの産業が大規模生産の利益を大きく発揮できるような発

展段階にあった。規模拡大によって大幅なコスト低下が見込まれたために、企業は国際的なコスト水準の実現を目標に強引な投資競争を展開した。④低金利政策の下で大企業は設備投資資金を低金利で調達することができた。技術革新に伴って大型化していった投資については、金融機関は協調融資（開銀、長銀、その他市銀との）によってリスクの分散を図ったのである。協調融資は強い融資系列を制約することになったが、反面では銀行は相互間の競争によって資金運用の効率化を求めて融資系列の拡大に積極的となった。それは、大企業の相互参入を促進するものとして作用したのである。⑤需要の急激な拡大により新規参入が促進された。既成・先発企業は先発超過利潤を獲得するが、その価格水準は後発企業の新参入を刺激し、結局価格は低下せざるをえない。しかし、先発企業はいち早くスケール・アップによるコスト低下によって平均を上回る利潤率を獲得し、後発企業も市場拡大により利益を実現し、発展の機会をつかむことができたのである。

このような産業組織の形成と発展を可能とした基礎は、戦後経済体制の民主的改革であった。

まず第一に、反戦平和の運動は、広い範囲の国民の共感を獲得し、軍備拡張に歯止めをかけることに成功した。保守支配勢力は、米国の軍事同盟と独自の軍事力強化を選択したにもかかわらず、国民の反戦意識を無視することはできず、軍備よりも資本蓄積を優先させ、GNPに占める防衛費の割合を最低に抑え、軍備について漸増方式をとらざるをえなかった。それは軍事への人的物的資源浪費を最小限に歯止め、経済成長を促進する結果となったのである(10)。

「もはや戦後ではない。回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によって支えられる」と指摘したのは、昭和三十一年の『経済白書』であった。すでに量的な復興をなしとげ、合理化を進めはじめていた産業は、この時期から技術革新を伴う本格的設備投資に踏み切り、重化学工業化が進行した。

昭和三十年代に開花したわが国の重化学工業化は軍需と深く結合した戦前・戦中型のそれとは違って、設備投資主導型であり、かつ最終需要を個人消費に求める、つまり量産型耐久消費財依存の重化学工業化であった。それゆえ、それは所得水準の上昇および消費パターンの均一化（消費革命）と並行して進んだのである。

出発点において輸入代替工業化として進められた重化学工業化は、技術革新と量産規模の拡大によって労働生産性が上昇するにつれて、賃金コストを低下させて国際比較優位を強化し、また世界需要の動向に適合して輸出依存度を向上させて、昭和四十年代はじめには輸出構造の重化学工業化を完全に達成している。この過程を通じてわが国の大企業は世界市場の競争に耐えうる最小適度規模に到達し、国際的なビッグビジネスとして発展する端緒をつかんだのである。

国際経済における日本の地位上昇は、貿易・資本自由化による開放体制への移行を経済政策の日程にのぼらせた。日本経済の国際競争力強化の時期は、冷戦が峠を越して、国際関係における軍事力の意義が相対的に低下し、経済重視の時代の到来と一致していた。一応の軍事的均衡の下で、米ソの対決点は、第三世界への開発援助と経済成長によって示される体制としての優劣に移行しはじめていたのであり、日本の経済発展は、米国の積極的に歓迎するところとな

第二に、すでに述べたように財閥解体は古い資本主義秩序を崩壊させ、産業の競争と革新を活性化するのに大いに役立った。もっとも再度にわたる独禁法の改正は、経済力の過度集中とカルテル形成を容易としたが、しかしそれは硬直的な寡占体制をもたらすまでにはいたらなかった。

第三に、農地改革は、地主的土地所有制を根底からくつがえし、広範な自作農体制をつくり出し、農村における富の集中と偏在の既成秩序を一掃することにより、諸産業にとって国内市場の新しいフロンティアをつくり出した(11)。

第四に、労働基本権の確立は、労働運動の高揚と大衆化を進め、雇用と所得の安定化機構を形成させた。それは農地改革とともに、経済成長の成果を勤労者に配分していく新しい機構となり、社会各層にそれぞれの集団的行動を通じて権利主張と利益増進の仕方を教えるものとしての役割を果たした。労働組合はその建前はともかく、実際には日本株式会社に対する敵対的要素とはならなかった。民間企業についていう限り、企業別労働組合は企業との「運命共同体」を形成したのである。

第五に、戦後民主主義は身分意識を弱め、機会均等の思想を浸透させて、人々の向上心を刺激し、経済成長への国民的エネルギーを引出すという役割を演じた。そしてこのようにして実現された所得の上昇は、大型市場の形成に寄与し、かつ子女の教育における機会均等を物質的に裏づけたのである(12)。

四

ってきた。日本は米国の核のかさに依存しつつ、その政治的軍事的リーダーシップの下で、経済大国への道を歩むことが可能となってきたのである(13)。

この段階で政府は昭和三十五年六月、貿易為替の自由化計画を策定し、その実行を予定より早めつつ三十七年十月に自由化率九〇パーセントを実現した。これと並行して、日本は先進国の一つとしての国際経済への復帰を進め、(昭和三十八年二月にガット一四条国から、一一一条国「国際収支を理由に輸入制限を行わぬ義務を受諾する国」に、三十九年四月にIMF一四条国から、八条国「經常取引については為替制限を行わない国」に移行)三十九年四月にOECD加盟を認められる。この加盟の予備交渉を通じて日本は資本自由化を原則的に受け入れたのである。

資本自由化にさいし、政府・財界主流は、新産業体制の確立¹⁴産業再編成の遂行を強力に主張しはじめた。それは、中進国のキャッチ・アップの手段であった日本株式会社を先進国巨大企業への対抗措置として役立たせようとするものであった。新産業体制の構想は、昭和三十八年に発表された通産省の両角良彦の論文「産業体制論——通産省側の一提案」(14)に明らかである。この論文は、企業の過小規模と過当競争を日本経済特有の現象として指摘し、その根底に金融機関のいわゆる系列ワンセット主義の弊害を見出す。さらに自由化のための国際競争力は規模の徹底的な追求によって実現されるが、そのためには企業の合併・統合、生産の集中と専門化が必要であるとしている。にもかかわらず、それへの抵抗要因は多く残存しており、このような要請へのすみやかな適合は個々の企業努

力を超えるものであると判断し、したがってそれは現実の経済運営の三つの主体である産業界・金融界・政府の共同努力、いわゆる官民協調方式によって実現すべきであると主張したのである。このような政策論は、この時期までの産業政策の転換を要求するものであった。

両角によって示された現状認識と産業再編成の構想は、「特定産業振興臨時措置法案」として立法化が図られた。

この法案は、国際競争力強化が必要とされる産業について、生産または経営の規模の適正化を通じて産業活動を効率化するという目的を実現するため、特定産業の振興基準を通産省と産業界代表とが作成し（金融界代表と大蔵省はこの討議に参加する）、設備投資の適正化、事業共同化、合併についての一般的な方針を決定する。またこの基準に沿う活動にさいして国は金融、税制上の優遇措置を講じ、銀行はこの趣旨に沿うよう留意するなどの内容をもっていた。

要するに「特振法」は日本型混合経済体制の強化によって、特定産業の競争を制限し、融資系列をある程度制約し、企業の中で合併を促進しようとするものであった。

だが「特振法」は約一年半にわたるPRと三度までの国会提出にもかかわらず、法案の審議にはいることなく流産してしまつた。それは第一に、通産省の官僚統制を懸念する財界が自主調整論を対置して企業の自主性を強調し、スポンサーとならなかつたからであり、また融資系列の解消・制約をねらう通産省に対して金融界・大蔵省が対立するなど政策主体内部に矛盾対立があつたからである(註)。それは日本株式会社が一枚岩の構造をもつていないことを端的に表現す

このような行政当局の姿勢を客観的に支えるものは、大規模産業において新規参入の機会がほぼ消滅したという各産業における企業間競争の現実であつた。もはやこの段階では、二十年代から三十年代にかけて、イノベーションに挑戦した大企業経営者の企業家精神は失われつつあり、現状に安住しようとするその老化現象が目立ち、はじめていたのである。

政府・財界の資本自由化への危機感に対して、革新勢力がそれを上回る危機感を持ったことは注目し値する。すなわち革新は、資本自由化を「アメリカ帝国主義」への屈服による「反人民的民族的政策」とみなし、国内産業の防衛を訴え、資本自由化反対、その大幅延期を主張したのである。資本自由化をできるだけ引き延ばそうとする点で、政・官・財・労の一体感が形成されたのであり、それはまさしく異常なナショナリズムの昂揚であり、日本株式会社の健全を証明するものであつた。

だが資本自由化は、いたずらな危機意識によって対応する前に、冷静な現状認識に基づいて評価すべき問題であつた。

まず第一に、それは急速に強化しつつあつた日本産業の国際競争力の認識から出発すべきであつた。もはやリーディング・インダストリーが産業保護主義を要求する時代は過ぎ去つていたのである。

第二に、外資の日本経済に果たす役割について客観的評価(註)が進められるべきであつた。戦後日本に対する外資の進出が、国民経済のアメリカ帝国主義への従属を進めたという判断は、基本的には成り立たない。外資法の制約もあつてわが国への外資進出は、主として借款の形式をとるものが多く、国内産業資金調達に占めるその

るものであつた。

とはいえ「特振法」の流産は、新産業体制論の破綻を意味するものではなく、その発想は昭和四十年の「構造的不況」を契機として再度クローズアップされ、通産行政は合衆・石油化学・紙パルプなどについての協調懇談会、石油化学・乗用車・特殊鋼に対する開銀からの体制金融、日産・プリンスの合併に代表される企業合併、企業提携への行政指導などを通じて、積極的に協調的寡占体制の形成を推進した。

資本自由化の進行は貿易自由化よりも遅く、それが部分的に実行されたのは、ようやく昭和四十二年のことであり、外資審議会が「〇〇パーセント自由化(例外五品目を除く)」方針を決定したのは、四十八年三月のことであつた。

資本自由化に対して政府・与党および通産省を中心とする行政当局は、それを「外庄」と受け取り、その進行を可能な限りおくらせようと努力したのである。また財界は貿易拡大や資本進出のためには自由化を承認せざるを得ないとしても外資進出による競争激化と外資の乗っ取りに対してはきわめて警戒的であり、総論(原則)賛成、各論(個別業種自由化)反対の態度を強くとつたのである。

行政当局の外資に対する態度は、外資とくに巨大な多国籍企業に対する危機意識に基づいており、異常な熱意をもって産業組織に介入し、寡占体制を強化しようとしたのは、それへの対抗措置だったのである(そこには自由化により為替管理という重要な政策手段を失うかわりに、産業介入への決め手を維持しようとする官僚意識も強く働いていた)。

ウエイトは小さいが、それは電力・鉄鋼・石油・自動車産業のトップ企業グループに集中する傾向があり、その金利は、国内金融よりはるかに低かつた。

この借款は、(一)企業規模が巨大化し、融資系列の枠内ではとうていまかないきれぬ資金量の必要な企業、(二)融資系列があつても企業成長に融資力が追いつけぬ企業、(三)旧財閥系企業ほど銀行とのつながりが密接でない企業、のそれぞれに集中することによって各産業の寡占体制を打破し、産業組織の競争的性格を強める役割を果たし、また国際収支の天井を高める役割を演じたのである。

また技術導入は、基本的には、資本でなく、商品としての技術・ノウハウの導入であり、売手独占・寡占は成立せず、かつ、導入企業が外資に従属するというケースはほとんどなく、むしろ技術導入によって企業成長が達成され、外資に対して相対的独自性を強めるものが多かつたのである。また「外資従属の典型」とみなされてきた石油産業については、わが国石油産業の再建が寡占体制の下で著しく外資に依存した形(原油・設備資金調達)でスタートしたとしても、その後の発展過程を通じて、「民族系企業」のシェアの伸び率は高く(政府の外資割当制度がその助成に役立つ)、これら企業の資金調達は外資借款によって解決し、外国原油資本の売り込み競争と相まって、民族系企業の地位向上をとげたのである。

現代における国際企業進出は、植民地主義の崩壊の下では単純に他国民経済の支配をなしうるものではなく、利潤追求と進出国のナショナル・インダレストとの調整に迫られるのであり、ましてや日本のような経済大国への進出は、先進国相互間の水平的分業の展開

以外のものではなく、基本的には国際的な物的・人的資源の適正配分に役立ち、諸国民の生活水準を高めるものなのである(17)。

第三に、このようにみてくるならば、資本自由化は、四十年代にはいって硬直化の徴候を示はじめていた大規模産業の寡占体制を打破し、雇用の増加と国民生活を充実させる政策手段として活用するという姿勢で対処すべきであった。そして予想された海外ビッグビジネスの正常なコスト・価格競争力でなく、不当な資本力をもってする独占的寡占的支配力の發揮に対しては、独禁法の強化とその厳正な運用によって対処すればよいのである。にもかかわらず、財界は独禁法の緩和を要求し、独禁法九条の削除によって持株会社の確立を図るといふ提案さえも行っていったのである。

資本自由化によって日本の重要産業が米國資本によって支配されてしまふといった事態はもちろんおこらなかつた。むしろ日本の対外投資の方がより大きな国際問題となり(日本の海外投資許可実績は四十四年を転機として激増し、四十四年一・二三億ドルから四十八年五四・六九億ドルとなる)、日本企業の東南アジア進出が問題視されるまでには、あと数年しか要しなかつたのである(18)。また、心配されていた「日米技術ギャップ」が、技術導入に伴う外資の資本参加の激増を招くこともなく、それは明白に縮小傾向を示したのである(例えば米國パテントに対する日本の認可と日本パテントに対する米國の認可件数の比率は、一九六六年には、四、六八三件対一、一二二件であったのに、七三年には、五、四八五件対四、九三九件となっている(19))。

資本自由化論議の活発化したこの時期には、民間設備投資主導に

くなつたのである。

こうした状況変化を反映して七〇年代にはいってから、産業管理システムの改革と産業構造転換をめぐるさまざまな意見や提言が各方面から提出されるようになった(21)。その代表的なものには、(1)産業構造審議会中間答申『七〇年代の通商産業政策の基本方向はいかにあるべきか』(七二年五月)、(2)田中角栄『日本列島改造論』(七二年六月)、(3)産業計画懇談会『産業構造の改革——公害と資源を中心に——』(七二年十月)、(4)産業構造審議会『わが産業構造の方向』(七四年九月)などがある。

これらの提言は、しかしながら経済政策や産業管理について理念・目標・手段の全体系にわたる検討が不徹底であり、新しい問題を古い制度の延長線上で、しかも即席の手段で処理しようとする傾向が強く、産業政策を根本的に転換する契機たりうるものはいつも無い。脱工業化社会論の影響を深く受け、七〇年代以降の時代は明治百年とは異質のものであることを正しく強調し、重化学工業型産業構造にかわる新しい知識集約型産業構造という転換目標を示している「中間答申」にしても、産業構造の転換にはまず制度の革新が前提であり、新しい理念・目標・手段の体系を必要とする、ということとを理解していない。そのために、研究開発・公害・資源・インフラといった今日の一連の諸問題もいまままでの制度の枠の中で対処しようとしており、したがって特定個別産業の育成・助成・振興措置などの日本株式会社の装置がそのまま活用されようとしている。

また産計懇提言のように、脱公害・省資源のための重化学工業の成長凍結を主張し、企業活動に対する強い統制を要求することは、

よる成長優先型経済の諸矛盾——民間資本ストックと社会資本ストックとのアンバランス、とくに生活基盤投資の不足と貧弱な社会保障、さらに深刻化する公害問題など——が表面化し、産業優先主義の転換が不可避となりつつあった。またこの時期には重化学工業の雇用吸収はいちじるしく鈍化してきており、重化学工業に追いつける雇用政策ではなく、新たに雇用優先型の産業政策のあり方が問われるべきであった。だが資本自由化論議は、日本株式会社のあり方を問うよりも、逆にそれを強化しようとする動きを強めるものとなっていたのである。

五

一九六〇年代に先進国水準へのキャッチ・アップという課題を達成した日本経済は、七〇年代にはいって重化学工業の成熟期を迎えると同時に、欧米の先進的技術・市場の導入を中心とした模倣型発展の時代に終わりをつけた。そして産業第一主義によって他のあらゆる目標が犠牲にされてきたこれまでの経済政策の諸欠陥が、いっせいに露呈されることとなった。深刻な環境破壊および過密・過疎の問題、資源エネルギー制約の表面化、あるいはインフレの加速化などであり、これらは国民の激しい不満を噴出させている。

また経済の大規模化に伴って国際環境も、単なる与件であり、日本の行動は他国に影響を与えるものではない、という小国の仮定が崩壊し、先進国・後進国双方に対するインパクトを考慮せざるをえなくなってきた(20)。先進国に追いつき、国際競争力を強化する、という大義名分は消滅し、日本株式会社は解体過程にはいらざるをえな

これまでの個別産業育成政策の裏返しであり、日本株式会社の存続を前提としたものであることは言をまたない。こうした考え方に立つ限り、産業界と行政官庁との癒着の再生産は避けられず、経済政策全体への整合性が見失われる危険は大きいであろう。

今日、構造転換のための新しい目標設定が、さし迫った課題となつている。それは、先進国型産業構造の実現を目指した模倣型発展を、無公害・安全性の徹底と、資源節約・リサイクルの確立のための創造的發展におきかえ、新しい国民的ニーズを掘り起こし、それに応えるものでなければならぬ。

だが、新しい国民的ニーズの把握は決して容易ではない。それは官僚テクノクラートにおいて設定できる問題でもなければ、世論調査によって知りうる性質の問題でもない。人々のニーズはたき台がなければつかめない。みずからリスクをとおしてたたき台をつくり、それによってニーズを明確化しようるのは企業のほかにはありえない。また、集会的にしか充足できないニーズについては公共的なレベルで問題領域が設定されなければならない。しかし、それさえも、課題の大半を固なり自治体なりが一定のリスクを負いつつ設定したうえで、民間企業に具体的なプロジェクトを提案させる実験事業計画として開発することが適切だろう。

すなわち、模倣的發展の時代に効果を發揮しえた新産業の直接的保護政策は、現代においてはもはや有効でなく、それよりも企業のイニシアチブによる新産業分野の開発を容易にするような環境整備こそ、政策の目標とされなければならない。

さらに広い範囲にわたって、「構造不況産業」が出現している今

日、構造転換の目標は新しい雇用創造におかれなければならない。それは社会サービス分野に重点がおかれるが、同時に、人々の企業家的才能を発揮しうる機会を拡大することによって、雇用増加を図ることが構想されなければならないであろう。

このような諸要求に答えるには、新しい産業化のパターンが提起されなければならないのである。

産業社会の目標転換はその理念の転換を前提とする。高度成長時代においては産業政策は効率の発揮を優先させたが、そのような政策の欠陥が明らかとなった今日、それはこれまでのような産業のための政策ではなく、産業の効率追求に社会的公正の原則に基づく枠組みをかけ、平等主義の原則による税制改革と社会保障充実によって不平等の進行をくい止め、分権化を推進して自由への要求を解決するような政策でなければならなくなっている。すなわちわれわれは、効率・公正・平等・自由という対立を含む価値理念を統合しうるような経済システムを追求しなければならないのである。

このようなシステムとして実現可能なのは、社会的に制御された市場経済体制であろう。ここでいう市場経済体制とは、可能な限り経済活動を分権化し、民間の多様な性格と規模をもつ独立の経済主体にそれをゆだねることを原則とするものであり、「社会内制御」とは、公共政策によって市場経済の枠組みとルールを設定することおよび民間部門にゆだねることが好ましくない経済活動のみを政府が責任をもって遂行することを意味する。

このようなシステムは、これまで過度な、経済力集中を放任してきた市場経済を否認するものではなく、ましてそのの、行政介入の業を現状に安住させて、その活力を失わせる結果をもたらしかねないのである。だが、現実には市場経済への権力の介入を推進しかねないこれらの立法措置も、幸いなことに中小企業のなかからイノベーターが出現することを阻止してはいない。

消費者志向に徹して大型店進出のメリットを自己の存続と発展のために活用しようとする小売業者、既成産業の停滞と斜陽化のなかで、転換能力の発揮によって新分野を切りひらいている企業の少なからぬ存在は、このことを示している⁽²³⁾。産業構造の転換過程は、それへの抵抗を生むとしても、その転換に対応ないし先取りする志向を持つ人々は、決して少数ではなく、われわれはわが国の市場経済の前途に期待してよいのである。

社会的に制御された市場経済体制が、よく機能するためには、独立の経済主体の意志決定と運営、および行政当局の政策決定と実行にさいして、社会的な監査と制御のシステムが、いかえれば国民大衆の参加の制度化が全面的に進められなければならない。

一口でいえば、現実のテクノクラート主導型の集権化志向管理社会は、イノベーター主導型に分権化志向参加社会へと革新されなければならないのである⁽²⁴⁾。

(1) 「新古典派総合の立場からみた政策体系」東洋経済臨時増刊、昭和四三年二月一日号。

(2) 「産業政策の理念と市場機構」東洋経済臨時増刊、昭和四九年六月九日号。

(3) 並木信義「崩壊する日本株式会社」東洋経済、昭和五一年五月十二日号。

強化や助成・育成・恩典措置の活用といった日本型計画経済とのからみあい承認するものでないことはいうまでもない。それはこのような日本型混合体制を克服することによって、新たに意識的に創造されなければならないシステムなのである。

このシステムがよく機能するためには、独占禁止政策の強化が進められなければならない。ようやく七七年に実現した独禁法改正は、今日、自由な市場経済を徹底するための最低限の法的措置である。

この改正独禁法には、なお不徹底な要素も多く、さらにその運用にさいして多くの改革さるべき問題（独禁法の運用が公取委に独占され、寡占企業の不正な市場行動に対して、企業・消費者は直接違反者を告発し、訴訟する権限を持たず、国会に、反独占政策を専門的な視野から検討しうる、アメリカのキープフォーバー委員会のような常設委員会を抜き、国民参加のもとで、独禁政策を推進する制度を持たない）が残されている⁽²⁵⁾。しかしこの改正が、戦後一貫して進められてきた独禁政策の後退に終止符を打ち、その強化の方向に転換したことは、経済力集中放任政策が分権化政策に逆転しつつあることを示すものとして評価してよいのである。

このような産業組織政策の転換にもかかわらず、中小企業政策の分野では、中小企業分野調整法の制定、大店法の制定とその改正強化にみられるような競争抑制的な側面を持つ保護政策が、福祉優先という新しい国民的合意の下で進められていることが見落せない。

業者の権利主張と反大企業ムードのもとで、保革連合によって推進されているこのような政策は、中小企業分野への大企業進出を排除・抑制するとともに、中小企業の成長をも阻止し、多数の中小企業

(4) 米国商務省編、大原・吉田訳『株式会社日本』昭和四七年、二九一—二九二ページ参照。

(5) 長銀産業研究会『主要産業戦後二十五年史』昭和四七年、二六—二七ページ以下。正村公宏編『日本経済』日本評論社、昭和五十年。国民経済研究協会『市場機構に対する政府介入のあり方』第六章参照。

(6) 鶴田俊正『産業政策』と企業経営』小林正彬ほか編『日本経営史を学ぶ』3、昭和五一年。

(7) 飯田経夫の指摘による。飯田経夫ほか共著『現代日本経済史』戦後三〇年の歩み』昭和五一年、下巻三〇六—三〇七ページ。

(8) 拙稿『日本株式会社』と戦後民主主義』『日本経済史講座』第四巻所収、二三四—二三七ページ参照。

(9) 中村秀一郎・杉岡碩夫・竹中一雄編『日本産業と寡占体制』昭和四一年、二二—二七ページ以下。拙稿『日本型寡占体制と産業政策』専大社研編『日本資本主義構造の研究』昭和四三年所収、参照。

(10) 山本満の指摘参照。前掲『現代日本経済史』上巻、二五九—二六二ページ。

(11) なお玉城哲の指摘参照。前掲書、上巻、五八—六〇ページ。

(12) なお正村公宏の指摘参照。前掲書、下巻、三三—三二ページ以下。

(13) 山本満の指摘参照。前掲書、上巻、二五—二七ページ。

(14) 『日本経済の現状と課題』第四集、昭和三八年、所収。

(15) 前田靖幸「通産政策が目ざすもの」東洋経済、昭和四一年七月二十日号。

(16) 小山茂樹「戦後日本における外資の役割」今井則義ほか編『現代日本の独占資本』7、昭和四〇年、参照。

(17) 小宮隆太郎「資本自由化の経済学」『エコノミスト』昭和四二年七月二五日号、参照。

- (18) 飯田経夫の指摘参照。前掲『現代日本経済史』下巻、二六八ページ。
- (19) 研究開発型企業育成センター「セミナー」（昭和五一年七月二〇日）でのリチャード・ダイク報告による。
- (20) 宮沢健一「前掲論文」参照。
- (21) 以下産業管理システムの改革については、現代総合研究集団提言『新しい産業管理の体系を目指して』昭和四九年、参照。
- (22) 鶴田俊正の指摘参照。中村秀一郎・正村公宏編著『経済体制革新のシナリオ』昭和五三年、一三六ページ以下。
- (23) 拙稿「小売業分野調整を論ず」流通産業、昭和五三年一月二月合併号、参照。
- (24) 中村・正村共編、前掲書、第二章、参照。
- 〔付注〕 この報告は、拙稿「日本株式会社」と戦後民主主義」（前掲書所収）によるところが大きいことを付記しておく。

対発展途上国政策を中心とした対外政策

都留大治郎

（九州大学）

一 課題の限定

与えられた課題は、いわゆる発展途上国を対象の中心とした、わが国の対外経済政策の回顧と展望である。この共通論題『戦後三〇年のわが国経済政策』のなかで、その対外政策を位置づけるのが、この報告の任務である。けれども、発展途上国に限定しても、時間や空間を限定しないで、わが国の対外経済政策を、網羅的に回顧、展望することは、筆者（報告者）の能力をはるかに越えている。また、あまり意味がないようにおもえる。したがって次のように課題を限定したい。

(1) 地域的には、東南アジア、とくに東南アジア諸国連合 (ASEAN) と呼ばれる五カ国 (タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア) を、主たる対象にしたい。理由は、わが国がアジアに位置し、これらの国々への対外経済政策がそれら以外の発展途上国に対する協力、援助等の一種の典型になっているからである。また、報告者自身もそれ以外の国々における現場感覚ももたせていないからである。

(2) 時期的には、一九七〇年代以降と、八〇年代への若干の展望をふくめることに限定したい。もちろんこれ以前にも、第二次大戦後

の戦後処理としての賠償、円借款、民間直接投資の発展等の前史はある。けれども、この時期はわが国は、自国の経済政策——高度経済成長政策——の方位を確定するのが精いっぱい、対外経済政策がわが国の経済政策のなかに必須の位置をしめていたわけではない。もっとも、一九六〇年代の半ば、わが国の高度経済成長は一つの頂点をつき、六〇年代の暮から七〇年代のはじめにかけて、経済の規模ではアメリカに次ぐ自由世界第二位の経済大国になった。また、七〇年代の半ばには、わが国の一人当り国民所得も西欧先進諸国と肩を並べた。同時に、わが国経済の国際的位置も上り、一方では、開放経済体制・国際分業のシステムの下に漸時組み入れられ（六四年、IMF八条国、およびGATT十一条国への移行による国際的な為替および輸入制限撤廃の義務、また同年、OECDへの加盟による資本自由化等の義務の発生）、他方では、世界銀行等の国際金融機関や、国連開発計画等の国連機関等への出資分担金や、発展途上国への援助、開発投資等が本格化せざるをえなくなった時期であるからである。

(3) 対象領域としては、経済政策のなかでもとくに、農業政策に主として限定したい。報告者の専攻分野との関連もあるが、東南アジアに関するかぎり、農林水産資源が圧倒的比重をもつからである。

むろん、アセアン五カ国のなかにもインドネシアの石油、LNG、あるいは、はるかに少ない比重のニッケル、ボーキサイト等がないではない。けれども、インドネシアの石油、シンガポールの工業製品等を除いては、これらの国々の貿易収支にしめる比重も、農林水産物を除いてはまことに軽い。わが国の経済政策とくに農業政策の視点でみても、絶えず注目しておかなければならないのは、この地域の農林水産物の発展である。わが国の農業政策に強い関連をもつアメリカ農業を別とすれば、この地域の農業発展に援助はしなければならぬが、さりとて国内農業をそのためにつづすわけにはいかない。この表面的ディレンマをどう解くかが、この課題の焦点である。

(4) 対外経済政策のなかでは、とくにいわゆる「援助」に限定したい。わが国が、経済大国になってからでも、よくいわれるように、発展途上国にたいする援助には内外からさまざまな批判が浴びせられている。一つは、GNPや貿易収支の急速な伸びに対して、さきの国際機関への出資比率や援助の伸びが鈍かったこと。二つは、援助のなかでも政府開発援助の、民間を含んだ総開発援助のなかでの比率が、他の先進国に比べて低いこと。三つは、援助のための貸付金の金利、据置期間、貸付期間等の援助条件がきびしいこと。四つは、とくに他の援助・先進国にくらべて技術援助が少ないこと。五つは、とくに東南アジアについては、日本は第二次大戦下、これらを戦火にさらし、収奪をほしきままにしている。その贖罪感がうすいこと、等である。これらは確かに事実であるが、これが被援助国の農業・農村に具体的にどう現われ、その事実を踏まえれば展望

がどう開けるかが、この報告の課題である。

(5) 首題が、発展途上国を中心としたわが国の対外政策とされ、報告者自身もこの報告の冒頭に、いわゆる発展途上国を対象の中心とする、といった。けれども、発展途上国という言葉自体に、援助という言葉を含みあわせるといっそう、疑問がないわけではない。報告者自身も、アセアン五カ国についてだけでも、すべての国が発展途上にあるとは信じがたい。飯田経夫氏(1)のように、低開発国と

いい切る方が、援助問題は明確になる。それほど、楽観的な展望はもちえないからである。ただ、私は公式的な構造主義者ではないつもりである。その意味で、特定の国が発展途上に乗りうる主体的、客観的条件があるかどうかは別として、私自身の「発展論」から、あえて、「いわゆる発展途上国」という言葉を使つたまでである。

以上、こういう多くの限定を設けては、メイン・テーマ『戦後三〇年のわが国経済政策——回顧と展望』のなかで、その対外政策部分を担当することにはならない。そのいくつかの断面の提示にすぎない。しかもこれは、試行錯誤をつづけてきたわが国の対外発展途上国政策そのものでなく、それが東南アジアの現場でどう受けとられ、どういう役割を果しているかを、主たる視角においたものである。むろん、報告者自身、東南アジアのどこかの一カ国でも住んだことはない。たんなる調査体験にすぎない。研究者・調査人としての私は、住みつかないで、たんなる調査や旅行で、その国の実態などとうてい分るものではないことはいやというほど知っているつもりである。それだけに、この小論の断面提示がかならずしも典型分析になっていないことも承知している。かつて本学会の第二十九

回全国大会共通論題『経済政策の国際比較——政策目標と国際環境——』のなかで、アセアン五カ国自らの経済政策を、「発展途上国の経済政策」(2)として、要を得てまとめられた村上敦氏の報告がある。それらとも関連させながら、わが国の対アセアン対策を、できるだけ現地・農村の目でみて、特徴づけてみる。

(1) 飯田経夫『援助する国される国』日経新書』昭和四十九年刊。

(2) 村上 敦「発展途上国の経済政策——その政策目標と国際環境——」、日本経済政策学会編『経済政策の国際比較』所収、勁草書房、一九七三年。

二 「近代化」のための開発援助

——「近代化」に抵抗するアニー・アニー——

アニー・アニーとは、インドネシアの農村で使われている一種の穂刈鎌の名前である。普通の鎌のように、柄の先にまがった刃がついているのではなく、手の掌に入る大きさの、うすい木の台の先端にちょっとした刃先がついているだけである。それも鋭いハガネではない。粗末なザラザラした鉄片である。これで水稲の穂先だけを刈り取る。けれども、使えば使うほど、刃先は磨滅しながら鋭く光ってくる。農業発展の未だ低い段階では、イネ、ムギその他の雑穀の刈り取りは、どこの国でも、根元から切りとるのではなく、穂首だけを手や道具で刈り取るのが普通であった。日本でも中世までは、同種のものが穂刈り道具であったし、九州脊梁山脈の焼畑地帯などでは、近世はおろか明治以降も、「ホーガリ鎌」(穂刈鎌)として残ったといわれる。インドネシアの農村では、今日なお、この穂刈鎌がアニー・アニー (ANIANI) とする名で生きて働いている。む

ろん、成年男子は使わず、主として婦人、子供だけが使う。

むろん、アニー・アニーの刈り取り能率は、すこぶる低い。いっぺんに切れる穂数はわずかだから、普通の鎌にくらべても五分の一以下であろう。能率という点からすれば、穂刈から根元刈に変わるは必然だし、どこの国でもそのための鎌が開発される。そして鎌は、木製の柄の部分と鉄製の刃の部分とはタテにつながっているため、用途にしたがって、小鎌、中鎌、大鎌と技術的に展開する。日本でも、ヨーロッパでも、形状こそちがえ、そういう技術的な発展の論理をもっている。けれども、アニー・アニーはちがう。刃をつけた台が手のひらに入り、指と手のひらで握られる形状と大きさが、条件になっっているかぎり、それが拡大していく技術的な展開の論理はない。いつまでも、手のひらのなかだけでの技術循環がおこなわれるだけである。今日は、鎌の時代でもない。日本でもコンバインが刈り取り過程の主要な部分を占めている。インドネシアの農村にも、日本その他の援助でコンバインが入っている。それでも、このアニー・アニーは生きていく。なぜだろうか。

アニー・アニーとは、穂刈鎌、あるいはハンドナイフとしての農具の名称である。だがこれは同時に、作物、主として水稲の収穫の制度の名である。それは、米作農民がその収穫にあたって、誰であれ、その作業に加わりたいという者を、拒まない、また拒んではないけないという制度の名称である。それは、インドネシアの宗教イスラムの教義に由来するゴトン・ロヨング (Gotong Royong) Ⅱ相互扶助の精神である。むろん、これに近い制度はかつての日本にもあったし、今も地方によっては残っている。「結い」、「手間替」と呼ば

れた制度である。田植え、防除、刈り取り等に雇われる賃金払いの人夫ではなく、相互が共同しておこなう手間・労力清算の制度である。けれども、アニー・アニーと、日本や中国、東南アジアの非イスラム社会の村落共同体のこの制度とは、著しい差がある。たとえば、日本の「結い」、「手間替」などは、血縁ないし地縁集団を基礎としつつ、それだけに閉鎖された体系である。誰でも、それに参加できるといったものではない。かつての部落規制の基礎をなした閉鎖体系である。

だが、アニー・アニーはちがう(1)。一定の集団に閉鎖されない、その村や近隣の村々すべての人に開放された刈り取り制度である。婦人や子供にかぎってだが、このアニー・アニーさえ手にしていれば、誰でもこの刈り取りに参加し、その分け前にあずかることができる。だから、ある農家のある水田が、今日、刈り取りと分れば(よく旗などを圃場にたてて刈り取りを公示する)、どっと収穫人夫がアニー・アニーをもって押しかける。極端にいうと、イネの穂数より、刈り入れ人夫の数が多くもありうる。実際は、その見張り人が、先着順で一定のところまで区切ったり、番号札をわたしたりしている。けれども先のゴトン・ロヨングの精神から、この人夫数をむやみに制限するわけにはいかない。大体、平均して一ヘクタール当り五百人前後は入っている。見た目にも大変な人数である。とても、われわれの感覚からは理解できない。

収穫にさいして、アニー・アニーたちがもらう収穫の分け前は、地域によってちがう。多くて五分の一、少なくとも十分の一くらいのものである。もう少しわしくいうと、次のようである。

これらの移動労働者が参加することを拒まない。ゴトン・ロヨングの掟があるからである。したがって、アニー・アニーをもつ収穫人夫の分け前はますます少なくなる。せいぜいモミ米で三〜四キロ、下手をすると小さな袋いっぱい、ひと握りのモミ米にすぎない。

(4) アニー・アニーたちを受けられる、土地をもつ農民もまた貧しい。地域によって異なるが、一農家当りの平均耕作面積は、三〇〜四〇アールにすぎない。零細農耕をもって知られるわが国の農家の平均耕作面積の半分以下である。しかも反収は、グリーン・レポリューションによる新品種でない伝来品種の場合、日本の二分の一ないし三分の一である。加えて、収穫前に現金ほしさのため「青田売り」をする。いや、主として中国系インドネシア人の前貸・商人資本家としての精米業者に、収穫前にすでに売られているのが常則である。そして貧しいからといって、アニー・アニー人夫の分け前を減らすことはできない。全体として貧しいなかで、貧乏の差は激しいが、豊かな農民より、貧しい農民の方が、収穫、分け前の伝統的な方法により多く縛られているようである。

むろん、このアニー・アニー制度が、まったく固定しているわけではない。開発援助等による外からの刺激だけでなく、内部矛盾から少しずつ崩れつつあるのも事実である。というのには、ゴトン・ロヨングの慣行はあっても、農民が内心、アニー・アニーによる分配制度を快くおもっていないのも、一面の事実だからである。そこに新しい分配制度が芽生えてくる。たとえば、セプロカン(Celukan)であり、テバサン(Tebasan)である(2)。前者、セプロカンは、ジャワ語ではバジヘガン(Bajegan)ともいうが、要するに、十人

(1) 収穫時のアニー・アニーたちの分け前は、重量ではなく、刈り取った穂数でおこなわれる。むろん、重量の方がより合理的だが、穂数による分配は、収穫に慣れた者が実りの多い穂をとっているため、熟練者にはそれだけメリットがある。鎌刈りの導入で、はじめこの穂数制はくずれて重量制になる。

(2) 収穫時にさいしては、所有者と収穫人夫との分け前は、前述のようにまちまちだが、傾向としては、収穫者側に次第に有利になっていくようである。鎌の効率の良さは分っているが、アニー・アニーを使わせることで、女性、子供の就業の場が保障されることになる。それだけに、収穫者側にあまり少ない分け前を与えることは、所得者側にとって、ゴトン・ロヨングの精神に反することになるからである。

(3) 分け前は、次第に収穫者側に有利になるといったが、けっして収穫者個人に有利になっていくという意味ではない。なぜなら、一定面積当りに参加する収穫人夫の数が次第に増えてくるからである。収穫人夫全体の分け前は増えても、分母が増えるので、一人当りで当然少なくなる。さらに、近代的な就業場面をもたない農民たちの多くは、移動労働者になる。そして刈り取りのある農家、村落を巡回してまわる。しかも水稲は温帯地帯とちがって、播種・植付け・収穫を、二ないし三毛作でくりかえしている。一つの圃場で収穫がおこなわれているのに、隣の水田では植付けされているというのには、しごく当りまえの景観である。こういう移動労働者まで受け入れたのでは、ただでさえ少ない一人当りの分け前は、ますます減ってくる。それでも、土地所有者も、アニー・アニーたちも、こ

程度の女性が、一つのチームをつくって田植えから収穫までを請負う制度である。土地所有者とあらかじめ契約をして、田植え、除草、施肥、収穫を全部いっしょにする。ただ、作業に従事するのは、このチーム構成員だけで、収穫時にもこのチームだけが分け前にあずかる。他のアニー・アニーたちはよせつけない。閉鎖的なだけに、当然、分け前の量は多い。地域によって異なるが、土地所有者から収穫時にうけとる分け前比率は、全収穫の五分の一ないし六分の一である。それ自体として普通のアニー・アニーより多いとはいえないが、収穫人夫がチームに一定して閉鎖されているため、参加・分け前人員が多くなると、そのために分け前が減るといふことがない特権がある。アニー・アニーという本来の開放体系がここでは崩れてしまっているわけである。

後者テバサンとは、ジャワ語で、収穫者が自分の費用で収穫前に収穫物を買いとるという意である。「青田」ないし「黄田」買いとおもえばよい。そのさい、所有者は必ずしも貧しいから事前に収穫者や仲買人に売るわけではない。むしろ、収穫時のアニー・アニーたちとの分け前交渉がわずらわしいので、青田売りすることが多い。たとえば、仲買人に収穫前にその作物を売ってしまうと、収穫人夫との交渉事務はその買手に移ってしまう。そして、水田所有者が自分でアニー・アニーの収穫人夫を使う場合、下手をすると全収穫量の半分くらいしか残らない。事前に商人なりに売ってしまうと、自分でするよりはるかに多い取分がえられる。アニー・アニーからの直接攻撃をせられる利点があるわけである。ところが、アニー・アニーたちもその場合、大した不平はいわない。なぜかといえば、

買手の仲買人、商人が收穫人夫の数を制限するからである。

以上のように、セプロカン、テバサンはいずれも、ゴトン・ロヨングの慣行を破っている。けれどもこれらは、土地所有農民、仲買人、收穫人夫それぞれに、より大きい利益を保障している。テバサンの場合、仲買人は收穫後に買入れれるより收穫前に買う方が、はるかに安値で買入れられるという意味でそれだけ儲かる。土地所有農民にとっては、いずれの場合も、アニー・アニーの收穫人夫の分け前をひき下げられるという意味で利益がある。最後に、アニー・アニーたちにとっては、セプロカンの場合はチームの力で、テバサンの場合は仲買人の力で、收穫に参加する人数を制限できるという意味で、一人当りの分け前は多くなる。

それならば、こういう形でアニー・アニー制度は急速に崩れていくかといえば、必ずしもそうではない。もしこれが崩れていけば、土地をもたないでアニー・アニーだけで食べている多くの人々から、就業の場を奪うことになる。過剰人口による社会的緊張はますます高まる。はっきり分らないが、セプロカンは、米の主産地にはあまり見受けられないし、テバサンもそれほど普通化はしていない。アニー・アニーという制度は、イスラムのゴトン・ロヨングの慣行に支えられているとはいえず、その内部に深刻な矛盾ももっている。と同時に、アニー・アニーがあるかぎり、インドネシア農業の近代化はできない。

アニー・アニーという手のひらに入る可愛い農具は、それ自体が大形化したり近代化する技術的論理をもたない、といった。同時に制度としてのアニー・アニーがあるかぎり、農業発展はない。農業

あたって掘りおこした問題は少なくない。むしろ、それに焦点をあてる方が意味は大きいとおもわれる。そういう意味で、さきのアニー・アニーとも関連させつつインドネシアと、その対照としてのタイを中心に、問題を整理してみる。

(1) グリーン・レポリューションは、周知のように、けっきょく品種・施肥の技術改良にすぎないこと。

グリーン・レポリューションの基本的性格は、一種の種子・肥料革命 (Seed-Fertilizer Revolution) である。「国際稲作研究所」(IRRI) の「国際とうもろこし・小麦改良センター」(COMATY) が開発した米、小麦などの高収量品種の導入をテコとしたものである。事実、この品種（たとえば水稲のHYV）の導入によるだけで、たんなる試験場だけでなく、国によりケースによっては、五〇〜三〇〇パーセントの増収をみ、平均して大体二倍になったといわれた。グリーン・レポリューションならずとも、いっばんにおくれた農業を急速にひきあげるには、品種改良とそれに対応する施肥技術の改善に力を注ぐのがいちばん手っとりばやい。土地所有の構造や経営規模の大小を不問に付したまま導入できるからである。そのよい例は、明治以降の発展途上国としての日本の農業である。寄生地主制や零細農耕という基礎的な条件には手をふれないまま、水稲の新品種開発と施肥技術改善によって、ともかく米の反収をひき上げてきたからである。グリーン・レポリューションは、これとおなじ手法を東南アジアの水稲に用いたにすぎない。

いっばんに高収量品種とは耐肥性品種である。肥料をより多く吸収しうる品種の開発が、そのまま、高収量品種に結実する。IRRI

の近代化のためには、早晚、アニー・アニーは崩壊しなければならぬ。崩れていくだろう。けれども、その時日を外から想定することはむずかしい。アニー・アニーは、インドネシア農業の停滞的安定と一種の安定的な完全雇用の場を保障するものであるからである。インドネシアのみならず東南アジア諸国には、日、米、欧等の多くの近代化チームが入っている。それなりに大きい役割を果している。けれども、内部的な矛盾の発酵で、アニー・アニーが崩れていくならばまだ良いとして、外から録やましてコンバインで、アニー・アニーを婦人、子供の手から奪うことはできない。開発援助という名の先進工業諸国の農業機械や肥料、農業の市場開拓には、アニー・アニーはいつまでも抵抗するだろうからである。

(1) 拙著『インドネシア農業・農村と開発援助』九州・山口経済連合会刊、昭和四九年。

(2) William L. Collet, Gunawan Wir Adhi Soentoro, "Recent Changes in Rice Harvesting Methods," (Austrian National University Canberra: "Bulletin of Indonesian Economic Studies" Vol. IX, No. 2, 1973)

三 グリーン・レポリューションをめぐる

——その限界と問題提起——

一九六〇年代後半、周知のように、グリーン・レポリューションという怪物ないし救世主が発展途上国を彷徨した。むしろ現在では、これを過大評価すべきではない、という評価もきまつたし、その限界も明かになった。けれども、これが発展途上国の農業の近代化に

Iで開発されたいくつかの品種もまた、伝来品種よりもはるかに多くの肥料を吸収できる品種である。インドネシアでいえば(1)、この国の水田面積はわが国のほぼ二倍、六三〇万ヘクタールある。一九六〇年代の半ばからはじまったBIMAS計画(食糧自給のための集団指導)、一九七〇年から実施された第一次経済五カ年計画をつうじて、農業振興、食糧自給に力が注がれてはいる。それでも、水稲をかわせて、粗米で、一、五〇〇〜六〇〇万トン、精米換算では一、一〇〇万トン強程度である。現実には、一、〇〇〇万トンを割る年も多い。したがって、地域によってちがうが、全国土の平均反収は多くみて粳米で一ヘクタール当り三三〇〜三六〇トンの平均反収(七〇〜八〇キロ(精米))にくらべると、大体半分から三分の一のところを動いているとみてよい。米の総收穫量一、〇〇〇万トンベースでは、とても一・二億人の人口を養うことはできない。それだけに、従来はタイ等からの輸入、キャッサバその他のイモ類、雑穀等の補食が必要であった。水稲新品種の開発は、その意味でも、米の自給率向上に希望をもたせるものであった。

他方、タイは東南アジアでも有数の米生産国であり、同時に世界でも一、二を争う米輸出国であった。雨期は、インドネシアの十月〜四月とは逆に、五月〜十月である。水稲作付面積は、インドネシアとはほぼおなじ、六四〇〜六〇〇万ヘクタールくらいであろう。けれども水稲の反収は、水田面積の過半をしめるメナム河(チャオプラヤ河)のデルタ地帯を中心とする中央平原地帯は、二トン弱である。さきのインドネシアの水稲反収よりむしろ低く、日本の三分の一くらいである。ただ、タイ国の総人口はインドネシアの三分の一である。

それだけに十分な輸出余力をもつ。東南アジアいっばんにそうだが、タイ国も例外ではなく、水稲反収は第二次大戦後ながら戦前水準を回復してはなかつた。六〇年代暮から七〇年代はじめにかけて、反収はやや回復したかに見える。けれども、グリーン・レボリューションの受けとり方は、インドネシアとは少しちがう。一方では高収量品種の導入の動きもあつたが、他方では、従来タイ米は国際商品として世界的に名声を博してきたため、米質のよくない新品種への抵抗も強かつたからである。

いづれにせよ、グリーン・レボリューションは新品種の普及と肥料の多投がセットになつてゐる。化学肥料の自給を達成しようと、多くの発展途上国は考へ計画してゐる。けれども現実にはなかなかそれはできない。当面はその需要の大半を輸入によらざるをえない。とくにインドネシア等では、B I M A S 計画以来、肥料増投のため農家への融資制度を創設・活用しようとした。だがこれは、日本の肥料資本にとっては、恰好の安定した市場（とくに尿素）になる。

けれども、先進工業諸国の市場拡大要求がそのまま発展途上国の農業の近代化にはつながらないこと、いや、その阻害要因になることを忘れてはいけない。

(2) 「緑の革命」にたいする在来品種の形状、米質、耐病性等にかんする抵抗である。

インドネシアは、北緯七度から南緯十度くらいの間に位置する。したがって日照時間は最長と最短で一時間くらいの差（大体三〇分くらい）の所が多い。平均気温は平担部で通年二六〜二七度で、ほとんど変化しない。一方、タイでは北緯六度から二十度に

位置し、日照時間の最長、最短の差は、バンコクで一時間四十分（北部のチェンマイで二時間四十分）。年間をつうじて、平均気温は大体二五〜三〇度くらいである。乾季と雨季とが、両国によつてまたそのなかの地域によつて異なるが、正確にくりかえす。日本のような四季はない。動植物もまたこの環境のなかで適応性を身につけてつ成長し繁殖する。水稲もまたこの例外ではない。

インドネシアの在来種は、むろんインディカ（サブ・ジャポニカをふくむ）だが、長稈（二三センチ）で、感光性が鈍く、肥料を入れてもそれほど肥効はない。ただ、サブ・ジャポニカに属するブル（Bul）型はとくに、稈が太いため耐倒伏性があり、脱粒しにくく米は円粒で大きく美味しい。有名なチャンジュール米などはそれである。けれども、I R R I で開発された I R 5、I R 8 その他の新品種は、在来種にくらべると感光性が高く、短稈（九〇センチ）になり耐病性が強い。そのため密植に耐え、肥料の多投に耐え、かつ成熟が早い。当然、収量は多くなる。けれども、前述のようにその普及性は低い。普及率が一時四〇〜五〇パーセントにたつたフィリピンを除けば、東南アジアの諸地域で一〇パーセントそこそこである。理由はいくつかある。基本的には、後述の水利その他のインフラストラクチャーの問題があるが、それを措いても次のような問題がある。

一つは、食味の問題である。日本でも、品種こそちがえ、短稈で密植、多肥に耐えて高収量をあげる新品種が、十年ほど前からいくつか開発された。それが今日では食味の点で衰退した。米の過剰に苦しむ日本と米の絶対量の足りないインドネシアとでは事情がちが

うが、やはり美味しくなければ普及はしない。まして前述のようにタイなどでは I R 8 等の新品種に強い反発があるのはそのためである。

二つは、コストの問題である。新品種の栽培には、肥料はむろん農薬等の投資経費がかかる。従来、在来品種の場合、緑肥や家畜糞の働きこみはあつても、化学肥料の施用はほとんどなかつたといつてよい。インドネシアでは地域によつて異なるが、大体、土壌や灌漑水のカリ肥料分は多い。けれども、不足している窒素やまして燐酸の施用も少ない。事情はタイでもおなじで、化学肥料の施肥面積は全体の三〇〜四〇パーセントくらいであろう。在来品種の場合、無肥料でもできたものが、耐肥性の新品種ではいやでも肥料をつぎこまねばならない。けれどもこういう多肥多収性品種の普及は、病虫害を多くする。当然、今まで使っていなかつた農薬も撒布せざるをえない。地域と経営によつて異なるが、少なくとも投資経費は倍増する。ところがキロ当りの米価は、米質の関係もあつて新品種は在来種より若干低い。かりに反収収量は新品種の導入によつて二倍になつても、コストは倍増し、価格は九〇パーセントどまりとすれば、農家の純収入は一三〇〜一五〇パーセント増にしかならない。これは新品種の導入のメリットは大きく減殺される。

三つは、短稈種への抵抗である。前述のように在来種の草丈は一三〇センチくらいある。けれども、I R R I の新品種はすべて短稈になつてゐる。旧来の品種だと、刈り取りの場合、アニー・アニーで立つたままゆっくりと稲の穂首を切りとることがができる。あまり疲れない。けれども、草丈の低くなつた新品種では、あまり背の高

くないインドネシア婦人といえども、中腰にならないと、アニー・アニーは使えない。それよりいっそうしゃがんで稲の根元を鎌で切る方が疲れない。アニー・アニーの使用のメリットは、刈り取りの姿勢という点でも新品種には発揮できない。インドネシアの農村には、穂首をアニー・アニー以外のもので刈ると「神の恐りにふれる」という伝承がある。アニー・アニーをまもる農民のチエである。けれども、「新品種はどうせ外国のものだから、外国から入つたイネを外国から入つたカマで切つても、神の恐りにふれまい」といわれる。ここには、新しい短稈種にたいするアニー・アニーの激しい拒絶反応がある。在来長稈種とアニー・アニーが手をむすんでいるかぎり、その意味でもグリーン・レボリューションはむずかしい。

四つは、水利施設との関連である。水稲は水なしには作れない。当然、強く水に規制される。インドネシアは、全体として海洋性熱帯気候下にある。一部は熱帯雨林地域である。年間雨量は多く二、〇〇〇ミリ前後だが、雨林地域では四、〇〇〇ミリにもたつた。前述のように、十月から四月の雨をもつ西季節風の吹く時期が同時に雨季である。逆に、東季節風にかわる頃に乾季となる。水稲の栽培体系はしたがって、この気象変化と降雨量にあわせて組まれてきた。当然、基本的稲作はこの雨季作である。けれども、乾季にも雨があらため、水利条件のよい所では乾季作水稲が五〜十一月にも栽培される。また、降雨時期のはっきり予測できない地域もあつて、そこでは乾田直播栽培をおこなつて雨を待つ。また逆にスマトラ、カリマンタンの南部にある大河の滞水地帯では、雨季に植付けできない

ので減水に感ずて移植をくりかえしていく。だから前にもいったように、一年中水稲は植付けられ刈り取られる景観を現出する。降雨量にあわせてこの自然の作付体系は、十分な水利施設による規制ができないため、いつも洪水と旱魃をくりかえすことになる。

タイもまた事情はおなじである。大部分の地域の気候は典型的なアジア・モンスーン気候である。南西モンスーンは雨をもたらし、大陸からの北東モンスーンは雨を絶ちきる。五、十月の雨季、十一月の乾季は、画然として交替する。年間の降雨量は、中央平坦部より北は一、五〇〇ミリ、南部の半島部分は二、五〇〇ミリである。したがって、メヌマ・デルタ地帯より北は、雨季に入った六月苗代、七月移植、雨季の終る十一月が収穫である。デルタ地帯の浮稲は、雨季とともに直播され、乾季がはじまって水がひく十二月、一月に刈り取りされる。南部では、さらに収穫は遅れる。いずれも雨まかせで、年によっては雨季の七、八月に雨が来ないこともあり、そういう時にはデルタ地帯さえ移植ができず、泥田の風景だけがつづいていることもある。灌漑施設は次第に整備・拡充されているが、現在の灌漑可能面積は未だ半分にははるかに足りないとおもわれる。ここでも、インドネシアとおなじく旱魃と洪水がくりかえしている。以上のような条件の下で、新品種が普及するわけではない。新品種の導入と肥料・農薬の増投に、たまたま供給水量が確保されれば高収量が実現する。けれどもそれはたまたまであって、常態としては期待できない。克明な調査によると⁽²⁾、降雨期に追加灌漑さえ確保できれば、一ヘクタール当り一トンは増収できるといふ推計さえある。水の適正量の確保さえできれば、農民の投入財使用の増大

や経営改善も可能である。けれどもそれが不安定だから、経営裝備に投資（資金不足もあるが）することに臆病になる。その意味では、グリーン・レボリューションの限界は、それを受け入れる国や地域の用水の管理・調節にある。イリゲーションの整備、強化こそ基本的課題である。

(1) 農林省熱帯農業センター、国際協力事業団共編『熱帯アジアの稲作』農林統計協会刊。

(2) Tom Wickham a. G. Levin, "A Farm Level Analysis of Water Management for Rice in the Humid Tropics." (仲ぶく農業) 三八九号)

四 一応の結びと批判

以上、わが国の対外経済政策が「東南アジアを中心とした発展途上国にどういうインパクトを与えているかを見てきた。ただ、インドネシアおよびタイの農業、農村に焦点をしばってしかもいくつかの断面をとりあげて問題を提起しただけである。わが国だけでなくおよそ先進工業諸国の発展途上国にたいする援助、協力には、これまでもいくつかの悪しき見本や失敗例がある。たとえば、

一つ、アメリカの戦後初期のガリオア、エロアから、MSAにいたる援助方式である。アメリカとしては、東西冷戦に備えた世界戦略の一環として、自由世界の防衛と、発展途上国の食糧危機緩和という、それなりの哲学があつたろう。けれども、小麦その他の食糧による援助は、前にもふれたように結果としては東南アジアの米作の戦後回復をおくらせ、むしろこれを停滞、衰退させた。因みにい

えば、わが国の現在の過剰米を発展途上国の食糧危機の回避にあてよという議論があるが、おなじ理由で、こういう形の援助、贈与は一時的な天災の時等とは別として制度化すべきではない。

二つ、一九六〇年代に、東南アジア諸国の多くがとった輸入代替工業化政策とそれへの先進工業諸国の協力である。輸入代替工業化は、発展途上国が一方では先進国からの工業製品等の輸入を関税障壁その他で抑え、他方で、「飛び地」的ではあっても、近代工業を導入・扶植して、技術刺激と産業構造高度化によって雇用問題を片づけながら、所得上昇に結びつけていこうとする考えかたである。そのすべてが失敗だったとはいえないし、国によっては若干の成果がなかったわけではない。けれどもこのケインジアン的発想は、発展途上国の近代化にあたってはいくつかの難点をもつ。①発展段階のまったく異なった土壌に急速に高級・高度な輸入代替工業は育たない。利水ダムが必要な段階の国に急に鉄鋼や石油化学のプラントをもちこんだり、セメント工業、食糧品工業こそ必要な段階の国に電算機企業やカーネギー・ホールを建てても立枯れるだけだからである。②ほんらい輸入代替は、工業製品の輸入を抑えて国際収支の改善をはかるのが狙いだが、国内工業の育成のために、かえって半製品、部品等の輸入が増え、実際には輸入代替にならず、したがって国際収支の改善には役だたない。③輸入代替工業化が成功するには、かなり陶冶された労働力とそれなりの国内市場の拡がり深まりが必要である。けれども、現実になんかという条件は発展途上国にはない。輸入代替工業は、そのままでは国内市場を開発できず、国際市場での競争力もちええない。

三つ、周知のラ・ミント等の提唱した「輸出代替」ないし「輸出指向型」の工業の育成である。輸入代替方式では軽視されていた農業を見なおし、農業に軽工業の循環過程をつくって、ごく自然にゆつくりと農業とその加工工業を近代化していこうという発想である。輸入代替よりはるかに地道な考え方である。そしてこの延長線上に、農林水産品やその加工品を積極的に輸出していこうというわけである。ただここにも問題がないわけではない。①外国市場をめざす輸出加工産業と農業部門むけの単純な資本財・生産手段の生産が分化し、この方式では前者に比重がかかるだろうこと。②かりに援助ないし開発のための外資とささやかな内部蓄積をテコにして、農業の「上から」の近代化がすすみ、同時に農業から解放された労働力による労働集約型の輸出加工産業が伸びていけば、より以上の発展のための原資の蓄積もできよう。けれどもそのためには、農業近代化による農業生産の伸びが、人口の伸びを上廻って農業に余剰ができて、かつその余剰生産物に安定した市場がなければならぬ。けれども、こういう条件は、発展途上国のどこにも与えられていない。

四つ、中国式の自力更生、地域自給の考えかたである。強力なナショナリズムを支えながら、外資にたよらず、時間をかけて国内の資本蓄積に力を注ぎ、同時に国内の各地域は農業、工業内部に自給・循環のシステムをつくっていくことである。確かにこの方式は、輸入代替、輸出代替にくらべれば時間はかかるが、その国、その地域の農業、工業に変なゆがみが生じることなく均衡のとれた発展を保障しよう。けれども、これにはともかく時間がかかる。中国が現

在四つの近代化にとりくんでいるように、自力更生だけでは近代化の間尺にあわない。同時に、自国だけに閉鎖したのでは先進工業国にたいしてはむしろ、発展途上国相互の比較優位性の發揮や協力關係が確立できない難点がある。

要するに、発展途上国のどこにでも適応する援助の総論はない。それぞれの国の社会経済構造、発展段階をよく掴まえた上で、わが国の対外政策としては、それらの国々が自主的に近代化していく路線をあたたく見まもっていく援助の哲学を身につけるべきであろう。

質問 一 (亜細亜大学 加藤 壽 延) 要旨

都留教授の報告の内容を抽象的水準で整理すると、以下のように要約できる。

- (1) 被援助国である発展途上国は、その国独自の自助原理的な性格をもつ開発計画を立案、実施している。
- (2) この開発計画は、それぞれの国の歴史、伝統、自然環境など、土着的諸要因ないし環境に基づくものでなければならぬ。
- (3) 途上国側で援助を受入れる、また先進国側で援助をしようとする、それぞれの狙いは、途上国側の独自の開発プログラムに基づく開発努力を、補充、助成する性格のものでなければならない。かつまたその限界にとどめるべきだ。

以上のように整理すると、基本的にその姿勢に賛成であるが、一九七〇年代に時間限定をしても、以下のことはいえるのではないか。

- (1) アジア諸国の開発計画とそれにもなう開発努力は、先進諸国との「経済接触」ぬきにはその存在基盤はない。それが正しいと容認されれば、指摘された事例の大半は民間直接投資のケースであったとおもうので、「接触の程度」の問題として整理すべきではないか。また政府へ

一スの援助、協力と民間資本による直接投資は明確に区分して検討すべきではないか。

(2) 民間直接投資に限定すると、外国資本の受入れ、その資本規模、技術水準の決定あるいその変更の要求等は、最終的には受入れ国たる発展途上国の政策主権の範囲の問題ではないか。

(3) 六〇年代前半頃までは、アジア各国に進出した企業は大資本が多く、その機能發揮のための経営努力もなされてきた。だが六〇年代後半以降、外貨事情の好転、国内生産要素価格の高騰、労働力確保のため中小企業まで進出した。この現実を見ると、資本進出を国際貿易問題のマネー・フローの概念だけで扱わず、ストックの概念として問題とすべきではないか。

(4) 日本の産業構造の基本的転換に関連し、新しい動向等を考慮すると、できるだけ基本的政策のありようを吟味・検討しなければならぬ。

(5) 対外経済政策の別の視点は「政府開発援助」の問題である。その点の説明が不十分である。

その他、本報告のなかの具体的事実についての細かい質問があったが割愛する。

答 御質問の前提としての拙報告の整理は、すべて私の意図どおりだとおもわれる。個々の質問についての答は、時間と紙幅の関係上、省略させていただきたい。

総括

ただ今から、プログラム委員会の立場から座長として、最後にまとめをいたします。

戦後三〇年の日本の経済の運営にあたっての諸政策について、成果と課題を学問的に位置づけるねらいをもつこの共通論題が、本学会のエースであられる諸先生方の討論を通じて、実り多い結果を得られましたことを感謝いたします。今日の日本のおかれている困難な情況からして、この三〇年の反省を振り返りながら、学会の進む方向、研究のテーマを求めることは、本日だけの問題として終わらせるのではなく、今後ひき続き考えていくべき問題であります。私は、地域、産業、対外政策をこの同じ場所で、諸先生に議論していただいて、そこに何らかの総合、体系、共通の理解を見出したことにも大きな意義を感じます。企画庁や通産省の政策だけが政策ではないと思いますし、このことを含めて、東京を離れて考える場所としてこの会場を用意し、お世話して下さった山口大学の方々に、座長としての立場からお礼申し上げます。

三〇年の歴史の過程をふり返ってみれば、わが国は国内経済と国際的關係を外為操作等によって分断していた時には、対外経済政策はどちらかと言えば地域、産業政策の背後に隠れていましたが、ある段階から前面に出て、光が当たった、これが三〇年の歴史の中で今日私どもの感想とするところです。その地域、産業政策にあたって、実体的にも、価値観や目標の意味においても共通の点を皆様と

藤 井 隆

△名古屋大学△

ともに理解しました。中村先生は、高密度であるという我国の特性が、Supporting Industry を利用しやすいシステムを持ったこと指摘になりました。大石先生のご説明の中では、わが国の社会資本の利用が国土計画のいろいろな段階を通じて高密度であるが故に、相対的に少ない資本のシェアをもって大きな効果をあげたのではないかというお話が出ました。また、日本株式会社論の中でもわが国の政府とビジネス・企業と労働組合、さらに突込めばメーカーと商社、銀行、保険等といった関係のシステム、その中には地域、産業政策それぞれに共通するものがありました。これらをどうやって整理するかは(私にとっても)難題であり、皆様とごいっしょに考えたいのですが、少なくとも実体的には mobility の問題と location の問題とは大きな共通項であり、もちろんこれらは空間的な mobility や location のみでなく、組織の中のそれらもです。中村先生のごばをお借りすれば、「企業の序列における location の弾力的な変化」この意味でいくつかの共通課題をもち、実体的な政策の手段に対して価値の多様性、目的の多様な変化、変化しつつある情況、その中における主体性の主張の中で、競争という体系の中での市場のメカニズムをどう維持するかという条件とそれをいかに整除された条件の中でやるかという整除のための協力問題に対して皆様からご指摘がありました。その中で、高橋先生のご主張だったと思いますが、単に情報ギャップや政策的な方向における条件のいろいろなギャップに加えて、その背後には地域の風土や歴史を通しての意識のギャップ

をどうするかという問題が出ました、これらは今日の国際化といわれる中で我々が共通に当面している課題です。世界的な中央政府がない今日、それはまったく国内の諸地域の問題と同じ問題としてあります。経済政策の国際化が、きょうのこの共通問題の中でいろいろな形で浮かび上がりましたが、私はこの国際化を国境の外の問題、後進国の問題、欧米との関係の問題として考えるのは、従来の外為会計によって分断されていた国内均衡、国際均衡の観念の中の理解であると考えます。国内の政策的課題を考えると、今日国際的配慮が必要で、これらを考えながら、きょうの皆様の熱心なご報告、ご討論、ご質問をきいて、この共通論題を通して、わが学会の中にいくつもの共通の認識が生まれたのではないかと考えます。第一は、今日わが国の状況の中におかれた諸問題を考えると、我々はこのんびり考えてはいけない。きわめて深刻な問題だということ。これをわかるためには、問題を自らの評価の上に進めていく努力が学会において必要ではないでしょうか。このような三〇年をふり返って、その成果の反省、多大の認識といったものを今後いかに大切にわが学会で取扱っていくかが、この点についての共通の理解です。

第二は、一方では市場のメカニズムを尊重しなければやっけないという強い共通の認識の上に立ちながらもなお、組織的な調整、その他諸々の制度的側面の対応を考慮してそれらの調和を考えながらこの問題をみていかねばならないということです。この点にも共通の理解があったと思います。

第三には、今日の経済政策を考えるにあたって、従来のように国内的、国際的経済政策と分けて考えるのではなく、対外的な政策に

においてある成果を取めなければ、国内の政策においても成功はおぼつかないし、国内において行なわれる政策が国際的な配慮を充分背けにたなければ、これもまた成功は覚束ないといった状態であるという意識がありました。これが「経済政策の国際化」という我々の到達したひとつの結論だと思います。

以上のような共通の認識に加えて私どもは学会として、ひとつの新しい方向を確認したいと思えます。それは本日の総会においてわが学会の四〇年を記念して、国際的な会議を開く準備を進めようという提案、準備をするための作業がすすめられるようになったことです。こういった方向において、本日の共通論題がきわめて有効な共通の理解を作り上げる上でたいへん良い機会であったことを共に喜びたいと思えます。本日この共通論題が掲げた戦後三〇年の反省を学問的にどう位置づけていくかは、私どもの学会の今後も続く共通のテーマであるし、これからの議論の中にもいろいろなところでこの認識が浮び上がってくるものと考えます。

座長としてそれでもなほ、限られた時間の中で報告者、討論者、質問者の皆様にご協力をいただいたにもかかわらず、この学会としての希望を十分生かすことができず、お詫びいたします。

お終りに臨みまして、この場を提供して下さった山口大学の皆様に厚くお礼申し上げます。また、報告者討論者のみならずこの共通論題に最後まで熱心に参加して下さった会員の皆様、座長として小松教授と共にプログラム委員会を代表して厚くお礼申し上げます、このSessionを閉じさせていただきます。たいへんありがとうございます。

〈自由論題〉

地域経済における産業の諸問題

目下、『特定不況地域対策』が従来の業種中心の不況対策を地域ぐるみの不況対策に切り変えるべく進められている。これは、別名『企業域下町不況対策』と呼ばれていることでもわかるように、造船など構造不況業種に属する事業所を中核に地域経済が成立している場合に、その地域を国が指定して中小企業の経営や雇用の安定を積極的にはかることを狙っている。不況対策のなかに地域経済の視点が重視されてきたことの一例である。従来全国的な視点のみに立って行われていた対策が地域の視点で見直されようとしているのである。地域経済の重要性については、すでに国の産業構造ビジョン（昭和五二年版）においても地域経済における産業調整上の問題として提起されており、『特定不況地域対策』はこれを不況対策として具体化しようとするものと思われる。本論はこのような現在の地域経済における産業の諸問題を地域経済と産業、なかでも中小企業とのかかわりあいについて考察しようとするものである。

一 主力産業とのかかわりあい

地域経済と『主力産業』とのかかわりあいはどうであらうか。こ

こで『主力産業』とは特定地域の経済がその産業を中核として成立しているような産業を指した言葉であって、今言われている『企業域下町』と似た常識的な用語でもあって、理論的にはいささか問題がないでもなからうが、その産業が特定地域のなかでも重要な存在となっていることをあらわす言葉として使用することとしたい。

庄林 一三雄

△地域経済研究所△

地域内に『主力産業』が存在する場合としない場合とを考えるとができる。まず、地域内に『主力産業』が存在する場合には、地域経済の盛衰が『主力産業』の盛衰に大きく左右されることは、その産業がその地域の中核的存在である『主力産業』なのだから当然であろう。現在問題になっている造船業がそれであって、地方都市地域のなかで造船業が『主力産業』となっているような場合、造船業の不況が構造不況と称される根の深いものであるだけに、地域としてもこれを放置できないわけである。すでに慢性的な構造不況の様相を呈している織物産地をかかえる地域などでも同様のことがいえよう。構造不況業種という用語自体に明確な定義が与えられていない現在においては、行政当局が判断基準として使用している三つの基準、すなわち、①明らかに過剰な設備を抱えて市況回復の見通

しが立たない、②原材料費やエネルギーコストが急上昇している、③発展途上国から追い上げられている、よって判断するはかばかなく、いずれも産業の存立基盤が変動しているために容易に不況から立ち直れない状態にある業種ということができよう。

このような構造不況業種を抱えている地域が今後その産業を不況から立ち直らせることによって地域経済の不況を挽回することが必要なのはわかるが、だからといって従来の産業振興策だけで実効が期待できるかどうか疑問である。先の構造不況業種の判断基準のなかでも、①の過剰設備については設備の操業短縮や廃棄によって対処できようが、②の原材料費やエネルギーコストの上昇や③の発展途上国の追い上げについてはいずれもそれらを甘受して製品の高級品化・高性能化志向を高めるなどの付加価値向上策の推進によって対応せざるをえない。だが、いずれの場合においても現存する企業のすべてが対応に成功することは不可能に近いから、対応できない企業やそこに従事する人々の存続や生活をどうするかが問題になる。つまり、企業に対する転業指導や従事者に対する転職指導も必要にならざるを得ない。転業者に対する職業紹介や職業訓練のような一般的な失業対策だけでこのような要望に十分応えられるものとは思えない。製造業が全般的に不振状態におちいっている現状では、他業種から新たに参入できるような業種は皆無に近いから、参入先を強いて求めようとすれば第三次産業分野であろう。だが、地域内に第三次産業が発展するためには少なくとも多くの人口が存在することは欠かせぬ条件である。農村地域のように人口が少ない地域では第三次産業への参入はきわめて困難である。だが人口が多い都市

地域の場合でも、商業施設がすでに過剰化していることを思えば、今後参入は困難であり、可能性の高い分野はサービス業種のなかにも求める方が容易であろう。

二 主力産業が存在しない場合

次に、地域内に『主力産業』が存在しない場合を考えよう。これにも二つの場合が考えられる。第一は隣接地域に自分の地域をも含めて『主力産業』に当るような産業が存在するか、雇用吸収力が大きい大都市が存在する場合である。いずれの場合においても、地域内の人々が隣接地域へ就業することによってその地域内に雇用所得がもたらされるから、地域経済はそれだけ好影響を受けることとなる。また、そうすることによって地域内に人口をとどめることができるから、それだけ第三次産業の存立条件は恵まれることになる。

第二は、隣接地域にも『主力産業』や都市が全く存在しない場合である。隣接地域に雇用吸収力が大きい地域が存在しないわけであるから、地域内の人々は所得を求めて遠隔地域に向かざるをえない。『出稼ぎ』がその典型的なものである。ここでは、一家の中心の働き手が他地域に向いて所得を得るが、所得の大部分が地域内にとどまっている家族に仕送りされるのである。ここでは、『出稼ぎ』による仕送り所得を含めて地域経済が成立しているわけである。『出稼ぎ』の場合においても、豊閑期を利用したような季節的なものであれば地域的に慣行化しているが、『出稼ぎ』が通年化するようになればやがて一家をあげての転出にもなりやすく、これが進め

ば地域の過疎化ともなり、地域経済はもとより地域社会の崩壊までも招来することとなる。このように考えてくれば、『主力産業』が存在しない地域における地域経済の問題の解決には、その地域内に『主力産業』を新しく育成するのが最も望ましいことがわかる。今日各地に存在している地場産業の形成過程にはそのための教訓がいくさされているように思う。その地域をめぐる内外の諸条件を十分考慮したうえで地域特性をいかした産業を育成する必要があるからである。

『主力産業』といっても必ずしも製造業にのみ固執する必要はないわけであって、第三次産業のなかに『主力産業』を求めすることも考えられる。その地域の特徴を活かした業種を『主力産業』とすればよいのである。交通の便にめぐまれていれば商業を、観光資源にめぐまれていれば観光事業を『主力産業』とすることも可能である。近年、業種の範囲は更にひろがるようになっており、『学園都市』のように教育を中心とした地域づくりりまでも始められているが、地域経済における『主力産業』の役割を教育事業が果たすことができるかどうかについては、もう少し検討が必要であろう。観光事業を地域の『主力産業』とするためには、地域内の業種が観光事業と結びついて存在できるようなシステムづくりが前もってできあがっていないければならない。一部の観光事業関係者だけの観光事業のような場合が多い現状では、観光事業を『主力産業』とするためには観光を中核とする地域内のあらゆる産業を含めた有機的なシステムづくりが併行しなければならぬのである。

三 産業の経済上の波及効果

地域経済と産業の関係を考える場合にその産業がその地域においてどのような経済上の波及効果をもたらしているかという点も重要である。一つの産業の生産規模がいかに大きなくても、その地域の経済に大きい波及効果をもたらすとはかぎらない。臨海地域の巨大な石油化学コンビナートなどは、生産規模こそ巨大であるが、原料・資材や従業員等の面でその地域に依存する割合が小さいのが通例であるから、このようなコンビナートが地域の経済にもたらす波及効果は予想外に小さいものとならざるをえない。国民経済的な見地からすればコンビナートが必要であるとしても、地域経済の見地からすればその必要性は少なく、公害の危険が高まるようにでもなれば地域にとつてむしろ望ましくない存在とさえなってくるのである。地元の地方公共団体の税収が増加するという利点もないわけではないが、それさえも企業環境の整備のために多額の財政支出が必要にならなければ失われてしまうのである。

地域経済の波及効果が大きい点では労働集約的な産業が最も適しており、地場産業のようにそれを構成する個々の企業は零細であるが産地を形成して全体としては大きい生産規模になっているような産業は、地域内における経済上の波及効果がきわめて大きいといえる。産地には織物業のように今日構造不況に苦しむ地場産業が多いが、それにもかかわらずそれを克服することによって地場産業を再び振興させることの必要性も、実にこの点にあるのである。

労働集約的産業という点では、地場産業以外にも自動車工業、造

船工業、電気工業、精密機械工業のような近代産業がある。構造不況業種になっている造船工業は別としても、自動車工業の豊田、電気工業の日立、精密機械工業の諏訪のように、それぞれの地域経済の『主力産業』としてきわめて大きい波及効果をもたらしている。『主力産業』をもたない地域のなかには、これらの近代産業を工場誘致しようとするところも従来から多く、それなりの効果をあげているが、近年問題も生れている。例えば農村地域における自動車部品工場であるが、以前は兼業農家の遊休労働力を中心とする作業程度で親企業の要望に応じられていたのに、近年の経営環境の厳しさに伴って都市の工場労働者並みの作業に変えなければ今後親企業の要望に応えられなくなっているような場合がその一例である。今後農村地域などで近代産業を存続させていくためには専従的な作業に従事できるような労働力が地域内で確保できることが第一の必要条件となるように思われる。

四 地域主義と地域産品

近年、『地域主義』思想の高揚に伴って従前のような東京中心の画一化に対する反省のなから地方を尊重して地域の価値を見直そうという気運が高まってきているが、経済の分野でも以前の国民経済全般のみの視点にさらに地域経済的な視点を加えようという動きが活発化した。そのあまり地域経済を国民経済とは別の封鎖的自給自足的経済として捉え、そこに一種の桃源境を求めようとする者もないではないが、これは現実を無視した一種のユートピア的発想ともいえるもので、やはり国民経済のなかで以前のような経済効率

のみを追究したために生じた東京中心の画一化を排しながらそれぞれの地域経済の価値ある位置づけを行うことを狙いとするものでよいのではなからうか。経済の地域内循環を高めることの必要性を説く意見もあるが、現実には経済のほとんどの分野において循環が国全域にまでひろがっていることを言えば、今後大幅に経済の地域内循環を高めることは難事中的難事であろう。不必要に広域化した経済循環を見直すことによって地域化できるものを地域化していけばよいのではなからうか。例えば、食品のなかには、以前は各地域の住民の使用量のかかなりの部分を地域内の企業の製品によってまかっていたにもかかわらず近年ナショナル・ブランド製品に地域内市場も蚕食されているような場合であって、今後地域産品が再び地域住民に愛用されるような状態を復元できないかどうかをもう一度検討してみてもよいのではないか。

五 地域の範囲

最後に、地域経済を考える場合の地域を具体的にどの範囲で捉えるべきかという疑問があるが、実際には市町村のような行政区画が使用されている場合が多い。しかし今日のように交通・通信機関の発達が目ざましい時代には、経済上の交流範囲も拡大しているため、地域の範囲は市町村を超えたものを考えなければならぬように思われる。第三次全国総合開発計画が考えている定住圏の地域なども数市町村にわたる地域が想定されている模様である。同一河川流域の市町村を一つの地域とみなす考えもあるようで、共通の生活基礎をもつ地域を考える必要があるように思う。

環境汚染防止対策と経済性

はじめに

最近OECDは日本の環境政策に対するレポートを発表し、『日本の環境政策の特色は、概していえば非経済的、反経済的』という指摘を行っている。しかもこうした経済性無視は、単に施策の結果としてみられるばかりでなく、大切な点は、『わが国では、公害防止とか、環境行政とかで経済性ということをお口にすることが一般的にタブー視されている』という事実がある。

もともと公害や環境汚染というものは、経済社会運営の非円滑化の結果として現われてくる現象であり、その非円滑化は、ひとびとの社会的技術システム形成に際しての価値選択のあり方の誤りに基づくものといえよう。

このように考えると、現代社会形成に際して、極めて大きな価値側面である経済価値の選択基準となっている経済性を無視すること自体が不可能なことであり、これを否定する態度は非現実的な矛盾ということができる。

一 公害防除対策に経済性を無視させる諸要因

環境行政というものは、もともと、既に破壊や汚染をしてしまっ

石井金之助

△桜美林大学▽

た環境に対する修復手当や、それによってこうむった損害に対しての補償に関する面と、こんご予想される環境破壊を予防するという保証の面をもっている。つまり、『あと始末的行政』と、『先取りの行政』の混合した性格と内容をもつものである。したがって経済性を貫徹し難い性格をもつことは否定できないのである。

一方、こうした公害問題に直接のかかわり合いをもつ一般国民の側も、いきおい局地的な自己中心の関心となり、地域住民という限られた集団の利害からくる行動のみならざるをえなくなる。そして、補償に対しては最大限化へ、保証に対しては新しい社会的、経済的行動を一切阻止する『絶対反対』『現状維持』となりがちである。

このような実状の上立った環境問題の経済性測定の困難さから、ごく最近まで、公害や環境ということとは、企業経済においても地域経済や国民経済においても、その経済性測定因子以外のものとされてきた。その結果、こうした種類の投資に際しても経済性測定の努力を欠きがちになってしまっていたのである。したがって、これに対応して経済性測定を目的とする経済学的研究の発展もそれほど目立ってみられなかったものといえよう。

しかし、今日の低成長経済下においては、政府や自治体の財政危

機、企業の収益減を考えると、もはや、環境問題において経済性を追求しなければ、せっかくいまままで前進してきた環境政策も後退せざるをえなくなることは、あまりにも明らかであろう。

二 環境対策の経済性とは何か

環境問題の経済性測定のむずかしさは、その経済性指標構成因子であるコストも、それが与える便益も、私的経済と社会的経済の両面にまたがり、具体的な環境保全事業や環境汚染防止事業の中で相互乗り入れをしている状態にあるからである。そのうえ、公害防除によってこうむる便益も一様に分配されず、空間的、時間的に不均一性がめだつ点である。

しかも、社会の経済活動がひとびとに与える便益は、現実的には多元的であり、したがって便益を受ける側のひとびとの価値観のちがひによって環境への欲求度にはかなりの差が生じてくることは当然であろう。ここから多元的な便益間のトレード・オフ関係が成り立つが、この際、環境問題が人間生活に与える影響の正しい知識の欠如と生活文化水準の低さは、例えば、「不況回復が先で、この際、環境保全どころではない」等の発想が生じてくるのである。

しかし環境汚染防止、環境保全に要する投資額並びに費用は、国の工業化が進めば進むほど巨額にならざるをえず、しかも、現実の工業化は必然的にひとびとの生活を都市化に導かなければ実現できないのである。この生活の都市化傾向は、いっそう環境保全を目的とした社会的費用を増大させてゆくものである。

こうして環境問題における経済性を追求してゆく場合、既存の成

としての環境価値が実存するわけである。

さて、(1)について考えてみると、古典派の中にあつた主体としての人間観は、新古典派以降の経済理論の中では、いつか人間欲望の客体化によって急激に失われていった。そして経済学の計量化の進展と、経済学研究の過度の専門化により生れたテクノクラートとしての経済学者の脳裏には主体としての人間認識はますます稀薄になりつつあるといえる。

こうしたことが、今日の環境対策についても主体としての人間行動を無視して、ただ局地的な技術的問題として取扱う傾向を強めさせていると思う。

四 負の価値と効用

第二に大切な要件としてあげた負の価値導入の概念については本学会の第二十八回の全国大会でも報告したところであるが、筆者の考え方の特色としては、広義の経済資源は潜在的に正の価値と並んで負の価値をもつと考えていることである。したがって、これが生産資源として投入された際、必然的に正の価値の実現のみでなく、負の価値の実現をも同時に行うとみている。この負の価値の実現は負の効用をもつ公害をもたらすものといえよう。

それ故、負の価値を Control するための追加的な資源投入がない限り、公害発生は不可避である。もちろん正常な経済行動において生産される財やサービスは、正の効用優位の内部均衡の形で市場に送られ、消費過程で消費される。しかし生産過程で産出されるのは、こうした正の効用優位の形で内部均衡された財のみでなく、負の効

長理論や企業経営理論に基づく経済性概念のみでは、実際に応用することができないばかりか、これを適用することによって、むしろ不当に環境価値を過少評価し、環境保全のために投入される社会的、私的費用を削減し、真の資本効率を低下させるおそれさえある。この点は $K \cdot W \cdot \text{カップ}$ も指摘しているとおりである。

三 真の経済性追求の基礎概念と方法論

では、どうしたら環境問題、とくにその破壊防除や保全対策における真の意味の経済性を追求できるかということである。もちろん、これは決して簡単なことがらではなく、また本報告において全部を解明できる問題でもない。それ故、特に重要な点を次に二、三指摘する。

(1) 経済理論の中へ主体としての人間を復活させること。
(2) 経済価値として、正の価値のみでなく、負の価値概念を理論体系の中へ大胆に取り入れること。そして、この正の価値が負の価値へ転換するプロセスの合理化により、経済性を極限まで追求してゆく方法と、いま一つは、負の価値を正の価値へ再転換してゆくメカニズムの合理化により経済性を追求してゆく方法をセット化すること。

(3) さらに基本的な問題としては、資源の適正配分を目的とした経済学の取扱う経済価値の中へ自然資源を入れて考えること。(環境はこの場合、空間、時間という構成因子をもった物理的な意味の自然資源であるとともに、生産・消費を規定する社会的資源……土地など……として機能してゆくものとみなされる。そして経済価値

用優位の形で内部均衡された負の財ともいふべき廃棄物(産業廃棄物)がある。

また、一般的に正の価値優位の形で(劣位ながら負の価値を内在し)内部的均衡されている財も、消費過程で消費が進むにしたがい、正の効用は減少してゆき、やがて負の効用優位の形になり、環境内に廃棄されるや一般廃棄物になるものといえる。そしてこれら廃棄物も、その処理、処分のために適量の経済資源の投入がないと環境汚染源として公害を生ぜしめるわけである。

在来、経済原理の基本となつている市場メカニズムにおいては、財貨もサービスも正の効用のみをもつものとして取扱ひ、生産函数と消費函数をつくってきた。このように正の価値関係のみで説明しようとするれば、公害防除や廃棄物処理などの費用はどうしても市場機構の中へ入り得ず、したがって具体的に経済学の対象となり難くなることは当然である。

また廃棄物をただ、ひとびとの生活環境外へ運んで処分するといふ方法だけでなく、この廃棄物の中にひそんでいる正の効用を負の効用から分離して(完全な分離ではなく、正の効用優位の形で内部均衡化)有用資源化するいわゆる廃棄物の再資源化ということの意義も認めるべきであろう。

五 経済資源としての環境

第三の要件を端的にいえば、こんごの経済学のあり方としては、環境を含めた自然資源を外部的なものから経済資源として内部化するメカニズムを分析し、その最も合理的な形と内容の発見を通じて

資源の適正配分をはかることが一つである。いま一つこれと不可分の形で追求するグローバルなモデルによる人類と自然資源（環境を含めて）の共存による最適の社会システムの発見であろう。

こうした経済体系の中では、財貨は私有財と公共財の区別と領域を明確にし、後者の比重を年々増大させてゆくことが大切と考へる。例えば個人住宅内部を除けば環境は本来的に公共財である。しかしながら陸上における環境空間の基底としての土地は、自由社会においては大半は私有財となっている。特にわが国においてはこの傾向が著しい。このギャップが環境破壊を甚だしく進行させているわけである。日本において環境破壊が殊のほか著しいことの原因にも、このギャップの大きい点を指摘したい。このギャップを埋めてゆく政策が大切である。

質問 (青山学院女子短期大学 熊谷彰矩)

- (1) リサイクリング化の重要性は認められるが、一般的にはコスト高となり経済性追求の政策としては疑問があるように思われるがどうか？
- (2) PPPの貫徹が基本的には最も重要と考へられるが、具体的施策としてどのようなものが考へられ、またそれによりどの程度の効果が期待できるか？
- (3) “参加”の問題にふれているが、具体的にどのような内容のもの考へるか？

答 (1) 確かに在来のレベルで考へた経済性概念では多くのリサイクルは効率が低いものとなっているようだが、よく考へてみると、工場のクローズドシステム化により、現在までの市場メカニズムの下でもリサイクリングは相当進んでいると思う。問題は、このクロ

経済立地政策と文教立地政策

—— 国土計画論的考察 ——

一 総合計画の必要と政府計画の限界

政策は国民的、人類的理想の実現を志念しながら、時代と現段階の目標に向かい、とくに現実の緊迫する問題と矛盾の打開に努める。今日、経済社会の問題は複雑多様で山積しているから、個別的視点と対策では足らず、総合的視点と対策を必要とする。またそれは歴史的因果の問題であるから、短期施策では足らず、長期計画施策を必要とする。かくて現代の政策は総合計画方式を採る。国の全国総合開発計画、経済社会基本計画や都道府県、市町村の総合計画（開発、振興、……）等がそれである。

これらは、政府の各省庁、各部署の協力はもちろん、各界各層の代表や学識経験者の参加と審議を経て、閣議決定し、公表せられる。従って、その計画目標には幅広い合意があり、その計画内容には相当の合理性、とくに技術的合理性がある。——すなわち相当の客観性がある。都道府県、市町村の計画についても、おおむね同様のことがいえよう。

ここに政府策定の総合計画の長所がある。しかもそれは、実施計画よりも計画構想に重きを置くから、国民的ビジョンを先取りすることができる。したがって、政府計画ではあるが、国民的願望を背

ズドシステムから離れた廃棄物の問題である。これに対しての経済性概念は、本報告でも述べたように、いままでの企業経済レベルで考へた経済性ではなく、国民経済的レベル、ある場合にはもっと高次のグローバルなレベルで考へた経済性だと思ふ。しかし、こうした経済性を市場メカニズムのレベルにブレイクダウンするには少なくとも私が述べた三つの方法論要件を加えて処理する必要がある。

(2) PPPの貫徹は基本的に大切だが、日本の場合、OECDの勧告の趣旨とやや異ったPPPの解釈で施策の原則としているのではあるまいか、すなわち環境は一つの限られた資源であり、経済的メカニズムの中に組み入れられることにより効率的な管理が達成できる。しかし、環境への影響や効果は外部的なもののため、現在の市場メカニズムの欠陥を補正するように、外部不経済からくる社会的コストを何らかの手段で内部経済化する必要がある。これがPPPであるが、日本では、役所と企業との責任のなすり合い的な理解でつかわれている観がある。

(3) 参加は具体的な事例で形式が多少異るうが、一般的にいえることは、“消費者としての環境保全コスト負担”という形である。環境汚染防止や環境保全の経済性ということは、企業の内部衝動（社会的自覚と経済的必然性による）と生きる意義を自覚した一般国民の参加と協力によらねば達成できないものである。それゆえ、OECD報告も指摘しているように、“納税者負担”によって社会費用を国民が負担するよりも、市場メカニズムを貫徹させた“消費者としての負担原則”の方がより直接的に参加意識が強くなるだろう。

越野 太作

（財）地域開発研究所

景として、各党の政策に影響し、ときにリードする力もある、と思われる。すなわち総合計画は、その立案によって、世論の形成と与野党政策の大同性の確立に貢献する、その機能を持つ。

ただ総合計画には、総合化を意識し過ぎて、ただ月並みの目標といるいろいろの施策を寄せ集めるだけになってしまうおそれがある。公私を問わず、総合計画には、このような弱点がある。

すなわち施策の総合調整は、計画官庁の権限強化や計画技術の向上によって漸次改善されると思うが、計画目標と事項の平板性は、計画に実行性が要求されればされるほど、免れ難いものとなる。政府首脳に改革意欲が欠けるばあい、ことにそうである。

要するに現代の問題と矛盾は、複雑多様性だけでなく、それは社会経済体制や行政体制や迷信化した慣行と因襲の奥深くに根差し、ときにその毒性が、人びとの神経をマヒさせ、身心を腐蝕させるものもある。そこから発生する問題については、鋭くその病巣を剔出するなど外科手術を必要とする。

この点、国土計画であれ、経済社会計画であれ、政府策定の総合計画は、諸階層の勢力に押されて迫力が弱く、全方位的に配慮し過ぎて重点がぼける。そこで自由潑刺の学者、団体等の鋭い総合計画（案）や政策（案）の提言が重要となる。

二 国土計画と国土矛盾

さて一般に「国づくり計画」は世界の一中核としての日本と国民の生々発達を志念するが、今日それは次の諸目標に向かって努力すべきと思われる。さきに政府各省と学識経験者を動員してつくられた三全総(第三次全国総合開発計画)(昭和五二年一月四日閣議決定)は、そのような国づくり計画の技術的主流をなすと思われるが、「この計画の基本的目標は、限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備することである」といつている。これらを考慮しつつ、一般に「国づくり計画」ないし国土計画のあるべき目標の二、三を考える。

すなわち国土計画上、国土各地方は、自然と調和して、住みよく働きやすく、憩いのある地域を指向する。人口と産業は、各地域に適正に配分されるよう、誘導される。各地方、各地域は、その特性を生かし、特色ある経済と文化の発達を促される。人びとは、その自主・創造活動により、生活を豊かにするとともに、協力・連帯して、「健康で文化的な生活基準の確保と保障」へと、環境的に、制度的に努力する。

これは国土構成の方向像である。しかし、わが国土の現実、一方に過大・過密の東京等大都市あり、他方に過小・過疎の地方貧窮都市と農山村地域があって、対照的に、過密・過疎問題に悩む。とくに東京は怪物化し、その経済も文化も大学も肥大し、爛熟し、類

廢の兆も見える。

これは資本主義経済発展の結果だが、とくに明治以来の国の中央集権主義と東京偏重主義に因る。これを打破する抜本的国土計画の確立と推進が今日の緊急課題とされる。

三 新国土計画への過去の教訓

ここで国土計画確立のために、戦前の都市、地方計画と国土計画の発展について考える。

国土開発については、明治初期からの北海道および東北の開発政策に遡らねばならぬ。しかし、国土計画については、大正期からの都市計画、地方計画の発展と戦時中に高揚せられた国土計画構想に着目したい。

すなわち大正八年都市計画法が制定せられ、故池田宏氏等がその行政的指導者となり、多くの都市計画家により、都市の計画的建設が進められた。私はこれは単なる土木、建築の技術計画でなく、都市なる一つの自治協同社会の地域社会づくり計画を志向するものと観る。この都市づくりは、農村との調和も志向し、地方計画へと発展した。これは国づくりの基盤たるべきものであったが、世界情勢下国防国家化の過程において、特異の戦時国土計画が登場した。

「国土計画作定要綱」の閣議決定と企画院の国土計画作務立案、内務省の工業分散政策、「四大地区整備改造計画」「戦時国土計画作案」等がその代表的なものであった。

ともかく歴史的に展望すれば、大正、昭和初期の都市計画、地方計画とその思潮は、平和的、計画的な地域社会づくりの原初として、

戦後の総合開発計画の中に、生かされてよいと思う。戦時国土計画の方は、思想的に今日と異質であるが、工業、文化の地方分散の断行など、計画技術的に吸収すべきものがある。工業の立地規制と地方分散政策は、今日すでに進行しているが、学術、文化の地方分散政策や大学移転政策なども、先人の断行精神に学ぶべきである。

四 三全総の展開点

——首都移転と大学移転問題——

さて戦後の計画には、国土総合開発法制定時代、建設省において私も計画事務の一部にかかわった。国土政策は二〇年代の資源開発期、三〇年代前半の産業基盤整備、三〇年代後半の格差是正期(三七年全国総合開発計画策定)、四〇年代前半の国土利用再編成期(四四年全国総合開発計画策定)、四〇年代後半以降の模索混迷期を経て、第三次全国総合開発計画(五二年)の誕生を見た。「新国土計画作案」(参照)

これらの政府計画の発展は、計画行政上一步一步の積み上げとして、事務的技術的努力を評価される。またその社会的経済的影響力も大きいだけに、常に世論と良識の批判を撰取して、実行されねばならない。

この見地から、私は三全総に対し、「定住圏づくり」の積極的推進と展開を求めるとともに、一層の前進により、抜本的な新国土計画の創成を期待したい。

すなわち定住圏づくりについては、まず定住圏の地域選定や区域画定が必要であるが、計画当局は、より具体的に、圏域設定方針を

示し、その適正、効率的な推進を計る方がよいと思う。すなわち定住圏には、いろいろの種別ないしタイプ(地理的条件別、既成圏ないし創成圏別、規模別、主導機能別)があるから、その種別に注意を喚起し、タイプ別施策整備方針を示す。またその定住圏と既成の地方中堅都市や地方大都市等との関連についても注意と具体的施策整備方針を示したい。なお圏域設定方針については、国土総合開発制定の頃、われわれが提示した地域計画作区域設定方針案の如きものも参考の一案になると思う。「越野「国土総合開発と都市計画」(都市問題)一九五四年二月)」

次に抜本対策であるが、三全総が「第五、計画の実施」の章で「首都機能の移転問題」を提示していることに、敬意を表したい。

むかし(昭和三四年)、私は相当慎重の構えで、首都移転や皇居移転問題を検討したことがあるが、いま当局は「東京における中枢管理機能集積の主因となり、東京一点集中の要因となってきた首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上の重要な課題となるであろう」と明言する。

ただし三全総は、主題を首都移転とし、「国会、最高裁、中央省庁の全国統治機構」の移転を中心課題とする。しかし私は、平静に、主題を「東京機能の分散」とし、国立大学移転等をふくめて、問題をより現実的に検討する必要があると思う。三全総のいう二世紀への将来課題でなく、今日の緊急課題として対策の確立を要望したい。その詳細の理由については、私の過去の「東京機能分散論」を援用するが、とくに「機能分散政策の方法」論等のご検討を乞う。

〔越野「国土の再編成と東京の適正化」(都市問題研究)一九五九年四月)そ

その他)

要するに国土矛盾と東京矛盾の打開対策として、今後の機能立地については、地方優先の適正配置政策を採るとともに、東京の性格改造と現有機能の分散対象を検討し、移転対策を確立する。将来課題として政治機能、今日の現実課題として工業機能の適正分散と大学の移転を検討する。

(経済立地政策と大学立地政策)

国土計画から見て、一般に東京機能の分散は望ましいが、経済機能と大学機能については、分散に軽重、緩急の差がある。前者は国民生活に直接かつ緊密に関係するが、後者はそれほどではない。経済立地政策は既存の経済機能分布体系等現実条件を重視して、新立地を決定する必要がある。市場経済下、大企業、商社、商店や都市的工業を始め、多くの諸機能は大都市等営利追及至便の地を好適の目標として立地する。しかし教育機能と政策は俗化の大都市を渴望する必要はない。私立大学は採算上また勤労学生への夜間教育上大都市立地を必要とするが、その必要な国立大学は人間形成上、学術研究上好適の環境を志向する。政、財、官界との俗縁に超越し、清澄の大学問を建設する。

質問一 (東京大学 大石泰彦) (論旨要約、文責在越野)

(1)配付の地区別開発性向図(昭和二七年)は興味がある。今日、再調査し、比較検討が期待される。(2)配付資料(東京機能の分散性の検討)の意見と比較なり、東京の工業機能は分散すべく、皇居移転は緑地保持等から不賛成。

答 (1)ご批評を謝す。(2)昔の論策配布で恐縮。本論は東京機能分散

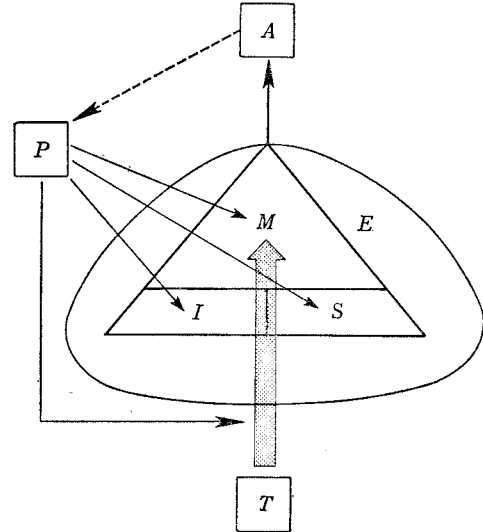
先進国の技術伝播メカニズムと政策

各国は技術伝播によって技術進歩を促進するためにいろいろな伝播政策をとっている。政策は目的と手段の適合性によって判断される。手段はどんなしくみ、あるいはメカニズムのなかで採られるかによって効果は必ずしも同じではない。技術伝播メカニズムが違えば、実施されるべき最適な政策手段も異なる。国ごとに技術伝播メカニズムは異なる。先進国と開発途上国の間では大きな差がある。日本と欧米先進諸国の間でも各種の違いがある。たとえ同じ技術を伝播させるとしても、各国間で伝播の仕方や速度、効果、伝播戦略に相当の違いがある。そこでその根本原因とみられる技術伝播メカニズムを分析し、政府の伝播政策との対応関係の特徴を明らかにし、国際比較をしてみよう。そうすることによって各国の技術伝播上の問題点と最適な伝播政策形成の条件を解明できるであろう。本稿はアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスについて各国二ヶ月ずつの現地調査をもとに書かれたものである。

一 技術伝播メカニズムと伝播政策の対応関係

技術伝播の成果は、技術供与者と受入者との行動が技術伝播メカニズムの中で展開される過程で、関係者の移転戦略や

第1図 技術伝播メカニズムと政策の関係



T = 新技術
A = 技術伝播の成果
M = 技術伝播メカニズム
I = 物理的インフラストラクチャー
S = 制度的インフラストラクチャー
E = 環境要因
P = 直接的技術伝播政策

外部からの各種の伝播政策の働きかけによって大きく影響される。技術伝播メカニズムと政府の伝播政策との関係は第1図に示されるように、新技術(T)が技術伝播メカニズム(M)の中にインプットされ、環境要因(E)の影響を受けながら、アウトプットとして

齋藤 優
△中央大学▽

の指針(不適地性、過剰性、移転難易性)を提示し、現有機能の分散性を検討。工業機能よりも、学術、文化、行政機能の移転が「先行」と判断。ただし通説たる工業配置適正化政策そのものには、国土計画派たる私は推進派。ただ当時の状況下では臨海条件活用の専門家の意見を採用した。その後公害、石油ショック等状況変化あり、今日は教授説が穏当と思う。皇居移転論には都市計画的見地と国家政策的見地があるが、賛否いずれにせよ、後の視点を採る。御意見は跡地利用の問題としたい。

(補説)

営利万能の企業至上主義や交通スト等乱発の組合至上主義に対抗する国民生活本位主義。保守、革新、中道のイデオロギー論争でない具体的、実体的改革断行主義。為政者万能、官僚依存主義でない国民主導主義が必要。各省施設計画は、総合企画院(構想)等による国家総合計画へ、さらに国民主導の国民総合計画へ。経済、社会、文化、学術・教育における中央集権主義と東京中心主義を打破して、地方分権と地方圏体制の確立が急務とされる。(参照。日本経済政策学会年報7号とくに23号の越野総合計画論)

技術伝播の成果(A)がもたらされる。その過程でいろいろな政策や戦略(P)によって働きかけられる。技術伝播メカニズムは物理的インフラストラクチャ(I)と制度的インフラストラクチャ(S)の上に築かれ、前者にはマス・メディア、交通・通信施設、研究・教育機関、科学技術情報センター、情報産業などが含まれ、後者には工業所有権制度、標準化制度、安全制度、教育制度、コミュニケーションをめぐる社会制度などが含まれる。先進国では規模に多少の差はあっても、どの国でも科学技術情報センターや工業所有権制度はもっており、とくに物理的インフラストラクチャでは大差がない。けれども制度的インフラストラクチャには歴史的発展パターンの違い、民族性、価値体系などの差が伝播メカニズムに反映して国ごとの特殊性を形成している。伝播政策(P)は、新技術(T)が技術伝播メカニズム(M)の中にインプットされる場合に、技術伝播メカニズムに直接働きかける。その結果アウトプットされた、あるいは予期される伝播成果(A)によっても採られる伝播政策は影響を受ける。成果が悪ければ、もっと強力な政策手段の実施が要求されるし、インプットされる新技術に操作を加えることもある。

たとえ国際的に全く同じ政策をとっても、技術伝播メカニズムの違いによって伝播政策に大きな差が生ずることもある。また何カ国かの国内で全く同じ技術が伝播していくさいにも、国によって伝播の仕方や速度、効果、政策にかなりの相違がみられる。やはり伝播メカニズムの違いが重要な原因の一つと考えられる。伝播されるべき技術の性格に応じて、伝播メカニズムの中で最適な伝播のプロセス

やチャンネルは異なるだろうし、それらに応じて採られるべき政策手段の組合せも違ってこよう。

技術伝播メカニズムの近代化はそのインフラストラクチャの発展に大きく依存しており、とくに先進国と開発途上国の間では物理的インフラストラクチャ(I)の発展格差が大きい。先進国間では(I)の国際格差は、第1表にみられるように、国民一人当りの比率でみると、開発途上国間におけるほど大きくはない。アメリカはいずれにおいても最も高い数字を示しているが、技術伝播メカニズムの発展の高さを示す反面、あの広大な土地と人口分布ではインフラ部門(I)にそれだけコストがかかることを意味している。一般的に言って、アメリカは最高の研究開発投資をし、情報経済化の最も進んだ国であることは事実である。けれども全ての分野で技術転メカニズムが最も有効に働いているとはいえない。先進国間では物理的インフラストラクチャの差よりも、むしろ制度的インフラストラクチャ(S)の差のほうが影響力が大きいと思われる。(S)の中にも特許制度や標準化制度のように、どの国もがもっている共通の制度も確かであるが、そのほかにその国の民族性や歴史に根ざした特殊な制度があり、これが技術伝播メカニズムの効率に大きな影響を与えていると考えられる。たとえばドイツを検討する章で説明されるマイスター制度は興味をひくものの一つである。

一般に物理的インフラストラクチャの発達は、その国の経済発展水準とか科学技術水準に依存するので、同じ発展段階にある国の間では大差は生じない。先進国間でも開発途上国間でも同一段階にあるから、先進国・開発途上国間ほどの差はない。先進国の(I)

第1表 先進諸国における技術伝播メカニズムのインフラストラクチャ

	汎用コンピュータ設置台数	電話普及状況 (単位:100人当り台)	書籍発行 点数 b	情報経済化	研究開発費 の対国民所得 比率
				($\frac{\text{情報労働人口}}{\text{総労働人口}}$, %)	
アメリカ	71,871	69.5	81,023	43	2.55
イギリス	7,794	37.9	32,133	41	2.32 a
フランス	9,618	26.2	26,247	38	2.03 b
ドイツ	12,832	31.7	48,034	35	2.74 b
日本	32,447	40.5	32,378	35	2.06

a=1972年, b=1974年

出所: 日本情報処理開発協会編『コンピュータ白書』1976年版, 経済企画庁『国際経済要覧』, 科学技術庁『科学技術要覧』, 労働法令協会『労働統計年報』.

は開発途上国のものに比してはるかに高水準にある。同一段階にある国の間では、制度的インフラストラクチャ(S)の差が相対的に重要になる。

二 技術転メカニズムの特徴

技術伝播メカニズムの特徴を明らかにするために、次の諸点から分析しよう。すなわち、(1)情報経済化の発展段階、(2)コミュニケーション構造、(3)技術伝播エージェントの発展段階、(4)インセンティブ・パターン、(5)技術伝播に関する諸制度、(6)産業組織からの影響などである。

まず技術伝播メカニズムのインフラストラクチャについて、先進国に関して一般的に認められる傾向は、第一にコンピュータリゼーションの進展とそれによるコミュニケーションの機械化である。コミュニケーションのいろいろな部門にコンピュータが利用され、コミュニケーション・システムを大幅に前進させた。第二はコミュニケーション技術の進歩によって時間・空間の経済的短縮化が一層進んだことである。そのために情報の伝達は高速化され広域化された。第三はいろいろなコミュニケーション技術の発達によって、コミュニケーション・チャンネルが多様化してきたことである。第四はコミュニケーションのマス化・専門化が進み、コミュニケーションや情報の経済化と結合して国民経済の情報経済化が進展していることである。第五は、このほかに制度的インフラストラクチャにおいて、特許制度の国際化、情報ネットワークの国際的連結、科学技術の国際協力の推進など、制度の国際化が進

んでいることである。第六は技術移転エージェントが一つの産業として成立していることである。コンサルティング企業、エンジニアリング企業のほか、技術情報産業の中には技術移転エージェントの機能を果しているものが多い。もちろん技術移転エージェントの発展段階は国によって先進国間でさえ大きな差が見られる。第七は業界団体の発達と、それが技術移転においてかなりの役割を果していることである。アメリカの団体名鑑 (Encyclopedia of Associations) には一九七六年で約一万四千の団体が掲載されており、イギリスの団体名鑑 (Directory of British Associations, 1974) には七千二百近い団体が紹介されている。組合国家といわれる西ドイツでは、工業に関連するものだけで約二万の団体があり、手工業の団体はきわめて多い。もちろん、どの国も農業関係の団体の設立は古い。フランスでは農業の研究機関だけで約三〇〇が存在している。これら各種業界団体は政治的プレッシャー・グループとして活動するものも多いが、加盟企業に各種の情報を送り、なかには技術情報部門をもつ団体も決して少なくない。また企業間のコミュニケーションづくりのうえで大切な役割を果している。西ドイツのように業界団体がマイスター制度のもとに発達してきた国では技術移転は重要な機能の一部となっている。

一九六〇年代初めまでは、各国は農業を除いて民間部門の技術的諸活動に積極的に働きかけることは少なかった。一九六〇年代に入ってから米國資本が技術的優位を競争的武器にヨーロッパにだれだれ込んでいったが、この頃から技術格差問題が大きく採り上げられるようになり、民間部門へ積極的に働きかける技術政策が熱心に論ぜられ

るようになった。アメリカはNASA (アメリカ航空宇宙局) で開発した技術をいかに民間企業に伝播させ利用させるかを考えることから、技術伝播問題が盛んになった。これに対してヨーロッパ先進諸国は、アメリカとの技術格差を縮小し、技術開発力を高め、技術競争力をつけるための政策を熱心に考えるようになった。そこでヨーロッパ先進諸国はそれぞれ自国の技術政策体系の見直しをして、一九六〇年代後半において、とくに教育改革、大学改革、R&D機関の充実などインフラストラクチャー部門の再編成と整備を中心とする政策に力を注いだ。技術者養成のために、各国でポリテクニク (高等工業専門学校) や科学技術大学が多数新設された。

とくにアメリカでは莫大な軍事費と政府による研究開発投資に対して、一部の巨大企業だけが利益を得ていることや投資のあり方に批判が出て、開発された新技術の公平利用と一般への普及がはかれるようになった。このような政府資金を使って開発した科学技術の公平利用は、国際間の技術競争が厳しくなるなかで各国によって政策的対象として認識されはじめた。技術政策のなかで、大企業に対しては研究開発の促進を中心とし、中小企業に対しては技術伝播を重視した。一般に先進諸国では、どの国でも技術集約産業とか大企業は近代的な技術移転メカニズムをもち、技術戦略、政策も充実しており、各国間で大差はないが、中小企業になると技術伝播メカニズムや政策にいくつかの特徴的な差が見られる。そして各国が技術伝播政策の力点をおいているのは中小企業に対してである。

確かにアメリカは高度のコミュニケーション技術と高度に発達した知識・情報産業に支えられて最も発展した情報化社会を形成して

おり、合理性を貫徹する組織や秩序に基づいた技術伝播メカニズムを持っており、世界の技術市場センターとなっている。それを取巻く産軍複合・産学協同の技術的関係と多国籍企業を中心とする産業組織、そして大型技術偏重、技術が主で労働が従、技術の大資本との結合といった技術発展の傾向は開発から利用までの期間を早くしているように見える反面、失業問題、労働問題を一層深刻化している。資本と結合する技術は資本のチャンネルを通じて流れるので、人間とか労働と結合する技術よりも資本力をもつ企業には伝播しやすい。西ドイツは近代総合工業に力を入れている反面、伝統的に「手工業」を重視し、その制度を育ててきた。資本と結合する技術知識ばかりでなく、技術が人と結合する技能を伝統的に尊重してきた。これを支えてきたのがマイスター制度であり、手工業の技術伝播において重要な役割を果してきた。西ドイツは見本市と組合の国で代表されるように、常に新しい技術への高い関心と業界の強い自立性によって技術伝播がはかられてきた。手工業を独立の産業としての地位を与えて重視しているのはフランスも同じである。けれどもフランスは先端産業に大きな比重を与え、それなりの成果を得てきたけれども、それを支える中小企業との間には大きな格差がある。フランスは西ドイツの地方分権方式と違って中央集中方式をとっている。パリはすべての中心である。ここに大企業と中小企業の間におけると同様に、大都市と地方との格差、コミュニケーション・ギャップの問題がある。フランス産業において政府または政府企業の果す役割は大きい。したがって政府から民間への技術伝播メカニ

はアメリカに次ぐ情報化社会であり、情報のチャンネルも発達している。そして研究組合やパテント・ブローカーなど技術伝播エージェントも発達してはいる。けれども伝統志向と革新志向との共生、格式社会のために階層間の硬直的なコミュニケーション、地域性の強い業界団体など技術伝播にとって時には阻害要因として働くものもある。技術伝播メカニズムにおける重要な問題点の一つは、政府と民間、大企業と中小企業間の産業組織の断層性をいかになくしていくかにある。

技術伝播メカニズムに関して先進諸国に共通した問題点をあげると、第一に近代大型技術の伝播が個人間のものでなく、大規模な組織と組織の間の伝播または移転が中心になるということで、組織にいかにか革新性をもたせるか、いかに組織間のコミュニケーションをよくし、技術伝播過程を効率よいものにするかが重要な問題となっている。組織が大きくなるほど官僚主義的傾向が強くなりがちである。第二は技術が巨大化するにつれ、研究開発、技術伝播に政府の役割が大きくなるが、政府と民間あるいは産業の間にかに有効な技術伝播チャンネルをつくるかという問題である。第三はコミュニケーションの歪みの是正である。コミュニケーションや情報が資本化されるにつれて、新技術への接近に不平等が生じたり、技術独占の原因になったりする。

最後に、本報告のくわしい説明は、斎藤優『技術移転論』第五章一九章、文眞堂、一九七九年、をみていただきたい。

繊維産業の構造調整と輸入制限問題

渡 辺 馨

（阪南大学）

一 わが国繊維産業の構造不況と 世界繊維貿易構造の変化

わが国の繊維産業は一九七三年秋のいわゆる「石油ショック」以降の不況期において、繊維産業としては戦後最も深刻な不況に陥った。しかもその不況は単に短期的・循環的な要因による不況ではなく、中期的・構造的な要因が重層したものである。

前者の短期的・循環的要因のなかで、今回特に問題となるのは、大幅な行き過ぎた仮需（実需につながらない中間需要）の発生であり、それはわが国繊維産業の生産・流通構造に根差すものであるが、その点については本稿では単に指摘するだけにとどめる。

後者の中期的・構造的な要因のなかで特に重要であり、本稿で採り上げるのは、開発途上国の工業化に伴う繊維製品の自給化の進展、アジアの中進国に代表される後発輸出国の輸出力の上昇、わが国繊維産業の国際競争力の低下などによる輸出の伸びの鈍化、一部の繊維製品に現われた輸出の減少、輸入の増加という繊維製品貿易構造の変化の問題であり、それは世界の繊維製品貿易構造の変化の典型として捉えられるものである。

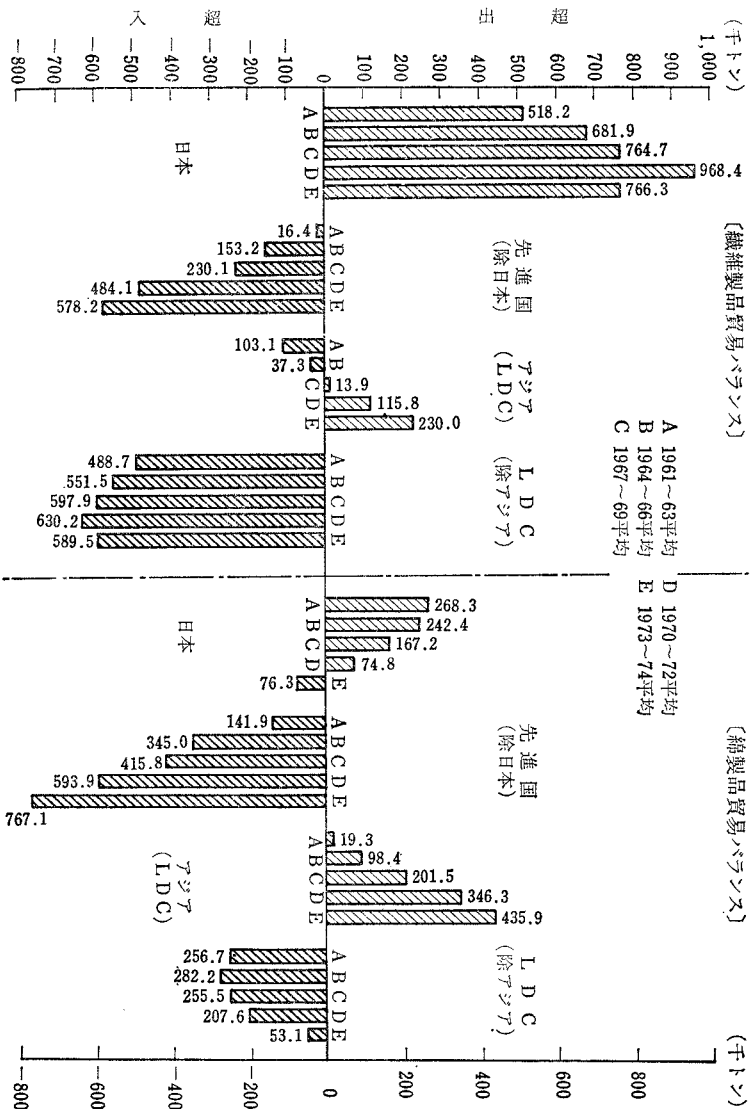
一九六〇年代以降における世界繊維製品貿易構造の変化は、世界繊維製品貿易の規模が増大するなかで繊維製品輸出総計に占める先進国からの輸出のシェアの減少、開発途上国ならびに社会主義国からの輸出のシェアの増加、他方輸入では先進国ならびに社会主義国の輸入のシェアの増大、開発途上国のシェアの減少として捉えることができる。

このような世界の繊維製品貿易における構造的な変化の結果を一層端的に示しているのが第1図である。図は先進国を日本と日本以外の先進国に二分し、また開発途上国をアジアの開発途上国とその他の開発途上国とに二分し、社会主義国は別として、この四つの地域の一九六〇年代以降の五つに区分した時期における数量面からの輸出入バランスの変化を示したものである。

一瞥して明らかのように日本を除く先進国はすでに六〇年代初期から入超となっており、その入超幅を次第に拡大している。一方香港、韓国、台湾等のいわゆる中進国ならびに早くから綿製品の主要輸出国であったインド、パキスタンを含むアジアの開発途上国は、六〇年代後期から出超に転じ、しかもその輸出幅を次第に拡大している。

このような趨勢を一層明確にみられるのが第1図の右半分に示さ

第1図 主要地域別全繊維 綿製品貿易バランスの変化



(資料) FAO "Per Caput Fibre Consumption" より算出。

れている綿製品貿易においてである。すなわち綿製品貿易においては日本もその出超幅を次第に縮め、七〇年代中期には入超に転じている反面、アジアの開発途上国は六〇年代初期からすでに入超となり、しかもその出超幅を次第に拡大している。

二 先進国繊維産業における構造改善

第一図に明示されているように日本を除く先進国の繊維産業は、世界の繊維製品貿易構造の変化の影響を、日本に先行して早くから顕著に蒙っていた。そのため欧米の先進国の繊維産業は、それに対応するいわゆる繊維業界の構造改善を何らかの方法を通じて進めざるを得なかったが、そのような欧米における繊維産業の構造改善の進め方は、次に示すように二つのパターンに大別して考察することができる。その一つはアメリカ型とも呼ぶべきものであり、いま一つはイギリス型と名付けられるものである。

ただし欧米の繊維産業における構造改善のパターンはこの二つに大別できるとはいえず、その二つに共通した重要な点がある。それはいずれもそれぞれの国内で種々の構造改善策を講じるに当って、まずは何かの形で、日本ならびに中進国を含む開発途上国からの繊維製品の輸入に対し制限を行ったことである。

欧米先進国における繊維製品の輸入制限の推移については後章で述べることにし、ここでは欧米先進国における繊維産業の構造改善の二つのパターンの特色について述べておかねばならない。

アメリカ型とイギリス型との区分は、構造改善の実施に当って、繊維企業ならびに繊維業界の自主的努力と政府の産業政策面からの

支援の在り方の違いによっている。アメリカ型は企業ならびに業界の自主的努力によって構造改善のほとんどが行われ、産業政策的な支援はわずかな面でしか実施されていないものをいい、イギリス型は前者の業界の自助努力が主となって構造改善が行われたものの、産業政策的支援が構造改善の遂行上不可欠ないし相当重要な役割を果たしているものをいう。

そのアメリカ型に属しているものとしてはアメリカ、西ドイツ、イギリス型に属しているものとしてはイギリス、フランス、イタリアがその典型としてあげられる。

アメリカでは一九六一年五月にケネディ大統領が繊維産業援助に関する七項目計画を発表した。しかしこのなかで当時「病める産業」と呼ばれていたアメリカ繊維産業に活力を取り戻させるに少なからぬ効果があったとみられるのは、第四項のアメリカ産棉花の二重価格の廃止と第六項の国際会議を早期に開催し、綿製品貿易に関する長期的な国際協定を締結することであった。

アメリカの政府の施策としては、一九六二年通商拡大法による産業調整援助措置の制定や、一九六四年通商法による調整援助があげられるが、いわゆる「ウィリアムズ報告」にも指摘されているように、その実施はネグリジブルなものではない。

一方イギリスでは一九五九年に「一九五九年綿業法」が実施され、綿業の紡績、撚糸、織布、染色の四部門を対象に過剰設備の買上げによる廃棄と残存設備の近代化が手厚い政府の支援と業界の自助努力によって行われた。その結果紡績錠数は一六、八九七千錠(リング換算)から八、六〇〇千錠に、織機は二五九千台から一六三千台に

激減した。

イギリスではその後一九七〇年に綿業における中小企業を対象に設備の近代化のための融資を行ったり、一九七二年に成立した工業法をもとに、一九七三年七月には羊毛工業に対し、また一九七五年一月には衣料工業に対し政府の資金援助による近代化、合理化投資の促進策が採られた。

もちろんアメリカ、イギリス両国の繊維企業ならびに業界において自助努力による構造改善が行われたことはいうまでもない。特にアメリカではバリーントン社をはじめとする大手企業が中心となっており、企業統合によるいわゆる業界の再編成がテキスタイル分野、 Apparel分野において活発に行われる一方、限界的な企業の転廃業が進んだ。これは一九五〇年代からはじまって、ほぼ六〇年代を通じて進行した。

同じような大手有力企業主導下の企業統合による業界の再編成は、イギリスでも一九五九年綿業法による過剰設備処理のあと、一九六〇年代に入って、アメリカのパターンを追う形で展開した。

先の欧米先進国の繊維産業におけるアメリカ型、イギリス型の構造改善と対比して、わが国の政府ならびに繊維業界が行ってきた構造改善をみると、政府の産業政策面からの支援の構造改善に占める役割のウェイトからいうと明確にイギリス型である。というよりはイギリスよりは一層政府の支援に依存している度合が大きい。(但しイギリスではここでは省略したが、後に述べる国際的な繊維製品貿易協定以外に、種々の輸入規制を行っていることを看過してはならない。)

三 繊維製品貿易における輸入制限

欧米の先進国繊維産業は、一九五〇年代においてすでに、当時はまだ先進国グループには属さず、最近の表現でいえば中進国であったとみられる日本および香港、インド、パキスタンなどアジア諸国の繊維製品輸出の急増に直面したため、関税ならびに非関税面から先進国市場へのそれらの諸国からの輸入の増加を規制していた。その最も典型的なものは一九五五年九月から実施された日本の対米綿製品自主規制と、その延長として先に述べたケネディ大統領の提唱を契機として成立した一九六二年一月に始まる国際綿製品貿易長期取極め(いわゆるLTA)である。このLTAは当初五カ年間の期限立法としてスタートしたがその後二回にわたって三年間ずつ、さらにあと過渡的に三カ月延長された末、一九七四年一月に始まる国際繊維製品貿易取極め(いわゆるMPA)に引継がれた。MPAは一九七一年のいわゆる日米繊維交渉の結果生まれた日米毛ならびに化合繊維製品貿易に関する二国間協定をもとにして、従来のLTAをも含めて誕生した絹・麻などを除く主要繊維製品貿易に関する長期協定で、その骨子はLTAを原型とするものであった。

そのMPAは当初は一九七七年末までの四年間の期限立法であったが、七七年末にさらに四年間延長されることとなり、八一年末まで継続されることになっている。

このようなLTAには、じまる繊維製品貿易に関する多国間取極めの基本的な目的は、その条文に唱われているように繊維製品貿易の秩序ある拡大と衡平な発展を図るとともに、輸入国における攪乱的

な影響を回避することにあるとはいってもない。

繊維製品貿易はLTA発足からMFAへの移行にかけても拡大しているし、開発途上国から先進国への輸出も漸進的に増加してはいることは事実である。しかしLTAからMFAへの推移、さらにはMFAの延長の過程には、名目的にはその基本的目的に合致してはいるが、実質的には先進国がその開発途上国からの輸入の規制を強化するような動きがみられる。

LTA発足以来すでに二十年近い年月を経過しながらも、なおそのような動きが生じているのは、その間にLTAならびにMFAの条文中に唱われていながらも、実際には先進国における繊維産業に関する自律的ならびに政策的な産業調整が効果的には実現されていないことに基因しているとみられる。

開発途上国から先進国への繊維製品輸出が増大していくなかで、それと競合する先進国の比較劣位部門の経済的諸資源を容易に他の部門に自律的にまたは政策的に移転できる場合には、その貿易における摩擦は生じないか、わずかで、輸入規制をする必要も、もちろん既存の輸入規制を実質的に強化するようなことも生じないであろう。しかし現実には開発途上国なかんずく現在中進国と呼ばれる諸国からの輸出増大のテンポと、先進国における産業調整や構造改善のテンポとの間にはズレがあり、前者が後者を上回っている。そのような場合でも先進国の開発途上国からの輸入量がそれほど大きくなく、輸入依存度が低い場合には、そのズレによる貿易摩擦は問題とはならない。しかしその輸入量が相当規模に達し、輸入依存度が高まると、摩擦の問題は顕在化する。

ことには限界があり困難であることは、LTAからMFAへの輸入規制の持続の事実が如実に示している。それゆえ中進国繊維産業の急成長など世界の繊維製品の貿易構造およびその基盤にある生産構造が、従来より激しく変化していることを考えると、そのような変化に対応するためには、一国内における産業調整だけではなしに、繊維産業に関する国際的な産業調整が行われる必要が生じているといえよう。

世界の工業製品貿易のなかで、開発途上国の自給化、中進国の追い上げによる貿易摩擦と産業調整の問題は、繊維産業において先行して現われ、近年鉄鋼、家電、造船等の主要工業においても顕在化している。従って繊維産業について先進国が今後どのように構造調整を進めていくかは、後続する産業への試金石ともなるものといえる。

主な参考文献

- (1) 梶茂ほか「一九六〇年代から七〇年代に至る主要先進国繊維産業の構造調整」(上)(下)。日本紡績協会「日本紡績月報」一九七七年二月、七八年一月号。
 - (2) 拙稿「繊維貿易と国際繊維協定」(日本貿易学会年報、第二二号、一九七五年二月)。その続きは同学会の第一八回大会(一九七八年)での筆者の報告「国際繊維製品貿易協定の問題」参照。
- その他は紙数の制約もあり、省略させて貰う。

わが国の繊維製品輸入依存率(輸入÷内需)は一九七〇年までは五パーセント以下にすぎず、以後急増して最近では一五パーセントを超えるに至っている。しかもその輸入品の過半は開発途上国からの輸入であり、開発途上国産品輸入依存率でみる限り、わが国は先進国中最も高い。それゆえ先進国のなかでは唯一つ輸入規制を行っているが、ここでいう繊維製品貿易には含まれていない。開発途上国からの追い上げの影響を最も大きく蒙る条件にあるといえる。

四 び す び

わが国繊維産業に戦後最大の不況をもたらした重要な要因の一つである構造的要因——輸出競争力の低下、開発途上国の自給化と中進国の急速な輸出増大——への対応策としての繊維産業における構造改善は、企業ならびに業界の自助努力と他の先進国よりは手厚い産業政策面からの支援のもとに展開しつつある。しかし近年急テンポに、また相当量にまで増大している開発途上国からの輸入に対しては、それに対応する構造改善の進捗と、産業調整の進展に困難が生じている場合には、GATTで容認されたMFAのルールに則った輸入の漸進的な増大のための規制措置を採ってよいし、それは国際的にみて衡平さを欠くものではない。

ただ先にも述べたように現行のMFAにおいても、その実施期間に先進国は産業調整を促進し、自由貿易の原則による貿易の拡大が可能なる状況に復帰することを理念としている。しかし現在までのように先進国がそれぞれ一国単位で繊維産業に関する産業調整を行う

援助供給者の行動—試論

碓 水 尊

〈筑波大学〉

序

「援助の経済学」はこれまでもつぱら受取国の開発ニーズや開発政策に焦点を合せた規範論に終始していた。いわゆる資源ギャップ論に基づくマクロ的な援助必要額の算出や効果の推定は開発における国内貯蓄や外資の役割を吟味するのに役立つが、それだけでは政治経済的な「取引」としての援助の側面にメスを入れることができない。又、援助供与政策の指針として貧困救済、所得平等化、自助努力の刺激などを強調する基準論も、受入国の自立的成長のための必要条件を云々しているだけで、供与側の意思決定メカニズムや制度的制約を考慮した供与基準とは極めて性格を異にしている。

援助供与の実態についてはこれまでいくつかの統計的な分析があり、Strout and Clark(1969)の「情性効果」(1)や Henderson(1971)の「小国効果」(2)が比較的よく知られている。勿論これらの効果は規範的規程に照して供与側の「バイアス」を示すものとされる。そのような効果が供与側の合理的行動の基準に則ってあらわれるかどうかは未検討のままに残されている。それはいわゆる「援助動機論」だけでは片付けられぬ性質の問題である(3)。

消費者選好の理論を採用する Dudley and Montmarquette の援助

供給の経済学(一九七六)(4)はそのような空白を埋めるのに役立つはじめての試みであるといつてよからう。が、彼等の関心はいわゆる「小国効果」の有無を理論的・実証的に見極めることに集中したため、理論モデルに国際関係論的意味づけを与えるに至らず、その展開が中途半端に終わっている。又、理論モデルで重視された供与側の行政効率率が実証分析では明示的に取上げられず、その代りに供与国と受入国との政治・経済的リンクをあらわす諸変数をとり入れることにより、それらの説明変数の導入が「小国効果」を霧消させることから、小国効果は実は specification 問題に帰着すべきものだという甚だ月並な結論で終ってしまった。理論モデルからの結論は、供与者の期待する援助効果の受入国人口規模に関する弾性値(α)と援助行政効率をあらわすパラメター(δ)の相対的な大ききさにより小国効果があらわれたりあらわれなかったりということであったから、理論モデルの主旨と実証分析の結論とはうまく対応しない訳である。

以下ではD—Mモデルをいくらか手直しして再展開すると、単に小国効果の有無を論ずるよりもっと興味深い結論がひき出されうることを示す。手直しのポイントは次の三点にある。

- (1) 被援助国との政治・経済的リンクをあらわす変数を理論モデ

ルの中に明示的に導入する。

(2) 上記パラメター α と δ の意味する事柄をより些細に吟味してモデルのビヘイビアを考へる。

(3) 多国間援助プログラムの拠出を予算制約式に導入する時のインプリケーションを検討する。

一 理論モデルの骨子

D—Mに倣い、二国間援助 A_j (j は被援助国を示す。 $j=1, 2, \dots$)から供与国が主観的に期待する効果(一種の消費財とみなす)を H_j であらわし、 H と援助以外の財・サービスの消費(X)からえられる効用 U を極大化するように援助配分が行なわれるとする。

- (1) $U = U(X, H)$ 国民効用関数
- (2) $H = \sum_j H_j$ 対象国別の期待援助効果の単純集和性

- (3) $A = \sum_j a_j N_j$ 二国間援助総和

- (4) $B = X + T + A + C$ 予算制約
- (5a) $T = rX$ 多国間援助プログラムへの拠出義務(仮定 a)

- (5b) $T = r'A$ 同右(仮定 b)

- (6) $H_j = h_j N_j^{\alpha} a_j^{\beta} z_j^{\gamma}$ 援助の期待効果

- (7) $C = C_0 + c^* m + \sum_j c a_j^{\delta} y_j^{\epsilon} z_j^{\zeta}$ 援助供与活動のための行政管理コスト

ここで a_j は一人当たり援助受取額、 B は総国民消費、 r および r' は

多国間援助への拠出率(α)は二国間援助総額の一定比として拠出額が定められる場合を想定、 N_j は被援助国人口規模、 z_j は供与国と各 j 国との歴史的・政治的・経済的リンクをあらわす合成的な指標(モデル単純化のためここではその構成因を個別に吟味しない)、 δ は被援助国の一人当たり所得(6)式では貧困度ないし経済的援助ニーズの指標とされ、(7)式では被援助国の開発行政能力の指標とされる)、 ϵ は国別援助プログラムの大小に関係なくある国を援助対象とするのに必要となる最小管理費、をあらわす。更に次のような想定をおく。

- $1 > \alpha > 0$ (1)(2)は「国」単位で援助効果を感じることから生じる(人道主義的見地からみた)バイアス。同時に供与国の外交方針の特性をあらわす(後述)。
- $\beta < 0$ 必要性基準に見合う(人道主義的動機の反映)。
- $1 > \gamma > 0$ 援助効果の「収獲逓減」(受取側の限界効用逓減に見合う)。

- $\epsilon > 0$ いわゆる overpresence のおそれからここでも収獲逓減($\epsilon < 1$ 又は $\alpha \epsilon / \beta < 1$)が働くかもしれないが、ここでは一定とする。
- $1 > \delta > 0$ 援助プログラムにおける「規模の経済」をあらわす。

- $\eta > 0$ 被援助国の開発管理能力が供与側の援助行政効率に影響する。

- $\theta > 0$ z が大きい程貿易・直接投資が大きく情報網の

ようにならう。骨の折れる Basic Human Needs 志向の技術援助は敬遠されることにならうが、 α の低い国では道義主義者の圧力がもともと弱いとすれば、その風潮を阻止しようとする声も弱いかもしれない。

四 多国間援助への抛出

前掲(12a)から明らかに、効用極大化をはかる合理的行動を想定する時、国内消費規模に応じた「世界税」として課せられる多国間援助の抛出率の引上げは、税金回避動機を刺激して、かえって二国間援助を増大させることが分る。総消費一定の下では、これが国内消費 X を減少させ、結果、多国間援助への抛出は減少することになる。

このような結果になることをおそれて、二国間援助額の一定比率で多国間援助への抛出が要求されるようにすると、(12b)から明らかに、 α の上昇が直ちに二国間援助を減少させる圧力となり、多国間援助抛出をも含めたODA総額を減少させる。例えば α が0.8で、 β が0.8から1に上げられると、A総額は四パーセントも減少し、抛出金 T は二六パーセント減、ODA総額三四パーセント減となる。減少の程度が二国間援助の管理効率に敏感であるのは興味深い。例えば α が0.6という水準であれば、前記と同じ α の引上げの結果は二国間援助二三パーセント減、多国間援助四パーセント減ですむ。が、減ることは変りない。

このような結果は「世界税」の抛出から各抛出国が「国益」の形で見返りとして期待すべきことが、モデルの中で考慮されている。

Approach," in S. Raichur and Liske, C. eds, *The Politics of Aid, Trade and Investment*, John Wiley & Sons, 1976 が興味深々。

(4) L. Dudley and C. Montmarquette, "A Model of the Supply of Bilateral Foreign Aid," *American Economic Review*, March 1976, pp. 132-142.

(5) この論文は $\pi = (1 + \alpha y^2 z_1^2) / h y^2 z_1^2$ とする。

(6) この点についてはDAC諸国の援助管理効率について筆者の行った調査結果(昭和五十二年国際開発センターへの外務省委託プロジェクト)『主要先進国の無償援助体制に関する調査報告書——二国間援助の行政管理負担』昭和五三年三月)参照。

(7) 現在そのような批判が英国ODMに対して最近なされた。Review of Overseas Representation, Report of the Central Policy Review Staff, HMSO, London, 1977, Chapter 11.

(8) 前掲注(6)の点がある程度検証されている。

ために生じた。が、モデルは、少くとも、そういう期待を刺激するような努力なしで、ただ道義的根拠から抛出率の増大を訴えてもあまり効果がないことを示唆するに充分である。

もし多国間援助が管理効率において二国間援助に優るといふ期待が裏切られないならば、各抛出国は次のような国々を多国間援助に委ねるであろう。(a)小さすぎるため、又は政治・経済的リンクが弱いため二国間援助の対象となりにくい国々、そして、(b)国際関係上無視しえないような大国であるが抛出国の α が低いため二国間べーすだけでは援助額が不十分になりがちな国々。しかし、現実には、援助管理者一人当り供与額で測った管理効率は全般に多国間援助機関の場合の方が二国間援助の場合より低いようである(8)。

(1) A. M. Strout and P. G. Clark, *Aid Performance, Self-help and Need*, AID Discussion Paper No. 20, Wash. D. C., 1969.

(2) P. D. Henderson, "The Distribution of Official Development Assistance Commitments by Recipient Countries and by Sources," *Bulletin of Oxford Institute of Economics and Statistics*, Feb. 1971. 以下のおおよび関連する文献については浅沼信爾『国際開発援助』東洋経済、昭和四九年が詳しく。

(3) 開発経済学以外の領域での援助論の典拠としてJohn White, *The Politics of Foreign Aid*, the Bodley Head, 1974, Chapter IV, "Some Foreign Aid Theories," pp. 104-142. 又、単なる動機論的アプローチがうまく実証分析に堪えないことを示唆する政治学者の試みとしてJohn H. Petersen, "Economic Interests and U. S. Foreign Policy in Latin America: An Empirical

経済政策の学問性格と現代の問題

東條隆進

今関市立大学

一 一九六五年、J・ロビンソンはケンブリッジ大学教授就任に際して、「新しい重商主義」という題で講演を行ったが、その中で現代は各国が自国民の利益のために、国際経済活動における自国のシェアを拡大することに熱心であつて、自由貿易モデルの美しい調和は過去のものになつたと主張した¹⁾。

これに対して、H・G・ジョンソンは「重商主義—過去・現在・未来—」という論文で重商主義ないし新重商主義に対して厳しい批判を加えている²⁾。しかし、この批判には「新古典派総合」を主張したサミュエルソン学派に共通の欠点、新重商主義と表現された現代経済の混迷に対する正しい理解に欠けている。

もともと「新重商主義」は「新古典派総合」に対する批判として主張されたものであるが、「新古典派総合」は「ケインズ革命」に対する批判から生れたものであつて、本来的に学派間の対立という性格が強い。しかも、両派間の対立は「資本論争」からも知られるごとく、その内容に乏しい。

経済学は現実を正しく理解することにその根拠をもつが、ケインズ以後の経済学は現実の解明というよりも、経済学の「科学化」ということのみ関心を払つた。現代の正統派経済学は近代物理学の手法の模倣と「論理実証主義」という哲学的立場に依拠しているが、

すべての主観を排して「客観」的真理を発見するというのが、その基本的立場である。

この主観—客観主義は形式的推論の正しさ、論証可能性のみを真理と見なすのであるから、経済学の真理性を推論の正確さのみに求め、それが今度は推論の正確性の保証される領域のみを経済学の関心対象であるとする知的倒錯性を生み、今日の現実遊離の根本要因を作り出したのである。

二 それゆえ、現実を解明することを本来の目標とする経済政策学は主観—客観主義、数理学的論理実証主義を土台とする「科学」主義的立場の反省から出発する必要がある。すでにドイツでは一八八三—八四年にかけてメンガー—シュモラー—社会科学方法論争が、一八九九年にはリッケルトの『文化科学と自然科学』、一九〇四年にはM・ウェーバーの『社会科学および社会政策的認識における客観性』が発表され、その後、社会政策学会は論争を展開して行くのであるが、その論争はすべていかに社会—歴史現象に独自の方法を確立するかということであつた。

そして、その伝統がW・ゾンバルト以後のワイペルト、ビュッツ、オイケン、リッテール等のドイツ・新・新・歴史学派に受け継が

れ、Allgemeine Wirtschaftspolitik とよばれる独自の領域を形成させることになつた。つまり戦後ドイツで発展させられた経済秩序形態論ならびに経済秩序政策に関する研究がそれである。

ケインズ革命を古典的秩序体系の崩壊と見て、新しい秩序を構築することを経済学の課題と考え、その領域を「経済政策学」とよぶこの学派はケインズ以後を「混合経済体制」とよぶ立場よりすぐれている。しかし、実際の政策が「新自由主義」的「社会的市場経済」論に還元される時、最も大切な何かが失われるように思えてならない。なぜなら、このような方向は、サミュエルソンの「新古典派総合」政策との区別を困難にさせ、「新重商主義」の歴史の意味の解明を困難にさせるからである。

三 新重商主義、これこそ現代経済の基本問題であるが、この意味を明らかにするためには「重商主義」のもともとの意味を解明する必要がある。

中世的世界の解体過程で一六世紀ごろから本格化する近代社会は、君主の国民国家と商業製造業を生活基盤とする市民階級社会の形成過程として位置づけることが出来るが、君主と市民階級の關係は、近代的秩序形態が君主的政治的統一から始まつたから、とうぜん、君主が市民階級に優位を占めることになつた。君主は市民階級に政治的保護と特権を、市民階級はその代償に君主への租税を負担することになつたが、その重点はどこまでも君主の財政的基盤の確立ということにあり、これが後に「重商主義」とよばれたものの内容であつた。そして、この時に「政治算術」(W・ベティ)や「政治経

済学」(A・モンクレティアン)という学的範疇が形成されたのである。

ところが、一七世紀以後になると、まずイギリスにおいて君主と市民階級の間に権力闘争が起こり(市民革命・名誉革命)、市民階級は租税を武器にして、議会における公開性原理と討論の自由性を確立しつつ、君主宮廷政治の打破と国家の市民階級への従属を実現させながら、一八世紀に「市民社会」ないし「商業社会」(A・スミス)を確立することになつた。

しかし、社会が社会として可能であるためには長期的な秩序体系を必要とする。中世的秩序とも近代初期の君主政的秩序とも區別される秩序を必要とする。A・スミスに続くイギリス古典派経済学の主題はまさにこの点にあり、「レッセ・フェール」を原理とする「分業」と「市場」の拡大にその解決を求めた。そして、これはジェボンズ・メンガー・ワルラス・マーシャル以後の新古典派的近代経済学の基本理念でもあり、「科学」としての経済学ないし「純粹経済学」の基本的立場であつた。

ところが、このような秩序体系は産業革命による景気変動や独占の巨大化、決定的には一九二九年に始まる世界大恐慌と失業問題の深刻化によって崩解し、失業の救済と慢性的不況の克服のために新しい秩序体系が必要とされ、それがケインズの雇用・成長政策となつて、ここに「経済政策の時代」が始まつたのである³⁾。

けれども、この政策は、この政策を必要ならしめた失業や不況が近代的産業拡大過程の結果現象であつたという事実によって、失業や不況克服の政策が同時に産業拡大政策にならざるを得なかつた。

この過程は近代初期の君主の財政的理由から採用された重商主義政策と同一視することは許されないが、資源・エネルギー、加工過程の合理化、生産物の販路確保をめぐる国家の特権的保護政策とそれに伴う経済的ナショナルリズムの進行は重商主義と共通点をもっており、そこから「新重商主義」という表現が生れたと言つてよいであらう。

しかも、産業的都市文明を生活基盤とする限り、生活の基礎としての職業は産業に求めざるを得なくなり、雇用政策と産業規模の質的量的拡大は避け得なくなる。

かりに、レッセ・フェーレにかえて、ケインズ派のごとく「混合経済体制」とよぼうと、「新古典派総合」や「新自由主義」的「社会的市場経済」とよぼうと「計画市場経済」とよぼうと、けっきょく新重商主義にならざるを得ない。そして、これらの政策は産業主義の促進政策として産業体制を拡大させながら他方では産業体制の矛盾を大きくして行くのである。

五 今日の問題を生産力・生産関係というマルクスの用語で分析してみると、新重商主義の問題は単に生産関係の矛盾から生じているというよりも、むしろ近代的工業生産力の異常な発展から起こった問題であるという意味で、マルクス主義を含めた古典派以来の全経済学の基本前提を覆す問題なのである。

経済学が直面した最初の問題はいかに生産力を高めるかということであった（重商主義、重農主義、古典派経済学）。次には高まりつつある生産力に対応した生産諸関係をいかに確立するかということ

とが問題となった（マルクス主義、ケインズ主義）。しかし、今日の問題は重化学工業を中心とする工業生産力の異常な発展が生み出している問題であり、工業生産力、近代科学技術の根拠そのものが問われている時代である。

それゆえ、「レッセ・フェーレの終焉」ということの本来の意味は、経済の自律的論理の存在ということだが、そのまま経済的論理を貫徹させればよいという経済至上主義にはならないということである。経済の論理と人間存在の原理とは次元を異にする。この次元の相異を無視して、すべてを経済的な論理に還元して経済主義を貫徹させるとき、経済は人間存在の在り方を倒錯せしめる疎外現象・物神化現象にほかならなくなる。

経済発展・経済成長が成功すればするほど、人間関係を媒介する手段としての物が商品経済の論理を通して人間生活の目標とされ、物それ自身が生命を持っているかのごとき錯覚と人間存在の物的関係への従属という病的倒錯現象を引き起こし、ついには商品経済の崩壊という事態を生み出すのである。

六 したがって、現代の根本問題は近代工業体制、近代科学技術体系の成功ゆえに生じた問題であり、イカロスの神話の教える意味での矛盾なのである。

「経済政策学」は「政治経済学」から「純粹経済学」を媒介して成立した学問範疇であった。それゆえ、経済政策学は純粹経済学的意味での「科学」主義に立脚することは出来ないものであって、新しい方法を開発する必要がある。

A・スミスによる重商主義と重農主義の総合が問い直され、市民社会、商業社会、産業社会が問い直されるといことは、近代的世像そのものの根源的な問い直しを必要とするはずである。

(1) John Robinson, "The New Mercantilism," *Collected Economic Papers*, Vol. 4, 1973.

(2) Harry G. Johnson, "Mercantilism: Past, Present, Future," *The New Mercantilism*, 1974.

(3) 拙著『産業社会と経済政策』北樹出版、一九七八年、第一章、第五章参照。

質問一 (早稲田大学 田村正勝)

経済学の方法としての模索理論やシステム理論というものが行き詰っているように思われるが、その点についてどう思うか。

答 現代の危機というものが、産業主義と近代科学技術主義の異常な拡大から生じた危機であるから、その方法としての科学主義、論理実証主義が行き詰らざるを得ないのも当然であるように思われる。それゆえ、社会科学の方法として新しい方法が開発されねばならないが、おそらくヘーゲルやマルクスの意味での「弁証法」ともウェーバー的「理念型」とも異なるものになるはずである。

質問二 (大東文化大学 難波田春夫)

近世以降の経済、体制および経済学の発展を三つの段階に区分し、現代を第三段階が終わって新しい段階に移行しつつある時代とする点、まことに興味深い。①一つの段階から次の段階へと移行させる推進力は報告の趣旨から見て、ゲオルグ・ジンメルが近代の基本的特徴とした *↑mehr und mehr↓* 生産力の無限の発展、資本の無限拡大の再生産であることになるが、そう考えてよいか。②もし、そうだとすると、現段

階はこの *mehr und mehr* が決定的に挫折した段階、経済主義が終わりつつある時期と見なければならぬが、そう見てよいか。③それによいとすれば、この近代の終焉という歴史の流れをふまえた経済政策だけが正しく、それ以外はすべて不可ということになるが報告者はどう考えらるか。

答 論旨は質問者の問う通りであると思う。近代は *mehr und mehr* の時代であるといえるが、その理由は近代が工業・商業の時代であって、自由放任・自由競争を原理としているからである。自由放任・自由競争主義は予定調和の哲学を前提としているが、この前提は誤りであって、自由放任・自由競争主義は必然的に秩序破壊主義、闘争主義にならざるを得ない。

「自由放任の終焉」ということは予定調和の終焉といえようが、さらに近代的世像、近代的人間観——あまりに楽観的な人間像の終焉であると言える。ケネーやスミスさらにマルクスも含め経済学はあまりに素朴な人間観に立っていたように思われ、それが今日の諸問題の根にある事柄のように思われる。経済学は人間を研究する学問であるというマシーナルにならうなら、今日の経済学は人間の研究のしなから始めなければならないように思われる。

(付記)

報告後、青山学院大学の先生からケネーとスミスに関して有益なコメントを頂きましたが、失礼にもご尊名を知ることが出来ません。この紙上をお借りして、お詫びを申し上げ、ご連絡頂ければと存じます。

分権組織の動学的構造と政策決定機構

妙 見 孟
△名古屋市立大学▽

一 序

— 分権組織としての大規模モデル類型

J. Tinbergen の構想するマクロ経済計画・政策理論体系は H. Theil らによって拡充・展開され今日にいたっているが、大別して次の三つの方向に整備されてきたように思える。(i)異時間にわたる動学的政策モデルへの一般化、(ii)選好指標の形式化とプログラミング問題への拡充、(iii)現実性等価原理による政策決定の確立、ということに要約されるが、また以上の接近は Linear-Quadratic-Gaussian (LQG) 問題(動学的システムの特性が線形、選好指標が二次形式、確率的誤差項が正規分布に従う政策・制御問題)における最適線形決定解 (Optimal linear decision rules) の導出を意図するものである。

しかし、上記三つの問題がいずれも完全な時点で展開されてきたわけではない。筆者はこの Tinbergen-Theil 接近を完備し、分析枠組を拡大することによってマクロ計画・政策理論体系の一般化を試みてきた。(これらの点については他で討議・究明されてきたのでここでは多くを言及しない。例えば、「21」を参照。)しかし、在来の方向はいずれも Decision-maker (以下 DM と略す) が単一で情報が集中かつ完全記憶のいわゆる「古典的情報構造」[17]の

下での計画・政策問題にはかならない。すなわち分権組織の計画・政策の究明を射程外とし、当該領域の研究はまったくの未開拓分野であるといっても過言ではない。

一般に経済システムをはじめとする複雑な現実のシステムは、複数の DM から構成され、異なった情報に基づいて各自の政策決定を実行しようとする。最近では、このように複数の DM が存在し、情報が分散し、制御・決定が完全に分権されている「非古典的情報構造」[17]の下での計画・政策問題に対して活発な論議がなされるようになった。非古典的情報構造のもつ特徴に注目し、今日迄多数の成果が提示されてきたが「20」、これらは以下のように四つの類型にしたがって理論展開されてきたように思える。(i)競争均衡における経済組織、(ii)チーム理論ないし分権制御理論、(iii)サブ・システムからなる Interconnected モデルないし複合モデル、(iv)階層組織等である。むしろこの他に(1)~(4)の混合モデルも存在し、また DM が異なる目的をもつ多目的最適化モデル、さらには(3)と類似する在来の大規模数理計画モデル等も考慮されよう。以上の類型モデルを「大規模モデル」と呼んでいるが、その統合理論は未だ存在しない。一方、やがてわかるように上記類型モデルの中には解明すべき多くの問題点が残されていて、例えば、「2」についても限られたことしかわかつ

ていないのが現状である。ここで留意すべきことは、上記大規模モデルの理論では、「情報」「決定」「制御」の Interplay が考慮されているということ、それゆえに計画・決定機構の究明が困難となる。このことは、古典的情報構造の下での非分権的 LQG 問題に対しては、上記の(i)、(ii)、(iii)について、システム制御理論接近では次のように取扱える。(a) LQG 問題の最適解はつねに線形となる、(b) Dynamic Programming (D.P.) が広範に利用可能である、(c) 現実性等価原理が成立する。しかし次節で述べるように、非古典的情報構造の下での分権組織では上記(a)~(c)が容易に成立しなくなる。すなわち、(a) LQG 問題の最適解は非線形制御則となる (Wisenshausen の反例 [17] を参照)、(b) 特定の仮定の下でしか D.P. は成立しなくなる (Ho and Chu [3]、吉川 [18])、(c) 一般に現実性等価原理は成立しない (妙見 [10])。以上の解法の側面をみただけでもわかるように、在来の Tinbergen-Theil 接近の分権組織のそれに拡充・発展させるためには容易ならざる問題を含むことになる。

本稿では、上記諸類型モデルをすべて展望するのではなく、比較的周知のこととはいえないが、しかし将来重要と思われる(2)と(3)のモデル類型に関連した分権組織の問題を取上げる。ここではこれ迄に筆者が行ってきた研究を中心に、いくつかの結果を紹介し、伏在する若干の問題点を抽出するかたちで話題を提示したいと思う。

*以下では、紙幅の制約によりできるだけ数式表現による定式化を避け、また厳密な記述・証明等はすべて捨象する。詳しくは引用の文献を参照されたい。

二 動学的チーム理論の分権機構

— 最適性接近

まず分権モデルの一つの形態として複数の DM がともに共通の目標をもち、利用可能な情報が異なっているようなチームないし組織の政策決定機構を考慮する。こうした方向の静学的な理論的基礎は、周知の J. Marschak and R. Radner [6] によって展開されてきた。しかしこの動学的一般化については未知で困難な問題が多い。最近 J. Johansen [4] が概念的・直観的にマクロ計画・政策問題におけるチーム理論の接近の有用性について述べているが、具体的な内容についてのむずかしさ、究明すべき問題点については殆ど言及されていない。静学的チーム理論は、ゲーム理論(協調ゲーム)と統計的決定理論の延長路線と考えられるが、そこでは情報と決定のかわり合いが重要な論点として提示されたものである。最近ではチーム理論のダイナミックスを考慮するとき、情報・決定・制御の interplay が注目されるようになった。

理解を容易にするために、簡単にチーム決定問題を定式化しておく。N人のDMからなるチームを考え、そのメンバーを $DM_i (i=1, \dots, N)$ と書く。チームの直面する自然の状態を確率ベクトル s で表わし、 s は先験的に正規分布に従うものとする。すべてのDMは制御ベクトル u を決定するが、チームの共通の評価関数(損失関数)

$$w = w(s, u) : (2.1)$$

が与えられたとき、各メンバーはこの期待値を最小にしようとする。決定に際してDMが利用可能な情報 z_i を

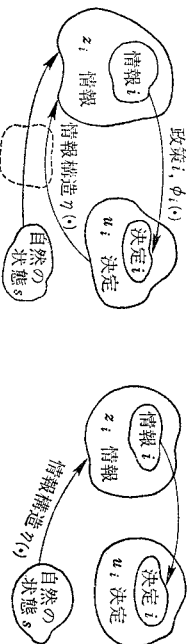
$$z_i = \eta_i(s, u) : (z_i = H_i s + \sum_{j=1}^n D_{ij} u_j) \quad (2.2)$$

とする。ここに η_i はメンバーの情報構造、 η はチームの情報構造を示す。DM の操作順位を明確にするために因果律を仮定すると、 D_{ij} $\neq 0$ ならば $D_{ji} = 0$ 。このことは DM $_i$ の操作が DM $_j$ の情報に影響すれば逆は成立しないことを意味する。DM $_i$ は u_i を z_i に基づいて次の形で決定することが許されている。

$$u_i = \phi_i(z_i) \quad (2.3)$$

以上の定式化からチーム決定問題とは、 $E_i(u)$ を最小にするような ϕ_i ($i=1, \dots, N$) を求めよという問題になる。これまで (2.2) が線形、(2.1) が二次形式、 s_j が正規分布である LOG チーム決定問題の最適解が考察の対象とされてきた。しかし動学的チームの一般的な解は未だ与えられていない。静学的チームと後述の PN (Partially Nested) 情報構造の動学的チームに限りその解が与えられている。

ここに動学的チームとはある決定者の行動が他の決定者の情報に影響を与える場合であり、そうでなければ静学的チームであるという具体的には (2.2) において $D_{ij} \neq 0$ となる i, j が存在するときに



動的チーム・モデル

静学的チーム・モデル

最適組織ないし最適情報構造の決定ということであり、在来のマクロ計画・政策理論体系の分析枠組を超えうる新しい課題として提示されねばならない。実際の場合にあって困難な問題は、非分権モデルに比べて、チーム理論的分権モデルの最適解の導出には一般に多量の計算が必要となり、既存の計量経済モデルを核とするチーム理論的接近は殆ど不可能である。妙見〔13〕では、集計的生産計画モデルを想定した場合の動学的 LOG チーム決定問題およびこれに関連する分権制御モデルにおける準最適解を求める方法を提示している。

三 動学的複合モデルの分権機構

— 安定性接近

前節のチーム理論的接近は最適性の究明ということに焦点が当てられたが、動学的モデルのもつ定性的特性の解明によってより大きな稔りがあるように思える。こうした方向の研究は、モデルの安定性および安定化可能性のための必要・十分条件を求めようというものである。いま m 個のサブ・システムからなる相互干渉モデルを想定しよう。そのとき第 i サブ・システムが次の式で記述されているものとしよう。

$$s_i(k+1) = A_i s_i(k) + B_i x_i(k) + C_i z_i(k) \quad (3.1)$$

$$z_i(k) = \sum_{j \in M(i)} L_{ij} s_j(k) \quad (3.2)$$

ただし $M = \{1, 2, \dots, m\}$, $M(i) = \{j \mid s_j \parallel \text{状態変数}, x_i \parallel \text{制御変数}, z_i \parallel \text{相互干渉変数とする。}$

ここで意図する問題は、(3.1)と(3.2)のシステムがいかなる条件の下で安定化可能かどうかということである。そのために次の二

動学的チームであり、すべての i, j に対して $D_{ij} = 0$ ならば静学的チームとなる。双方の場合を図示すれば前図のように記述される〔22〕。

前記のように静学的チーム決定問題では、 z_i に線形で一意な解をもつことがわかっている。ここに Ho and Chu〔3〕は動学的チーム決定問題が PN 情報構造の下では、(1) 静学的なそれに変換可能であることを示した。ただし PN 情報構造とは、各 DM が、他の DM が取った行動に影響が及ぶ時点までには、それらの DM のもっている情報を知っていることを意味する〔19〕。PN 情報構造でないような最適制御問題については未だ多くのことは解明されていない。この領域で今迄知られている前記(1)を除く主な結果を整理すると次のように要約されよう。(2) PN 情報構造をもつ動学的 LOG チームの最適解はデータについて線形となる (Ho and Chu〔3〕)。(3) 遅れの情報交換がある LOG 問題は解決されている (Kuraran〔5〕)。(4) チームが互いに関連したいくつかのサブ・チームに分解可能なとき、D.P. の適用が可能で、ある条件のもとでは確実性等価原理が成立する (吉川〔19〕)。

前図から直観的にもわかるように、Marshak and Radner の静学的チーム理論では、狭い範囲での与えられた情報構造の下での最適組織を求めようとするものである。これに対して、動学的チームにおいては、政策決定の過程を情報と決定の間のフィードバックループとして把握しようとする。この場合においても所与の情報構造の下での最適制御の決定のみでなく、同時に情報構造を最適に決定することも考慮しなければならない。チーム理論の究極的なねらいは、

通りのサブ・システムごとの制御を行うことが考慮されよう。

$$\text{状態変数フィードバック: } x_i(k) = -F_i s_i(k), i \in M \quad (3.3)$$

状態・相互干渉変数フィードバック:

$$x_i(k) = -[F_i s_i(k) - G_i z_i(k)] \quad (3.4)$$

内田〔16〕は上記二通りの安定化に対し以下三つの命題を導出し、現実の経済モデルの適用を考慮している。(1) $[A_i, B_i]$ が完全可制御かつ $\text{rank } B_i = \text{rank } [B_i, C_i]$ ならば、サブ・システムごとの制御(3.4)によってシステムは安定化可能である。(2) 階層モデルのとき、サブ・システムごとの制御(3.3)によってシステムは安定化可能である。(3.1)と(3.2)で表現される現実の経済モデルでは、相互干渉の度合が問題となるが、相互干渉の度合が高ければ高いほど安定性の度合は低くなる。内田〔16〕では、(3) システムが弱干渉結合であるとき、 $(A_i, B_i), (B_i, C_i)$ が完全可制御ならば、サブ・システムごとの制御(3.3)によってシステムは安定化可能であることを示している。

マクロ的分権経済モデルの安定化可能性については McFadden〔7〕の先駆的研究があり、これについて簡単に言及しておこう。McFadden は次のような静学的モデルを想定する。

$$y_t = Bx_t; x_t \in R^n; y_t \in R^m; \text{内生変数}, \det B \neq 0 \quad (3.5)$$

政策決定ルールとして

$$x_{t+1} = k(y_t - y^*) \quad (3.6)$$

を考慮し、このとき(3.5)と(3.6)から

$$y_{t+1} = Bk(y_t - y^*) \quad (3.7)$$

となり、したがって $y^* \neq 0$ に対して $\lim_{t \rightarrow \infty} y_t = y^*$ となる。すなわち (3.6) は目標値 y^* に収束することがない。ここに ϵ を y^* に調整する次の政策決定ルールを想定する。

$$\Delta x_t = k(y_t - y^*) \quad (3.8)$$

ただし、 $\det k \neq 0$ 、 $y^* \Delta x_t = x_{t+1} - x_t$ 、 $x_0 = x_0$ 、 $y_0 = y_0$ (3.5) と (3.8) より

$$y_{t+1} - y^* = (I + Bk)(y_t - y^*) \quad (3.9)$$

であり、したがって

$$\| \lambda(I + Bk) \| < 1 \quad (3.10)$$

であるから、任意の y^* に対して $\lim_{t \rightarrow \infty} y_t = y^*$ となる。B が正則のときは必ず (3.10) を満足する k が存在する。しかし分権モデルでは政策当局は y_t に関する情報をすべて利用できない場合がある。McFadden は最も簡単な場合として k が対角行列であるとき (3.10) を満足する k が存在するための十分条件を提示している。(McFadden の批判については妙見「15」を参照。)

ところで現実の経済システムを考慮するとき、情報が完全に分散しているとは限らない。重複している場合や、またはそれぞれの政策当局が整合性のある目標値を想定するのではなく、互いに矛盾した目標値を想定する場合がある。確かに目標レベルの設定において政策当局間の協調が存在すれば、システムは所望の目標レベルに収束しかつ安定となる。しかし政策当局間に協調が存在せず目標レベルが政策当局によって異なると均衡値と目標値は一致しない。このように分権システムの非協調性由来する政策のバイアスが考慮されねばならない。(この問題に関連した論議は妙見「15」を参照。)

四 分権的計量経済モデルによる政策決定

——準最適・シミュレーション接近

第二節でみた研究は、Wiesenhäuser の反例「17」にはじまる古典的情報構造の下での制御政策問題に関連し、最適解の究明を「Analytical」に論議し、できるかぎり Exact な結果を求めることに主要な観点が向けられ、大規模システムの制御は付随的なものとして考慮されている。しかしわれわれが対象とする複雑な大規模経済システムに持ち込むためには次元の大きいシステムでも耐え得る実現可能性の高い分析方法とその解法アルゴリズムが展開されねばならない。こうした方向にそった研究が「11」「12」「14」である。在来のマクロ計画・政策決定は、計量経済モデルの利用によって実行されてきたところに大きな特徴をもっている。

ここでは分権的計量モデルを想定し、制御シミュレーション分析による準最適解を求める方法を簡単に説明しよう。いまサブ・モデルが一階の非線形連立定差方程式で次のように表現されているとする。

$$s(z) = a(s(z), s(z-1), x(z), z(z)) \quad (4.1)$$

ただし、 s 、 x 、 z はそれぞれ状態、制御、相互干渉・与件を示す変数であり、 s 、 x 、 z は次のように与えられる。

$$z(z) = Bx(z), u_0(z) \quad (4.2)$$

ただし、 v は他のサブ・システムの状態および制御の変数から構成される相互干渉変数を示し、 u_0 は与件変数である。制御対象となる目標変数 y ならびにシミュレーションの評価基準が次のように規定されているとする。

$$y(z) = Hs(z) \quad (4.3)$$

$$\phi = \sum_{t=0}^T \|y(z) - d(z)\|^2 w(z) \quad (4.4)$$

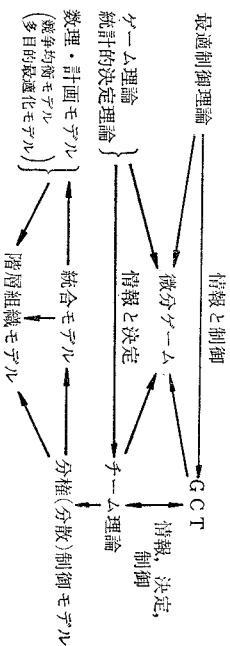
ただし、 a 、 W はそれぞれ y の目標値とウェイトを示す。ここに (4.1)~(4.3) の制約の下に (4.4) を最小にする最適経路を求める。それは Tentative Path、 $x^*(z)$ 、 $s^*(z)$ の近傍でモデル (4.1) の線形化を行ない、得られた線形近似モデルに対して (4.4) を最小にする最適経路 $x^*(z)$ 、 $s^*(z)$ がフィードバック制御を解くことによって与えられる。

かくして得られた最適経路を次回の Tentative Path として、上と同様の計算ステップを、前回の最適基準 ϕ^* との誤差がある許容範囲になるまで繰り返す。かようにして各サブ・システム別に最適経路が計算されたら、(4.2) 式によって、サブ・システム間の相互干渉変数の情報交換を行なう。かつまた新しい相互干渉・与件変数の下に再び各サブ・システム別の最適化計算を行なっていく。相互干渉変数の情報交換およびサブ・システム別の最適化の繰返しは、前の相互干渉変数との誤差が許容範囲内になるまで続行する。(制御シミュレーション分析の詳細については例えば、「12」を参照。大規模システムの追求は、本来、「制御」と「推定」の実現可能性の研究が重要であって、前述のように Analytical な Exact な結果を追求するそれとは若干異なった主旨をもっている。実際の分権的計量モデルの下では、動学的チーム決定の方法を回避した別個の方法が必要となり、他方、Mesarovic 等「8」にみられる階層組織モデル接近もそのままのかたちで持込むには、同様にいくつかの困難が伴う。これらの難点を考慮した一つの接近法が望まれる。たしかに、ここに提示されたシミュレーション接近は、理論的にみて新しいものは

何もない。しかしあとで列記するように在来の非集権的計量モデルでは考慮されない特色をもち、従来、こうした接近例は皆無とごつてよい。上記の接近法は、分権的安定化政策と Regulator 問題、および階層的分権制御の調整アルゴリズムをも考慮しようとするものである。階層的制御の方法としては、相互干渉変数を予測しながら制御を行なっているので、シミュレーションによる予測と制御の双方を具備したもとなつている。また計算面においては、通常の階層レベルの状態推定といった厄介な計算を回避できる特徴をもっている。妙見他「12」の事例では、現実の日本経済を公共部門と民間部門に階層的に分権化し、双方の Interaction を考慮することによって、シミュレーション分析に基づく準最適決定解を求めている。

五 他の問題群と若干のコメント

現在迄の成果をみると動学的大規模モデルの理論的問題は、非古典的情報構造の下でのチーム理論を中心として展開されてきたように思える。チーム理論を核とした他の分野との関連を図示すると次のように記述されるだろう。



複雑な大規模モデルを制御が多元的な方式で行なわれるという視点から、 $Ho[2]$ は「一般化制御理論 (Generalized Control Theory, GCT)」を提案し、 $MC/MJ/MI$ の形式を考慮する。ここに MC は M 個の意志決定者、 MJ は M 個の選好指標、 MI は意志決定者に関連し M 組の情報を示す。第二節で述べたチーム理論は $MC/MJ/MI$ 形式の多元制御問題とみることができ、また非協調ゲームのチーム理論は微分ゲームとして考慮される[9]。かように分権的方法を動的計画・政策理論体系においてきわめて興味深い課題となり得るだろう。さらに分権(分散)制御モデルはチーム決定問題として解くことができる[19]。本稿で取扱った複合モデルは数理計画モデルと階層組織モデルに関連することは容易に理解できよう。本稿では言及しなかったが伝統的な競争均衡モデルは、多数の意志決定者の分権的行為を通じて最適性の達成を試み、多数財の価格を情報とする。ここではミクロ的な側面から接近する市場の模倣による「情報分散化計画」あるいは「分権化模倣プログラミング」が追求され、手法的には「問題の確実性 (determinism)」、凸性の特徴に基づく数理計画(分解原理)が考慮されてきた。しかし在来のマクロ的計画・政策理論体系とミクロ的な新古典派的情報分散化計画論がどのようなかたちで接合しシナシスされるかは、多大の解明すべきむずかしい問題を含み、まったくの未開拓分野である。

本稿では、いわゆる大規模モデルの全般にわたって考察するのではなく、動学的チーム理論を中心としたその周辺にのみ焦点をあててみた。すでに言及したように、チーム決定問題の理論的な困難を

はチームのもつ情報構造(who knows what?)に起因する。すなわちそれぞれの意志決定者が最も望ましい決定を行なうに際して、どのような情報(ここではデータ)が利用可能であるかを示す機構を明らかにすることである。このように最適情報構造の設計は、最適組織のそれに関連し、当該問題は「情報、決定、制御の Interplay」として動学的に理解しなければならない。次にコメントしておきたいことは、チーム決定問題を用いて分権(分散)モデルの最適解の導出を行なう際に、確実性等価原理あるいは分離定理が成立するかどうかといった問題である。確率システムの最適制御問題ではつねに推定と制御の分離可能性が大きなトピックスとなる。しかし、実際の経済システムにみられるように、状態の推定を考慮しなくてもよい場合には「11」、分離定理の成立はさして重要でなく、むしろ最適解あるいは準最適解の導出にあたって多量の計算を減少させるような解法アルゴリズムを提示することが要望される。

参考文献

- [1] K. J. Arrow and L. Hurwicz, "Decentralization and Computation in Resource Allocation Process," in *Mathematical Methods in the Social Sciences* (ed. by K. Arrow and others), Stanford University Press, 1960.
- [2] Y. C. Ho, "Differential Games, Dynamic Optimization, and Generalized Control Theory," *J. Optimization Theory & Applications*, 6, 1970.
- [3] Y. C. Ho & K. C. Chu, "Team Decision and Information Structure in Optimal Control Problems," *IEEE Trans. Automatic Control*, AC-17, 1972.

- [4] L. Johansen, *Lectures on Macroeconomic Planning I. General Aspects*, North-Holland Pub. Co., 1977.
- [5] B. Kurraran, "Decentralized Stochastic Control with Delayed Sharing Information Pattern," *IEEE Trans. Automatic Control*, AC-21, 1976.
- [6] J. Marschak & R. Radner, *The Economic Theory of Teams*, Yale Univ. Press, 1972.
- [7] D. McFadden, "On the Controllability of Decentralized Macroeconomic Systems; The Assignment Problem," in *Mathematical System Theory and Economics I* (ed. by H. W. Kuhn & G. P. Segeo), Springer-Verlag, 1969.
- [8] M. D. Mesarovic, D. Macko and Y. Takahara, *Theory of Hierarchical Multilevel Systems*, Academic Press, 1970.
- [9] H. Myoken, "Non-Zero-Sum Differential Games for the Balance-of Payments Adjustments in an Open Economy," *International J. Systems Science*, 6, 1975.
- [10] H. Myoken, "Optimal Control Problem of Decentralized Dynamic Economic Systems," *Proceedings of 8th International Congress on Cybernetics*, Namur, 1976.
- [11] H. Myoken, "Stabilization Policies of Large-scale Economic Models under Hierarchical Decentralized Control," *Control in Economics*, National Bureau of Economic Research, 1977.
- [12] H. Myoken, H. Sedamichi & Y. Uchida, "Decentralized Stabilization and Regulation in Large-scale Macroeconomic-Environmental Models, and Conflicting Objectives," *Proceedings*

of IFAC Workshop on Urban, Regional & National Planning, Pergamon Press, 1977.

- [13] H. Myoken, "Information Structure, Dynamic Team Decision, and an Economic Application," *Proceedings of IFAC Information and Control*, Pergamon Press, 1977.
- [14] H. Myoken & Y. Uchida, "System Modelling for Interconnected Dynamic Economy and the Decentralized Optimal Control," *Lecture Notes in Control and Information Sciences* (ed. by J. Stoer), Springer-Verlag, 1978.
- [15] H. Myoken, "Optimal Stabilization of Informationally Decentralized Economic Systems," in *Dynamic Optimization and Mathematical Economics* (ed. by P. R. Liu and others), Plenum Press, 1978.
- [16] Y. Uchida, "On the Stabilization of Large Interconnected Systems with an Application to Production Planning," in *Information, Decision and Control in Dynamic Socio-Economics* (ed. by H. Myoken), Bunshindo/Kinokuniya, 1978.
- [17] H. S. Wisenhausen, "A Counterexample in Stochastic Optimum Control," *SIAM J. Control*, 6, 1968.
- [18] T. Yoshikawa, "Decomposition of Dynamic Team Decision Problems," *IEEE Trans. Automatic Control*, AC-23, 1978.
- [19] T. Yoshikawa, "Team Theory and Decentralized Control," in *Information, Decision and Control in Dynamic Socio-Economics* (ed. by H. Myoken), Bunshindo/Kinokuniya, 1978.
- [20] Special Issue on Large-Scale Systems and Decentralized Control, *IEEE Trans. Automatic Control*, AC-23, 1978.

- 〔21〕 妙見 孟、(1)「経済計画編成における二段階機構」、日本経済政策学会年報XV「一九六七年」、(2)「一般化政策モデルの構造」、「同年報XXI」一九七三年、(3)「マクロ政策モデルの最適制御問題」、「同年報XXXIII」一九七五年、(4)「政策モデルの動的構造と安定性」、「同年報XXV」一九七七年。
- 〔22〕 示村悦二郎・内田健康、「大規模系の情報構造と最適制御」、電気学会全国大会論文集、昭和四九年。

経済成長の制度的側面

一 序

わが国の成長過程を支えるために創出され、また成長の結果として形成されてきた、経済的・社会的制度を再検討することが本報告の目的である。経済成長のパターンが見直されるに至った今日、これまでの成長パターンと共に存在した制度的枠組に対して改めて目を向けることが必要であろう。われわれは現代の経済社会の直面する諸問題を解決するために、合理的と考えられる政策を積み上げている。しかしそのような断片的改善策が全体として社会をどのように変えているのか、そうして行きつく社会が果して出発点でわれわれが目指したものであるのか、少くともそれと矛盾しないものであるのか、の検討がなされていなければならない。これまでの成長の成果は、現在までの枠組の延長上では生かされないかも知れないからである。以下では市場型誘導経済、議会制度、官僚機構について論じた上で、代替案について論及したい。

二 市場型誘導経済

まずわが国の経済運営をこれまで特徴づけてきた官民協調方式の役割を取上げよう(図1)。図の上半部が財政投融资、下半部が企業

部門である。企業部門内部では金融、製造、商社を区別することができる。個別企業は金融や製品の市場で競争しているのが原則である。しかし金融系列に沿って資金を優先的に確保できる、業界団体の場で需給調整が図られる、等の環境のもとで投資が奨励されてきた。

鵜野 公郎

△筑波大学▽

政策目標としては、経済成長の実現や国際収支均衡をあげることができよう。そのために投資財産の育成、ポトルネックの解消、輸出競争力の強化が行なわれた。誘導手段としては次の項目をあげることができよう。①経済計画の実施①。各種の審議会を通じて産業界や金融界と事前に情報の交換が行なわれ、それが全体の調整を可能にした②。②行政指導。市場が自動的に成立しないような分野や、既存市場で吸収しえないような大幅な変化が生じる分野に、行動ルールを設定し、疑似市場として機能させた限りに於いて有効であった③。③財政措置③。各種の租税特別措置や、財政投融资を財源とする社会的間接資本投資が企業活動の積極化を誘導した。④政府金融。民間金融を量的に補完するのみならず、政府のコミットメントを表明するものとして民間金融のリスクを軽減した。⑤不況カルテル。⑥重点産業に対する輸入制限。⑦工業規格。⑧技術導入にあたって政府が許認可を行なうことにより国内企業に対外交渉力を確保した。

市化自体が公害、環境、混雑、住宅、交通などの諸問題をともないやすいのである(図2)。

都市化をオペレーションショナルにとらえることは難しい問題をほらむが、ここでは三大都市圏をもって都市として論を進めたい(範囲は表1注を参照)。三大都市圏(以下、都市圏)の有権者の比率は一九五五年の四〇パーセントから七六年の四九パーセントに上昇しているのに対して、都市圏に配分された定数は衆議院の場合三五パーセントから三九・七パーセントに上昇したにとどまる(表1)。この間に定数は四六七から五一に増加し、増加分が不均衡の是正にあてられた。しかし結果としては都市圏を代表する定数の比率は、有権者比率を一〇ポイント程度下まわったままとなっているのである。

さらに、この間政権を握っていた自由民主党は、都市の利害を代表するところの少い政党である。七六年に例をとると、同党は全国平均では四一パーセントの票を得ているが、都市圏に限ってみると三三・五パーセントを得ているにすぎない。なお表には示していないが、当選者比率では全国四八・七パーセント、都市圏三八・四パーセントであり、得票率以上の代表を送りこんでいる。都市圏における得票率の方が低いのは同党と社会党のみである。

次に自民党の総得票に占める都市圏における得票の比率を都市比率としてみると三七パーセントであるが、これはわが国の政党中最も低い。七六年の選挙では都市比率は新自由クラブ約八一パーセント、公明党六一・五パーセント、民社党六〇・五パーセント、共産党五七・二パーセントとなっており、社会党は三九パーセントと自民党に近い。

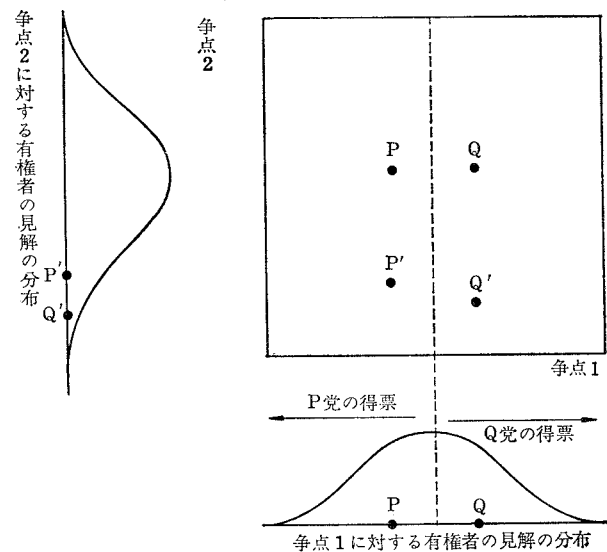
二つの政党がそれぞれP、Qの位置からP'、Q'の位置に滑り落ちて、両者は争点1については有権者を分けあい続けるので、自分たちが有権者の見解の分布(この場合二つの争点を含む2次元)の中央から離れていることに気がつかない。このような状態が新政党に参入の機会と成功とを与える。七二年の共産党、七六年の新自由クラブがその例である。これらの政党はしかし、その後伝統的な保守・革新の軸の上で行動しているかに見える。成功が一時のものにとどまったのはそのためであろう。

四 官僚機構

市場機構、政治機構がいずれも資源配分の調整メカニズムとして十分機能しない時、それを補完するものとして官僚機構に英知と合理性を期待することが多くの場合に解決策とみなされている。マクロ経済学における需給の均衡、ミクロ経済学における市場の欠陥の克服は、いずれも政府によって可能になることが理論的に期待されている。しかし、そのような期待が現実には満たされるかどうか、は別の問題である。

経済に占める政府の大きさを整理しておきたい。「労働力調査」によって公務就業者をみると、七五年に一九六万人、全就業者の三・八パーセント、七六年に一九七五万人、三・三パーセントとなっている。官僚の定義を広げ政府関係機関を含めた場合には、国家公務員(予算定員)約二〇〇万人、地方公務員約二九五万人となり、就業者に占める比率は九・四パーセントにのぼる。この比率は五八年には六・六パーセント、六三年には八・六パーセントであった。

図3 有権者の見解の分布と政党



(注) 争点1, 2に関する2党の立場をP, Qで示す。

以上のことから判断すると政権担当政党と主力野党はともに都市の利害を代表する立場になかったと思われる。主力野党が工業化段階における労働と資本の利害対立を存立基盤とするイデオロギー政党であったこともあって、急速な都市化にともなう都市問題への政策的対応が遅れる結果を招いた。

こうした状況は図のような2次元モデルで扱おう(図3)。

つぎに財政規模であるが、租税負担を国民所得と対比すると、五五年一八パーセント、七〇年一九・五パーセントであり、七三年の二二・四パーセントをピークとして最近は一八パーセントとなっていて、必ずしも増加していない。しかし他の財源をあわせた歳出規模で見ると、国と地方の重複を調整した純計の国民所得比は、五五年二四パーセント、七〇年二四パーセントから最近では約二八パーセントに上昇してきている。このほか政府関係機関や地方公営企業の存在を考えると、官僚機構の経済的存在はきわめて大きなものといえよう。

このような現実には幾多の問題を内包している。階層的ピラミッド組織の中で権限は強いが、責任の範囲や程度は必ずしも明瞭でなく、その意味で官僚の権限と責任とは非対称的といわれる。横割りの秩序がない官僚機構においては、セクショナルリズムが働いて協調がむずかしい。官僚機構自体が多数の利益集団に分割されているわけであるから、そこでの資源配分は増分主義になりがちで、社会的最適性に漸近しうる保障はまったくない。

最大の問題は、行政機構を維持することのコストおよび特定の政策をとることの社会的コストを、明らかにする手段が存在しないことである。また行政機構が特定の制度的枠組を設定した場合、その決定は実際問題として不可逆的であることも問題である。不可逆性の問題は、政策の社会的コストを明らかにしえないこと、明らかにしたとしてもそれに対応した変化に手をつける動機が行政機構の内部には備わっていないこと、に関連している。食糧制度は古典的な例であるが、社会保障制度も確実にそうなるであろう。

五 結 語

市場機構と議会制民主主義に頼る制度が社会的に受入れがたいものになった今日、政府にもまた社会的合理性を期待できないとすれば、経済社会に恣意性が増大していかざるをえない。一つの希望は、政策ニーズ、政策対応、政策効果を科学することが可能になることである。それによって、官僚制の肥大化と無選択経済化の進行を食止めることができる。ニーズの把握といっても間接民主主義にかえるに直接民主主義をもってするという意味ではない。よりルーティン化した日常化したかたちで社会を構成するメンバーの選好をモニターし、政策運営や制度の設計に反映していくことを指しているのである。ゆたかな社会における個人消費や住宅建設、公共財需要は画一的なものではありえない。また公共財に対するニーズは元来地域性に富んでいる。そこでこの制度の運用原理は、個人的なインシアティブとリスク負担、それにもなう報酬を容認するものでなければならぬのではないか。われわれは人間生活の究極的な目標について合意し集計的な調整を行なうだけの知識を有していないのである。そうであるならば、マクロ的な目標にそって経済を誘導するやり方を逆転して、ニーズ側から積み上げ、必要な制度的対応を行ない、結果として成長パターンがきまるといふ方法をとらざるをえないであろう。しかし当面する問題の公共財的性質から考えて、単なる個人主義への回帰では問題は解決しない。われわれは制度に対するニーズ、制度の社会的コスト、およびより重要なことであるが制度の社会的アクセプタンスの測定へ進まなければならない。そ

の際、数量的把握がコミュニケーションの手段として必要である。筆者の見解では、社会指標および選好度調査に基づいた政策科学の発展がそれを可能にする(6)。

- (1) 経済企画庁によるマクロ計画のみならず通商産業省、建設省その他によるセクターごとの計画を含む。
- (2) 行政管理庁編『審議会総覧』大蔵省印刷局、一九七五年、参照。
- (3) 橋本徹『日本の財政構造』東洋経済新報社、一九六八年、参照。
- (4) なお加藤寛・内野達郎『経済政策教室』有斐閣、一九七五年、および尾上久雄『経済政策の立体と決定機構』尾上久雄・新野幸次郎編『経済政策論』有斐閣、一九七五年所収、参照。
- (5) R. B. McKenzie and G. Tullock, *The New World of Economics*, Richard D. Irwin, 1975. 邦訳大熊一郎・鶴野公郎『新経済学讀本』秀潤社、一九七七年、参照。
- (6) 拙稿『An Econometric Model of Social Indicators and Its Application to Social Policies: A Japanese Experience.』『日本経済研究』No. 6, 一九七七年八月、拙稿『社会指標をめぐる最近の発展』『日本経済研究』No. 7, 一九七八年六月、参照。

企業の規模構造と利潤率

土井教之

△関西学院大学△

一 はじめに

集中と産業利潤率との関係は、多くの実証分析の中で確認されている。したがって、それが反独占政策の実証的根拠を提供していることは確かであろう。しかるに、わが国では、このような展開の中で、劣らず重要と思われる産業内の規模構造の問題が比較的閑却されている。この問題の理解がなければ、現実の産業機構を十分に説明することはできないと思われるし、また公共政策を進めていくうえでも有効性ないし説得性に欠けることになるかもしれない。

本稿の課題は、大企業間のシェア―利潤率関連分析を通して、企業の規模構造と利潤率の問題を論究することである(1)。

二 シェア―利潤率関連とその展望

集中的産業では、実証分析も確認しているように、企業は高い利潤率を獲得することができる。しかし、そうした企業は、「競争的鍛練」がないために異なる需要および費用条件を有しているかもしれない。すると、そこには利潤率の企業間格差が見られる可能性が大きい。

市場シェアがその格差の重要な決定因であるように思われる。な

ぜなら、シェアは、企業にとって競争上の有利性を反映しているからである。まず、それは、企業のもつ「独立的市場支配力」を反映している。また、それは、生産および配給の規模の経済性の達成度を示している。それゆえ、シェアの大きい企業ほど高い利潤率を獲得することができると考えられる。

以上の関係を検証するために、シェア―利潤率関連分析が米国では多くの研究で行われている。それらのほとんどが両者の間に正の有意な関連が存在することを確認している。但し、両者の関連が集中度とは独立に認められる「連続型」の場合と、集中度がある臨界線を越えるときのみ認められる「分離型」の場合、の二つのケースを含んでいる。このような正の有意な関連という事実について、米国の支配的な解釈は、(1)独立的市場支配力が利潤率の企業間格差の主要な原因である、(2)規模の経済性は、主要企業の間ではあまり重要ではない、というものである。

しかし、わが国では、岩崎(1)が消費財産業を対象に分析しているが、両者の間に有意な関連を見出していない。この結果は、「過当競争」という言葉を生み出すほど激しかった企業間競争を反映しているのだろうか。それとも、わが国のシェア―利潤率関連は、そこで考慮されなかった、より複雑なパターンをとっているのでは

らうか。本稿は、これらの点を更に検討しようとするものに他ならない。

三 実証分析

わが国製造業におけるシェア・利潤率関連を分析するために、従来の研究結果と比較する意味もあって若干の他の要因を導入して一九六八～一九七二年の企業利潤率の決定因分析を試みた。

(1) モデルとサンプル

本稿で用いたモデルの一般的構造は次の通りである。

$$\begin{aligned} \left[\begin{matrix} RE \\ RA \end{matrix} \right] &= \beta_0 + \beta_1(CR) + \beta_2(MS) + \beta_3(FS) + \beta_4(FG) + \beta_5(EX) \\ &\quad + \beta_6(EA) + \beta_7(AD) + \mu \end{aligned}$$

但し、右記の各変数の説明は第1表の通りである。 $(\beta_0, \beta_1, \dots, \beta_7)$ は推定するパラメーター、 μ は誤差項。

右のモデルで予想される関係を整理しよう。

(1) シェア (MS) および集中度 (CR) は、それぞれ「独立的」および「集団的」市場支配力、あるいはまた規模の経済性の有利性を反映しているために、利潤率に正の有意な効果をもつと予想される。

(2) 企業規模 (FS) は交渉力の大きさおよび規模の経済性の有利性を反映し、また主要企業の規模が大きい産業ほど新規参入の脅威は小さいと考えられるので、企業規模は利潤率に正の効果をもつと予想される。

(3) 企業成長率 (FG) は産業需要の成長率と経営者資質の両方を反映しているために、正の効果が予想される。

(4) 輸出集約度 (EX) の効果は、アフリオリには明確ではない。

もし輸出が国内市場では企業間の相互依存の認識を弱め、そして国際市場では外国企業との競争をより激しいものにするならば、それは利潤率と負の関係にあるかもしれない。しかし、輸出には為替相場の変動、高い情報費用、外国政府の規制などのリスクを伴う場合、あるいは輸出が「国際的生産物差別化」の有利性を反映しているならば、輸出は、反対に利潤率と正の関連にあるだろう。

(5) 企業の資本構成を示す自己資本比率 (EA) は、伝統的企業金融論では「財務上のリスク」と逆相関にあるとみなされ、それに基づいて自己資本利潤率との負の関連が想定されている。しかし、実証的には、総資本利潤率の場合も含めて自己資本比率と利潤率との間には正の有意な関連が認められている。しかし、その事実の解釈は未解決である。

(6) 広告重要な生産物差別化参入障壁を構成し、また大きな広告支出を行う企業は、他の企業に比べて大きな「独立的市場支配力」をもつと考えられるので、広告集約度 (AD) は正の効果をもつと予想される。

つぎに、利用したサンプルは、原則として、主要製品の特化率が五〇パーセント以上で、しかも標準産業分類の四桁産業（但し、若干三ないし六桁産業を含む）の上位十位以内に入場企業であり、また、負の自己資本、五〇パーセント以上の輸出集約度、高い営業外収益、同一産業内の上位企業への販売委託あるいはそれらからの

第1表 変数の説明

記号	変数	定義	計測期間	データ・ソース
RE	自己資本利潤率	(経常-納税引)/自己資本 利益-当金	1968~1972	A
RA	利子支払前総資本利潤率	(経常-納税引+金融)/総資本 利益-当金-費用	1968~1972	A
CR	集中度	上位4社生産集中度（一部販売ベース）	1970	A, B, C, D, E
MS	市場シェア	生産シェア（一部販売ベース）	1970	A, B, C, D
FS	企業規模	総資産の常用対数値	1970	A
FG	企業成長率	売上高の1972年/1968年倍率	1968~1972	A
EX	輸出集約度	輸出額/売上高	1968~1972	A
EA	自己資本比率	自己資本/総資本	1970	A
AD	広告集約度	広告費/売上高	1970	A

注 (1) A:「有価証券報告書」、B:「東洋経済統計月報」、C: 矢野経済研究所「日本マーケットシェア事典・1972年」、D: 通産省産業別統計年報、E: 公正取引委員会「主要産業における生産集中度とハーフィング指数の推移 (昭和35年-47年)」

(2) 自己資本および総資本は年央値 (年二回決算会社は、前期末、年一回会社は前期末と当期末の平均)。

生産委託、の諸条件を満たさない企業である。結局、サンプル数は、説明変数のデータの利用可能性との関係で五六産業二三四社となった。

本稿では、全サンプルについてのみならず、また、産業組織分析で重要と思われる産業の性格を考慮に入れるために、消費財産業と生産財産業に分けて分析をほどこした。つぎに、その結果を要約しよう。

(2) 推定結果 (第2~4表)

まず、第2~4表は、一つの場合を除いていずれの利潤率を用いてもほぼ同じ結果がえられることを示している。

つぎに、各説明変数の効果を整理すると、中心となるシェアは、生産財産業の総資本利潤率の場合を除いて正の符号をもつが有意ではない。この結果は、岩崎氏の分析と一致する。また、並行して重要な集中度もいずれの場合でも有意ではなく、特に消費財産業では、高集中産業ほど利潤率の産業内分散が大きいという事実を反映して負の符号さえ示している。

企業規模はいずれも正の符号をもつが、全サンプルおよび生産財産業の場合に有意となり、そして消費財産業では有意ではない。

企業成長率は、予想通りいずれの場合にも正の有意な効果をもつ。輸出集約度はいずれの場合にも正の符号をもつが、全サンプルおよび消費財産業で有意である。このような結果は、消費財産業が「国際的生産物差別化」に成功しているのに対し、生産財産業では、製品の品質が相対的に均一であるために外国企業との競争がより激

第5表 集中度、シェアおよび利潤率

産 業	利潤率	定 数	MS	FG	\bar{R}^2
CR \geq 60 (85社)	RE	-5.004	0.146 (2.948)	9.487 (3.879)	0.293
	RA	4.677	0.052 (4.130)	0.971 (1.552)	0.234
CR<60 (139社)	RE	-1.460	0.531 (1.350)	12.256 (2.127)	0.034
	RA	5.352	0.027 (0.692)	1.068 (1.855)	0.015

注()内はt値、 \bar{R}^2 は自由度調整済決定係数。

(3) 推定結果 (第5表)
 シェアー利潤率関連は、集中度との関係でみると、「連続型」でなく「分離型」であるかもしれない場合さえみられる。

最後に、広告集約度は、意外にもいずれの場合でも有意ではなく、また符号条件を満たしていない場合さえみられる。

しいことを反映しているのではなからうか。
 自己資本比率は、従来の分析と同様に、いずれの利潤率においても正の有意な効果をもつ。このような事実に対して、前述の自己資本比率・財務上のリスク―自己資本利潤率関連に依拠しながら、産業そのものも「ビジネス・リスク」の概念を導入して説明しようとする試みもある。しかし、自己資本比率は、むしろ企業の過去の利潤ポジションを示しているように思われる。なぜなら、高利潤率企業は大きな内部留保を確保でき、また新株発行により資本金を増加させることができるからである。すると、かつて高利潤率であった企業は継続して高い利潤率を獲得できることが示されている。

四 結 び

以上の分析を通して、わが国でも、シェアと利潤率との間には正の有意な関連が存在することが確認できる。すると、企業の「独立的市場支配力」の可能性がそこに発現しているものと思われる。また、あわせて検討した他の要因のうち、特に注目すべき点は、輸出および自己資本比率が利潤率の決定において演じる重要な役割であろう。

(1) 本稿は、紙幅の都合上学会報告の主要部分のみを要約的に示した。詳細は拙稿「3」を参照頂ければ幸いである。
 (2) 企業利潤率の決定要因分析には、岩崎「1」および植草「2」がある。

参 考 文 献

「1」 岩崎晃「企業利潤率の決定要因―一九六六―七〇年―」『甲南経済学論集』一九七四年六月。

第2表 回帰分析結果：全サンプル (224社)

利潤率	定 数	CR	MS	FS	FG	EX	EA	AD	\bar{R}^2
RE	-28.429	0.050 (0.974)			11.828 (3.291)	0.256 (2.554)	0.580 (5.181)	0.150 (0.290)	0.177
RA	1.315	-0.001 (-0.244)			1.779 (4.817)	0.025 (2.454)	0.120 (10.379)	-0.003 (-0.062)	0.388
RE	-25.701		0.079 (0.853)		11.438 (3.139)	0.274 (2.836)	0.557 (4.940)	0.123 (0.237)	0.176
RA	1.319		0.014 (1.503)		1.683 (4.250)	0.023 (2.293)	0.117 (10.185)	-0.015 (-0.287)	0.394
RE	-59.422			7.392 (3.492)	12.315 (3.514)	0.213 (2.228)	0.591 (5.421)	0.201 (0.401)	0.217
RA	-1.912			0.702 (3.291)	1.810 (5.017)	0.018 (1.803)	0.122 (10.848)	-0.003 (-0.050)	0.415

注()内はt値、 \bar{R}^2 は自由度調整済決定係数。

第3表 回帰分析結果：消費財産業 (66社)

利潤率	定 数	CR	MS	FS	FG	EX	EA	AD	\bar{R}^2
RE	-0.020	-0.049 (-1.683)			6.747 (4.037)	0.187 (4.414)	0.194 (3.111)	0.010 (0.044)	0.400
RA	0.656	-0.015 (-1.675)			1.944 (3.856)	0.029 (2.283)	0.150 (7.961)	0.010 (0.144)	0.549
RE	-3.374		0.003 (0.058)		6.602 (3.790)	0.179 (4.153)	0.219 (3.532)	0.021 (0.089)	0.372
RA	-0.346		0.002 (0.153)		1.890 (3.599)	0.027 (2.057)	0.157 (8.401)	0.012 (0.174)	0.529
RE	-10.590			1.447 (0.966)	6.879 (4.009)	0.180 (4.221)	0.215 (3.486)	0.087 (0.361)	0.382
RA	-3.646			0.661 (1.479)	2.024 (3.951)	0.027 (2.153)	0.155 (8.442)	0.043 (0.599)	0.545

注()内はt値、 \bar{R}^2 は自由度調整済決定係数。

第4表 回帰分析結果：生産財産業 (158社)

利潤率	定 数	CR	MS	FS	FG	EX	EA	AD	\bar{R}^2
RE	-45.140	0.058 (0.741)			18.406 (2.808)	0.371 (1.768)	0.776 (4.543)	1.390 (0.446)	0.150
RA	1.101	0.008 (1.168)			1.953 (3.388)	0.021 (1.158)	0.098 (6.546)	0.079 (0.289)	0.246
RE	-42.267		0.104 (0.637)		17.959 (2.696)	0.400 (2.015)	0.750 (4.304)	1.425 (0.457)	0.150
RA	1.659		0.030 (2.127)		1.768 (3.057)	0.020 (1.172)	0.091 (6.030)	0.033 (0.123)	0.261
RE	-86.086			10.445 (3.351)	16.655 (2.624)	0.158 (0.779)	0.876 (5.216)	1.223 (0.411)	0.207
RA	1.731			0.754 (2.711)	1.850 (3.266)	0.011 (0.565)	0.105 (7.021)	0.092 (0.345)	0.274

注()内はt値、 \bar{R}^2 は自由度調整済決定係数。

[2] 植草 益「企業利潤率の決定要因」『三田学会雑誌』一九七四年十月。

[3] 土井教之「企業の規模構造と利潤率」『経済学論究』一九七九年一月。

(付記)

以上の報告に関し、山本英太郎教授(山口大学)から詳細な点にわたり適切かつ有益なコメント・アドバイスをいただいた。筆者にとつて益するところが大きかったことを記して感謝の辞に代えさせて頂きたい。

学歴別労働力雇用と貿易——日米比較

渡 辺 行 郎

△愛知教育大学▽

この報告は次の事実の指摘とその解釈を目的とする。

(1)わが国においては、一単位金額の輸出活動が直接間接に誘発する高学歴労働力(短大卒以上の学歴者、以下輸出向け高学歴者と略称する)雇用数が、一単位金額の潜在的輸入代替活動、すなわち現在輸入されている商品をもし国産したならば必要となると予想される活動が、同じく誘発するそれ(以下輸入向け高学歴者と略称する)を、一九六〇年当時すでに上回っていたが、一九七〇年には上回っていないが、いっそう大きくなった。(雇用数は、両年間で減少しているから、輸出向けの減少が輸入向けのそれより少なかった。)なお、これはすでに報告者によって発表済みである¹⁾。

(2)アメリカ合衆国においても、輸出向け高学歴者は輸入向けのそれを上回るが、一九六七年では一九五八年より上回っていないがかなり小さくなっており、わが国のはあいと対照的である(第1表)。

(3)初等学歴の労働力についてみると、わが国ではやはり輸出・輸入比率が高まっていて、高学歴者と同様である。

(4)アメリカでも両年間で初等学歴者の輸出入比率は高まっている。そして、これは同国での高学歴者のばあいと対照的である。

(5)中等学歴者(高校卒でいど)の輸出・入比率は両国とも低下しているが、わが国ではそのていどは無視できる大きさである。

(6)以上を通じて、わが国ではほぼすべての学歴を通じて労働力の輸出入比率が高まっているが、アメリカでは、輸出の低学歴化がはつきりと見出される。

二

両国における両時点でのこうした変化を、学歴別総合労働力雇用誘発係数(以下H係数と略称する)の変化に基づく要因、輸出入構成比の変化に基づく要因に分け、さらにH係数を、産業別学歴構成、労働投入値数、逆行列の各変化に分けて考察してみる。H係数とは、

$$(H_s) = \left(\frac{h_s}{L} \right) \left(\frac{L}{X} \right) (I-A)^{-1} \quad s=1, 2, 3$$

で定義される行列の和である。ただし h_s は学歴別雇用労働力数、 L は総労働力数、 X は生産総額であり、 (h_s/L) は産業別の労働力の学歴別構成比を対角要素とする対角行列、 (L/X) はレオンチェフ逆行列である。

ある年の j 産業の輸出構成比を E_j とすれば、輸出向けの学歴別の労働雇用数(直接間接)は、

第 2 表

高 学 歴		(1)輸出構成変化要因	(2)H係数変化要因	(1)/(2)	混合要因	全 変 化
		日 本	.24	-.62	.39	.48
U. S.	1.08	-2.01	.54	-.07	-1.00	
歴		(1)輸入構成変化要因	(2)H係数変化要因	(1)/(2)	混合要因	全 変 化
		日 本	.21	-.87	.27	-.34
U. S.	.98	-.99	.99	1.01	1.00	
初 等 学 歴		(1)輸出構成変化要因	(2)H係数変化要因	(1)/(2)	混合要因	全 変 化
		日 本	-.09	-.89	.10	-.02
U. S.	.81	-.84	.96	-1.12	-1.00	
歴		(1)輸入構成変化要因	(2)H係数変化要因	(1)/(2)	混合要因	全 変 化
		日 本	-.28	-.73	.38	.01
U. S.	-.01	-.86	.01	-.13	-1.00	

第 3 表 高学歴労働力雇用誘発係数 (H₁ 係数) 変化要因

	逆行列変化	労働投入係数変化	学歴構成変化	混合要因	全 変 化
日 本	.10	-1.77	.90	-.23	-1.00
U. S.	-1.34	-2.96	1.48	1.82	-1.00

第 4 表 諸 相 関 表

	日 本	U. S.
1960 輸出構成比と1970のそれとの相関係数	.8067	.9529
1960 輸入構成比と1970のそれとの相関係数	.6047	.7595
1960 産業別高学歴比率と1970のそれとの相関係数	.8456	.8720
1970の輸出構成比1%以上の輸出について		
1970の高学歴比率と1960~70の輸出シェア上昇率との相関	.6824	.2084
1960の高学歴比率と1960~70の輸出シェア上昇率との相関	.5639	.1014

事実を補強するものといえよう (第 4 表)。

三

周知のように、一九六〇年代には両国とも高等教育機関への進学率が上昇し、絶対的にも世界の他国を大きく引離した高学歴社会となっている。他方、こうした多量の高学歴者の活用については、両国の間で違いがみられる。まず、アメリカでは政府ないしその関連部門での雇用比率およびその増加率が、わが国に比してきわめて大きいことである(第 5 表)。このことは、さし当って二つの効果をもつ。一つは、この部門の輸出シェアが輸入シェアより小さいから、直接に高学歴者の輸出入比率を低める。もう一つは、全体としての学歴間賃金格差縮小を妨げるから、他の産業部門でも学卒者の相対賃金が日本に比べて割高

第 1 表

		輸出向け高学歴者数	輸入向け高学歴者数	輸 出 ÷ 輸 入
日 本	1960	6,474	4,915	1.32
	1970	3,332	1,676	1.99
U. S.	1958	7,101	4,391	1.62
	1967	6,709	4,747	1.41
		輸出向け中学歴者数	輸入向け中学歴者数	輸 出 ÷ 輸 入
日 本	1960	31,007	23,973	1.29
	1970	16,313	13,265	1.23
U. S.	1958	24,418	14,471	1.69
	1967	20,995	14,390	1.46
		輸出向け初等学歴者数	輸入向け初等学歴者数	輸 出 ÷ 輸 入
日 本	1960	77,114	70,675	1.09
	1970	20,209	12,185	1.66
U. S.	1958	15,785	11,340	1.39
	1967	6,273	3,930	1.60

単位：日本 1千億円当り人、U.S. 1億ドル当り人。

Σ H₁ E₁

となる(第 5 表参照)。雇用数の変化は

$$(H + \Delta H)(E + \Delta E) - H \cdot E = H \cdot \Delta E + \Delta H \cdot E + \Delta H \cdot \Delta E$$

のように表される。右辺第一項を輸出構成比変化、第二項を H 係数変化、第三項を混合各要因とみなす。そして、

$$H \cdot \Delta E = H(1960) \cdot (E(1970) - E(1960)),$$

$$\Delta H \cdot E = E(1960) \cdot (H(1970) - H(1960))$$

として計算し、残差を混合要因とする。結果は第 2 表の通りである。それによつてまず、高学歴グループについては、

(1) わが国では輸出入とも各要因の寄与が同じ方向で、H 係数の変化は雇用数をへらす方向にあるのが、構成比の変化がそれをふやす方向に働いている。(2) アメリカでも輸出入面での各要因の寄与はわが国と同じ方向であるが、輸入構成比変化要因が相対的に大きいこと(第 2 表第 3 欄参照)は、それだけ輸入構成が高学歴集約的になっていることを示唆する。(3) 初等学歴グループについては、わが国では構成比変化の影響はわずかであるが、アメリカの輸出面で、構成比変化要因がやはり大きい。

高学歴者の H 係数変化要因については、両国とも、労働投入係数は雇用数をへらす方向にあるのが、学歴構成の高度化によつて相当ていと相殺されている、という常識的な結果が見出されている(第 3 表)。

この他、わが国では、産業別の高学歴比率と輸出入上昇率との相関がみられ、この相関がきわめて小さいアメリカとの対照は、上記の

第5表 U.S. H 係数など

	I 1960H係数 人/1億ドル	II 1960輸出シ ェア%	I×II	IV 1960輸入シ ェア%	I×IV
1 農 林 漁 業	5,790	10.0	579.0	7.1	411.1
2 鉱 業	7,200	2.5	180.0	11.7	842.4
3 建 設	2,510	0.0	0.0	0.0	0.0
4 武 器	9,750	0.1	9.6	0.0	0.0
5 食 料	1,350	6.9	93.2	21.6	291.6
6 煙 草 製 造	2,170	3.3	71.6	0.1	2.2
7 諸 織 維	1,670	1.4	23.4	3.9	65.1
8 アパレルなど	4,710	1.0	47.1	4.2	197.8
9 木 材・木 製 品	2,860	1.0	28.6	3.1	88.7
10 家 具	3,150	0.2	6.3	0.0	0.0
11 紙・紙 製 品	2,860	2.0	57.2	6.6	188.8
12 印 刷・出 版 学	2,350	0.5	11.8	0.3	7.1
13 化 学	7,970	7.3	581.8	2.8	223.7
14 石 油 精 製	1,170	3.5	41.0	3.9	45.6
15 ゴム・プラスチック	1,140	1.1	12.5	1.8	20.5
16 革・同 製 品	2,330	0.3	7.0	0.1	2.3
17 ガラス・石製品	2,810	0.9	25.3	1.0	28.1
18 製 鉄・製 鋼	1,080	2.8	30.2	1.6	17.3
19 非 鉄 一 次 品	1,520	1.6	24.3	6.1	92.7
20 金 属 製 品	6,890	2.8	192.9	0.6	41.3
21 機械(電気を除く)	19,610	13.0	2,549.3	2.3	451.0
22 電 氣 機 械	13,080	4.6	601.7	0.8	104.6
23 輸 送 機 械	5,910	9.4	555.5	4.4	260.0
24 精 密 機 械	4,920	1.5	73.8	1.0	49.2
25 その他製造業	1,880	0.6	11.3	2.0	37.6
26 卸・小 売	2,330	7.6	177.1	0.1	2.3
27 金融・不 動 産	2,370	1.5	35.6	1.0	23.7
28 運 輸・通 信	4,410	12.6	555.7	9.8	435.1
29 ラジオ・テレビ放送	1,920	0.0	0.0	0.0	0.0
30 公 益	2,270	0.2	5.0	0.2	4.5
31 諸 サ ー ビ ス	15,580	2.7	420.7	0.4	62.3
32 公 共 サ ー ビ ス	23,210	0.4	92.8	1.7	394.6
計	167,770	100.8	7,101.3	99.2	4,391.2

となり、それだけ学卒者のいわば輸出競争力を低める。
一九六〇年代を通じて、わが国では学歴間の賃金格差が大きく縮小したのに対して、アメリカではほとんど変化がなかったことは事実である(2)。この理由としては、上記の他に、雇用慣行の違いもあげられるかもしれない。すなわち、アメリカでは、入職時に学歴間で仕事の奪い合いがあつて高学歴者が低学歴の代替として雇用され、低学歴者はより賃金の低い仕事に追いやられるから、賃金格差が縮小しない、という仮説もある(3)。しか

しともかく、わが国がアメリカに比して高学歴者を割安に雇用できたことは確かである。そして、それ故にまた、民間部門での高学歴吸収も進んだのであろう。

四

以上で明かにしたことは、輸出財一単位金額に含まれる学歴労働力が輸入代替活動のそれより多いか、少ないか、ということ、その二時点の変化であつた。それゆえに、現実の商品の貿易収支とは一応無関係であり、貿易収支が赤字でも、上記の意味ではある要素が出超になつても不思議でない。

また、いわゆるヘクシャー・オリーンの定理とも、直接のかかわりをもたない。同定理は厳密には二財二要素のばあいのみ、他のやはり厳しい諸仮定のもとで成立つものである。この報告ではすでに多くの要素の存在を前提にしており、また、各要素と他の要素との相対関係でなく、同じ要素の輸出入の変化をみようとしている。しかし、学歴の違う労働力が、もし、短時日で増減できず、国際移動も困難で、しかも質が異なるといふ意味で「特殊生産要素」であるならば、この報告のような検討も、貿易パターンの考察には有意義であると信じる。

最後に、今までになされた類似の研究との関係をのべよう。まず、建元教授らは一九六五年のわが国について、労働力を専門・技術的・管理的、といった職種に分け、その輸出入について計算を行っている(4)。そして、全体として労働力が入超になる、という結果を明かにしている。この点は私の報告と異なっている。しかし、私の報告は

雇用労働者のみの数値であり、建元教授らのものは全就業者についてのものである。後者から、雇業者比率の小さい農林漁業を除くと、労働力は出超となるから、おそらく相異の原因はこの辺にある。

いっそう重要なことは、教授らがレオンチェフ的接近の理論的意義を問う過程で導き出した「ある国はその国民所得のうちから世界全体に比してより大きな割合を受取るような生産要素サービスを輸出し、その逆を輸入する」という命題との関係である。私はアメリカについて、相対的に小さな割合の所得を受取る初等学歴労働力が大きく輸出超過であることを見出し

第6表 順位相関係数 (スピヤマン)

1960	高学歴者雇用誘発係数と専門労働力就業誘発係数	0.5257
1970	"	0.7447
1960	初等・中等学歴者雇用誘発係数と生産労働力就業誘発係数	0.3054
1970	"	0.5591
1960	初等学歴者雇用誘発係数と生産労働力就業誘発係数	0.1314
1970	"	0.4910
1970	初等学歴者比率と生産労働力比率	0.7276
"	高学歴者比率と専門労働力比率	0.5884

生産労働力比率は(農林・漁業作業員+採鉱・採石作業員+技能工、生産工程作業員および労働者)÷就業者として計算

ている。この小さなパラドックス？の原因は、かの命題の背後にある種々の仮定、とりわけ要素価格の国際間均等の仮定が成立していないことが、主要な原因であらう。

次に、田中拓男氏は、日本の比較優位は人的資本よりも未熟練労働の供給によるのに対して、アメリカでは人的資本の役割が大きいという事実を見出している(5)。これは私の報告と反対の結果を示すようにみえる。この原因は、おそらく氏が専門・技術的労働力を人的資本としたこと、そして、それが必ずしも学歴と対応しないところにある。

さらに、山沢・田中両氏の研究によれば、一九六〇、六五、七〇の各年において、わが国の貿易は労働において強い比較優位をもつことが指摘されている(6)。ただ、同氏らは、この期間中に、専門・技術的労働力を除いて、労働力の輸出入比率が低下していることを見出し、私の結果と異っている。氏らが、各年の逆行列表などを一九七〇年価格に修正して物価変動の影響を除去してあるのに、私の作業ではそれを行っていないのが相違の一因かもしれない。

なお、氏らの労働力分類と私のものとを比較するために、誘発係数などの産業別順位の相関を計算したのが第6表である。一九七〇年の専・管労働力と、私の高学歴労働力、および生産労働力比率と初等学歴者比率とを除いて、決して高いといえないであらう。

報告に際して、相原茂、山沢逸平両先生から質問を賜ったが、文中でお答えしたつもりである。また、後日資料を提供された山沢先生に深く感謝する。

1974

(4) 建元、川鍋、堀江、前掲書。

(5) 田中拓男「日本の比較優位決定メカニズム」経済学論叢、第一八巻、第五号。

(6) I. Yamazawa and T. Tanaka, *Trade and Employment in Japan's Postwar Economic Growth*, Council for Asian Mon-power Studies, Manila No. 75-08, Apr. 1976.

資料

(1) 本報告の理論的基礎は、建元正弘、川鍋襄、堀江義『日本貿易の資源構造』上野裕也、村上泰亮編、日本経済の計量分析、一九七五、による。

(2) わが国についての資料

産業別労働力学歴構成、一九六〇については、賃金構造基本調査統計報告(三五年)、賃金センサス(三六年)、就業構造基本調査統計(四四年)。一九七〇については、行政管理庁他の昭和四五年産業連関表。雇用労働投入係数、一九六〇については労働省「労働力の産業連関分析」の雇用誘発係数から逆算、一九七〇については上記産業連関表。

(3) アメリカについての資料

産業別労働力学歴構成、1960, 1970, Bureau of the Census, *Census of Population*。
雇用労働投入係数 Dept. of Labor Statistics; *Employment and Earning*, annual supplement issues; 1964, 1973 各年。D. C. of Commerce, *The Survey of Current Business* 所載の産業連関表、逆行列も同様。

註

(1) 渡辺行郎「わが国の貿易と高等教育」国際経済学会編 国際経済第三五号、一九七四年。

(2) ノムツカについて、P. Taubman and Terence Wales, 'Higher Education and Earning,' 1974, p. 116 参照。

(3) L. C. Thurrow, 'Measuring Economic Benefits of Education,' in Gordon ed., 'Higher Education and the Labor Market,'

交通政策の戦後三〇年

増井健一

（慶応義塾大学）

一 戦後交通政策展開の三段階

——復興・成長・調整——

(一) その概観

わが国戦後三〇年の交通および交通政策——ここでは国内交通市場政策について考察する——展開の過程を、段階区分を中心に概観する。

敗戦直後の荒廃から、わたくしのいう第一期が始まる。当時の過小生産とインフレーションと闇経済の中で、国鉄の設備を何とか復旧し、道路も補修して国民の生存を守ろうとするのが、この期の交通政策であった。修復船と、細々と始まった計画造船で、旅客満載の国鉄の負荷の一端を貨物輸送の面で肩代りし、やがて国鉄の公社化（昭和四四年）、朝鮮戦後の不況対処のための造船利子補給（昭和四九年）、さらに航空再開の許可（昭和四五年）によって、次代の交通伸長を準備した復興期がこの第一期であった。

昭和三〇年前後から始まる第二期は、経済の急成長とそれに即応する交通急成長政策によって特徴づけられる。東京・大阪間の国鉄電化（昭和三二年）と、自動車税や燃料税を道路財源にイアマークする道路整備特別措置法（昭和三二年）は、陸上交通近代化の幕明

けであった。国民所得倍増計画（昭和三五年）の成長図式に盛り込まれた重点的交通投資——その象徴が名神高速道路（昭和三八年）——がモータリゼーションを加速した。もちろん、東海道新幹線（昭和三九年）の意義は軽視しえず、さらにジェット機（昭和三六年）、コンテナ船（昭和四三年）など、新技術の導入も重要であったが、他方この間に海運業集約化（昭和三九年）のような手直し政策や、国鉄赤字転落（昭和三九年）、交通公害の問題化などの消極的な事情もあらわになった。

昭和四五年頃からは、調整的性格の第三期に入る。国鉄の経営危機を契機に、イコール・フティング論議（昭和四五年）や総合交通政策論が注目されたほか、オイルショック（昭和四八年）とスタグフレーションのもとで、交通の成長はスローペースとなり、交通諸分野、とくに公共交通の面での運営難や、交通投資に対する住民の反対運動の目立つのがこの時期の特徴である。

この段階区分を輸送量の動向から裏づけるのが表1である。

(二) 戦前の交通政策展開段階との対比

戦後三〇年の段階区分が、戦前（明治初年から昭和七年前後まで）の展開にみられる段階区分との間に、かなり類似点を持つことに注目してみたい。

明治二五年頃までの、いわば産業革命準備期における近代的交通——鉄道・海運——創始・育成のための交通保護助長政策がその第一段階であり、その後大正末期までの交通成長期には、交通業への直接保護政策の後退、間接的な助長政策への移行が注目される。第三期である——昭和七年頃までの——調整期は、交通発展が停滞に

傾き、鉄道・自動車問題深刻化、交通統制導入によって特徴づけられる。

(三) インダストリアリゼーションの型

右に見たような戦前と戦後の交通政策の展開にみられる段階区分の対比が、はたしてどれだけの意味を持つか、わたくしはいま、確言のきめ手を持たないが、創始・発展・調整の三過程は、産業発展のひとつの定型を示すとみることができよう。つまり、戦前の場合には維新、戦後の場合は敗戦という大変革を起点とするインダストリアリゼーションの「うねり」の過程と見るわけである。戦前と戦後を、それぞれ別個のうねりと見ることもでき、また全体を、二つの節から成るひとつのプロセスとも見うる。ただし、それではこれから引続き第三の節が展開されるというふうには、簡単に、機械的に考えられないことを後述するが、以下では、まず、この段階的展開をもたらした契機と考えられるものについて考察する。

二 交通の需要構造

——集会的需要・マイカー。社会的ニーズ——

（広義の）交通産業は、（広義の）交通需要をみたすことで存立する。したがって、交通政策の展開にも、交通需要の動向のかわるところが大きい。もちろん、交通需要には、集会的、公共的、あるいは社会的とよばれるような独特の性格のニーズがあり、共同消費的な面も強いので、一般の交通業のほか、とくに（きびしい公共的規制の課される）コモン・キャリアという制度が設けられ、両相まって、交通需要充足のためのサービスが提供される。

表1 交通手段別国内交通量

		昭和23年	30	45	51
貨物輸送 (億 t km)	鉄道	[264] 269	[426] 433	[624] 634	[455] 463
	道路	28	95	1,359	1,326
	内航海運	203	290	1,428	1,943
	国内航空	0	0	0.6	1.6
	計	495	818	3,422	3,734
(増加年率)		(6.5%)	(9.4%)	(1.3%)	
旅客輸送 (億人 km)	鉄道	[820] 1,188	[912] 1,361	[1,897] 2,889	[2,107] 3,196
	バス		233	1,029	987
	乗用車		42	1,813	2,645
	内航海運		20	48	65
	国内航空		2	88	201
計		1,658	5,867	7,094	
(増加年率)			(8.2%)	(2.7%)	

1) [] 内は国鉄だけの分。
2) 運輸経済統計要覧により作成。

さて、交通政策が交通の復旧を指向した第一段階では、困窮生活を維持するための人びとの必死の動きまわりを支持し、傾斜生産の石炭業の輸送を担うためには、大量交通手段、とくにコモン・キャリアである国鉄の機能の回復・維持が何よりの目標であった。バスも含めてのコモン・キャリアの利用は、その共同消費的性格によって、経済発展低段階の人びとにとって、低廉で、しかもかなり能率的な交通を可能とする。ことに、コンパクトな産業立地を持ち、人口の地域的集中度の高いわが国の場合、その集合的需要を充たしうるコモン・キャリアの役割は、非常に大きい。

しかし、第二期に入ると、産業構造の変化と、人びとの生活水準の上昇によって、それまで主として集合的に充足されていた交通需要を、産業的にいっそう能率的に、生活面でもいっそう都合よく充たそうとする選択が強く働き、その結果、交通の共同的消費と並んで、交通の個別的消費——乗用車やトラックの利用——への指向が急速に高まる。しかも、後述のように、道路交通の急増は、そのコストの急速な低下を導いたので、第二期の終り頃には、個別的に消費される交通の方がめざましい存在になり、コモン・キャリアの役割は急速に低下した。

さて、第三期は、コモン・キャリアが、その経営難にもとづく危機という切迫した局面を迎えて、あらためてその——個別的交通の発展にもかかわらず存続する——社会的必要性が認識された時期である。必ずしも従来のような低廉通勤のための鉄道とバスというような形のものとは限らないが、大都市交通のための低公害で効率的な手段として、あるいはいわゆるトランスポート・プーアの人びと

のため、またエマーゲンシー時のためにも、何らかの形の公共交通が維持されねばならないことが明らかになりつつあり、そのため
の施策が手探りされている。

三 交通の供給構造

(一) 下部構造と上部構造
(広義の)交通産業のフィジカルな側面を考察する場合、通例これを、通路・運搬具・動力の(古典的な)三要素に区分するが、ここではそれを、通路を主体とする下部構造(インフラストラクチャー)と、(運搬具、燃料、運用技術などを含めての)上部構造に分けて、それらの間の関連を考察してみる。

交通産業にあっては、われわれの目に触れやすいその上部構造の発展と、下部構造の発展との関連が重要である。上部構造は、下部構造が未発展あるいは荒廃の状態にある場合でさえも、低能率を覚悟すれば運営されうる。しかし、とくに鉄道交通や道路交通は、その本格的な発展のためには、下部構造の大規模な建設とそのための巨大な投資——通例は先行投資——が必要である。したがって、その投資負担に堪えるほどに大きな需要が見通されないと、そのような巨大投資へのコミットがなされにくい。また、一旦その巨大投資が行なわれはじめると、その下部構造の利用がどのようなテンポで増大し、(結局、それぞれの利用者の負うことになる)投資の負担が、どのように低下していくかがきわめて大きな問題となる。

なお、海運・空運の場合、投資の主対象となる下部構造は(ターミナルである)港湾・空港であって、通路部分への投資の必要性が

少ない点で、鉄道・道路と、やや趣を異にする。

(二) 上部構造・下部構造の関連と展開段階

戦後、交通政策展開の第一段階は、長く続いた戦争中にまったく荒廃した交通の下部構造を応急修理し、それを利用して何と運搬具を運行させることから始まった。その際、公共交通は政府配給燃料の優先的な割当てを受け、その他の交通業者は代用燃料やいわゆる闇燃料に頼りながら公共交通を補充するという複雑な——現実的な意味では巧妙な——秩序のもとで、交通の復旧が進んだ。

第二段階における交通の急成長を裏づけたものは、交通下部構造の急速な拡充と、その後それに刺激され、しかも下部構造の拡充テンポを上まわるテンポで行なわれた交通上部構造の拡充である。道路交通における自動車の増加がその最も顕著な例であって、それはいわゆる道路原単位をめざましい低下をひき起こし、それが交通成長を加速した。加えて、自動車の地方普及——表2——が、田舎に

表2 乗用車普及率(千人当り台)

	昭和36年 3月末	昭和52年 3月末
北海道	2.7	179
青森	1.4	144
岩手	2.4	242
秋田	15.5	137
山形	7.3	218
福島	8.6	128
茨城	1.7	184
栃木	2.1	184
群馬	1.4	154

1) 運輸経済統計要覧より算出。

における交通条件を画期的に改善し、わが国の社会・経済構造に大きなインパクトを与えた。鉄道は通勤列車を大単位化し、長距離列車を高速化した。海運では船腹の増加とその高速化・大型化・専用船化・自動化、航空で

表3 交通下部構造への年投資額とストック

	昭和30年	35	40	45	51	
年投資 (十億円)	道路	203	636	1,571	2,727	3,059
	国鉄	171	351	784	832	911
ストック (兆円)	道路	30	100	185	351	338
	国鉄	1.8	2.4	4.5	8.3	14.9
		2.9	2.9	3.8	5.5	7.6
		0.5	0.6	1.0	1.5	2.4

1) 昭和45年価格。

2) 主として経済企画庁の資料による。筆者の計算によるものを含む。国鉄は国鉄と鉄道公団分合計。

交通の成長が停滞に傾いた第三段階は、交通下部構造の建設が、地価上昇や反対運動のためあまり進まなくなり、また公害防止の費用もかさむようになつたので、田舎以外では、交通下部構造にかかるコストが上昇した。また、上部構造についても、この期はひき続く人件費増加のほか、燃料費の顕著な上昇があり、これらを相殺するほどに大きな技術改善も——ジャンボ機の導入(昭和四五年)と普及を除いて——みられなかった。したがって、需要面での停滞という事情もあり、これらの

結果、下部構造にかかるコストを担わねばならない「交通量」の増勢の鈍化はつきりした。第二段階とのちがいは、表1と表3の比較で明瞭である。

四 おわりに

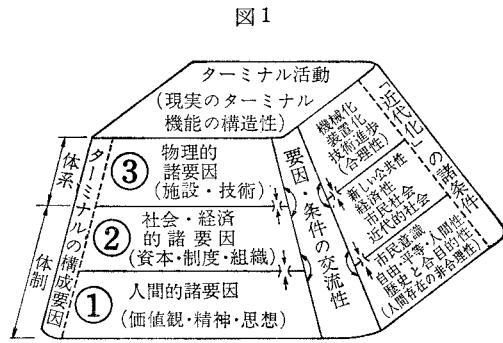
以上の考察にてらして、現時点の交通政策展開の方向を見定めてみたい。交通の下部構造にあっては、戦前の鉄道、戦後の道路のよりに、交通急成長を大きく加速させる要因は、近い将来には見当らない。もちろん高速道路や新幹線の延伸を含めて、従前に引続く下部構造拡充はなお進むであろうし、田舎の下部構造の利用のいっそうの集約化と、電話発達の影響のような、ややマイナーな要因はあろう。また、都市の大規模改造と新交通手段の実用化とか、公害防止技術の画期的改善や水素ガス利用の実用化などのように、野心的でかつ長期的な要因はあるが、それが交通の急成長を導くほどのものとなりうるかということには、かなり疑問が残る。とりあえずは、従前の硬直的な市場規制に代えて、税制で方向づけをしながら下部構造と上部構造の関係を再調整するという、やや消極的な政策方向が予想されるだけである。第三期からの転回点は——かりにそれがあるとしても——まだわれわれの視野に入っていないように思われる。

戦後三〇年の港湾政策

一 はじめに

「港湾」にかんする社会科学的研究の過程はまだ浅く、したがって理論的な体系化がどこまでなされているのかという疑問が残されている⁽¹⁾。したがって、ここで「戦後三〇年の港湾政策」をとりあげようとする場合、まず「港湾政策」の概念規定が必ずしも明確化されていない点をおとしなければならぬ。ただ言えることは、そうした港湾の社会科学の体系化は、少なくとも資本主義の発展過程——たまたまわが国においては幕末開港にはじまる港湾機能の形成が資本主義のそれと期を同じくしている——においてとらえられるべきであり、「港湾政策」の概念規定もそうした過程を背景にした上で考えなければならぬという基本的な問題が残されている。

そのために、ここではとりあえず、「港湾対策」とよばれているもののある程度総合的にとりあげながら、主として第二次大戦後における三〇年を考えてみることにする。また「港湾」にかかわる概念規定も上記とやや同じような状態にあるとも思われるので若干の補足を加えておく必要がある。わが国における港湾の研究分野で、もっとも早くから行なわれてきたのは周知のように「土木工学」的な方法論によるものであった。しかし、ここでは(図1)に示すよ



(注) 拙共著『港湾社会』(成山堂、1975年)による。

北見俊郎

△青山学院大学

うに、①・②・③の各要因の総合体としての港湾、いいかえれば「社会的な構成体」として理解する。港湾は交通におけるターミナル (terminal) としての機能を果たす役割を有するが、それだけではなく、それと関連で特定のひろがりの場において商業・工業・流通・都市等ときわめて密接にして広範な関係をもっている。したがって、一般的に「港湾政策」は「交通政策」の一環として考えられやすいが、それではくくりきれない内容や現実の諸問題が山積しているように思われる⁽²⁾。

二 国民経済・社会と港湾機能

ここでは一般的な意味で、港湾機能の国民経済・社会における役

割を大きく述べた。現象的には、島国で資源をもたないわが国は、臨海部を可住地帯（国土の約三〇パーセント）とし、人口一〇万人までの全都市においても、市民の約七〇パーセントは港湾都市に居住し、工業生産額や商業販売額の約八〇パーセント以上は港湾都市に依存しているとされる。さらに、本質的な意味では、資本主義経済・社会の形成・発展がそのような経済の自然的諸条件を背景に、自からの再生産過程のために港湾を組込んでいくということである。ここでは、主として、国民経済において支配的な生産力をもつ重化学工業の発展が外国市場の規模によって制約をうけるということが明確になるにすぎず、再生産過程のうち、とりわけ流通過程の「合理化」がきびしく位置づけられてくる。国民経済における港湾機能は、直接的にはそのような流通の合理化過程に位置づけられることによって経済政策に反映するが、また一面においては「流通」のみならず「生産」における大きな役割をも果たしてきた。

港湾の「生産」における役割とは、原料輸入・製品輸出というわが国特有の経済構造と地理的事情を土台とする臨海工業形成の中核的な機能となっていることをいう。近代日本における重化学工業の進展は、いずれも工業港を「てこ」としてきたといえる。とくに明治末期からは、はじめられた埋立による臨海工業地帯の形成は、戦中・戦後を通じて（とくに『経済成長期』を以て）実にめざましいものがあり、異常な工業生産力の増大の基盤となっているが、このような流れの中で、とりわけ港湾造成および港湾機能の整備・規模拡大もきわめて急テンポで行なわれてきている。

三六年以降の港湾整備五カ年計画、三七年の新産都市建設促進法、三九年の工業整備特別地域整備促進法等、工業生産力の拡充とからんで港湾機能がクローズアップされた。こうしていわゆる「経済成長期」をむかえる中で、異常な工業生産力の伸びは、原料輸入・製品輸出の激増となり、それに追いついてゆけなくなった港湾機能を根本的に見直す諸対策（昭和四一年の港湾労働法、四二年の港湾運送業の集約化、コンテナリゼーションへの対応として外貿埠頭公園の誕生等）が相次いでうたれ、爆発的な「港湾問題」の発生をみるにいたった。

「経済成長期」における「港湾問題」は、同時に「都市問題」とのからみにおいて、港湾都市の比重がきわめて高いわが国では、都市機能と港湾機能をめぐり、環境問題、市民生活、地域経済等の諸問題が問われるようになった。それは地方自治体（港湾管理者）の財政問題からも港湾の管理・運営体制を「経営」化しようとする一連の新しい問題に当面している。

四 戦後三〇年の港湾政策とその性格

「港湾政策」についての概念規定が明確化されていないことについては一節においてふれたが、以上の二節、三節において述べたことをふりかえってみても、「港湾政策」として独自の概念でくりうるものがあるかどうかさだかではなく、多くは港湾への「対策」であったように思われる。

戦前と戦後における港湾体制と「対策」との関連をみると、前者は明治以降の「富国強兵策」の一環に港湾機能が組込まれており、

さらに、港湾機能は交通のターミナルとして、国民経済における重要な社会的機能をうけもっている。ここでは「Terminal as Civilization」といわれるように、交通（交流）によって「文化」が形成されるとするならば、そうした文化形成は歴史的にも論理的にも港湾機能というターミナルの場においてなされる。以上に述べた「流通」と「生産」とのかかわり合いによって、現実に都市形成は港湾機能と密接な関係をもち、さらに「地域開発」や「都市問題」全般にとっても港湾機能は直接・間接にきわめて重要な課題を示しているといえる。

三 戦後における経済発展と港湾政策

わが国の経済・社会における港湾機能の役割が、もつとも典型的に表明されたのは「経済成長期」においてであった。したがって、ここでは港湾政策がもつとも活発にうたれたといえる。戦後間もない一時期は、いわば戦時の港湾体制の解体期であるとともに、G・H・Qの管理下におかれたの港湾民主化の一時期でもあった。民間貿易の再開、朝鮮動乱がみられた昭和二五年には、港湾の国家による管理・運営を地方自治体に位置づけようとした「港湾法」の制定がみられるとともに、二六年には港湾運送業の再編成のため「港湾運送業法」が成立した。

朝鮮動乱によって息をふきかえした資本主義経済の進展は、港湾に二つの大きな課題を与えた。一つは工業開発が港湾機能を必須の条件としたことであり、他は港湾機能を「てこ」とする地域開発で、いずれも三〇年以降において（例えば昭和三五年の所得倍増計画、

タテ割・多元性の典型的な港湾行政に依存し、港湾は「国家の営造物」として、国家主義的な「公共性」によるものであった。後者については、昭和二五年以降の「港湾法」の制定をはじめ、数多くの港湾にかかわる対策の質的転換がみられ、一節で述べたように、港湾をして「国家の営造物」と規定し得ない広範な問題意識から、「社会的構成体」として、あるいは港湾機能の経済的合理性を追求せざるを得なくなってきた。その意味においては「対策」そのものにかなり近代的な諸様相をうかがわれるが、（例えば、『港湾法』の制定時における同法への期待は、それがG・H・Qによるアメリカのポート・オーソリテティ Port Authority を導入し港湾民主化を試みようとしたものであったが、それを額面どおりうけとめるにはわが国の経済・社会の体制にまだ断層があったがために、必ずしも実現しうるものではなかった。）「対策」そのものの性格は、港湾の「近代化」よりも「合理化」にアクセントが強いものであったとされている。

とくに「経済成長期」にみられる港湾への諸対策は、「経済政策」の一環として、工業生産力の増大、外国市場の開拓を流通過程の中においてうけもたせようとしたものであり、その意味では、港湾対策はその実をあげていると思われる。しかしながら、一面においては、港湾そのものの「近代化」問題をめぐる新しい課題を今後に残しているとも考えられる。

五 今後における港湾政策の展望

(戦後三〇年の港湾対策を通じて)

紙幅がきわめて制限されているので、この小誌の課題である「戦後三〇年」における港湾政策にかかわる具体的事情を詳細に述べることができなかったが、以上の各節からここにおいては「港湾政策」そのものへの若干のコメントと、今後の展望にふれてみたい。

一つには、前節との関係で、わが国にあっては、港湾政策は事実上、経済政策の一環としての港湾部門に対する対策にとどまっているのではないかとした。したがって、それが「港湾政策」として「対策」から脱皮するためにはどのような条件があるのか、といった点をさしあたり考えてみる必要がある。一節で述べたように、わが国の港湾にかんする概念は、明治以降の行政的体系を基礎にし、したがって土木工学的な方法論によるものであった。「経済成長期」における「港湾問題」とその対策はもはやそうした概念対策の方法では「問題」の本格的解決を図りうるものではないことを示している。それ故に港湾を「社会的構成体」として理解すべきであるとするわけであるが、問題はその面からの、港湾にかかわる社会科学のな「理論」の体系が未熟な点にある。つまり、ここで「港湾政策」の性格を明確化し、政策のあり方に及ぶためには、その前提としての「理論」の確立が必要である。ということは、以上の戦後三〇年の港湾にかかわる諸対策は、政策対象が必ずしも「港湾」ではなく、それは工業生産力の増大、外国市場の拡大にあったということである。それ故に「港湾政策」は戦後三〇年においてすら見出すことに

無理があったともいえる。問題は二節に述べたように、国民経済・社会にとってきわめて重要な港湾機能は、重要であるが故に、独自の港湾政策として確立することなく「経済政策」の一環に組込まれたともいえる。しかし、それは他面からすると港湾の社会科学のな「理論」の未確立のためでもあり、したがって港湾への政策・実践は港湾にかかわる理論的側面を通ずることなく行ないうるものであり、「理論と政策」が未分離のままであるともいえる。そこに港湾対策が経済政策にみちびかれた「合理化対策」に終り易い問題点が生ずるわけである。

しかしながら、今後における課題は、前節にふれたように、港湾をめぐる新しい動向が、地域・都市・市民をめぐる諸問題、および従来の港湾管理・運営から「経営」化を指向する諸問題を提起しつつあることをみる時、どの程度、「港湾政策」としての個々の政策概念を生み出し、具体的な政策的実践を(ここでは政策対象としての港湾をどのように把握するか)打ち出すか、さらにその場合、政策主体は誰れであるのかといったきわめて本質的な問題があらわれてくるように思われる(8)。したがって、そこにおいてはじめて戦後三〇年の諸問題が「港湾政策」の性格や方向を定めるための貴重な「資料」となるであろう。

- (1) 詳細については拙著『港湾総論』(成山堂、一九七二年)第七部「港湾と社会科学」の各章御参照を乞う。
- (2) 拙著『港湾総論』(前出)および拙共著『港湾社会』(成山堂、一九七五年)参照。
- (3) 詳細については拙著『都市と港湾』(同文館、一九七六年)の御

参照を乞う。

- (4) C. Ernest Fyfe: A Short History of Board of The World's Shipping Industry, 1933 (佐々木訳『世界海運業小史』)参照。
- (5) 詳細については拙著『港湾総論』(前出)及び『港湾論』(海文堂、一九六八年)の各章御参照を乞う。
- (6) 「港湾にかかわる諸対策が部門別政策となりうるためには、他の産業部門と同様に独立の機能をもつものであることが確認されなければならぬ。」(拙著『港湾総論』(前出)、第二章、四〇五頁)
- (7) ここでは「合理化」と「近代化」の概念を区別しているが、これらに関しては拙著『港湾総論』第三章の御参照を乞う。
- (8) 港湾およびその政策を「近代化」理念との関連で考えると、その主体について「都市」が何らかのかかわり合いをもつものと思われる。

(付記)

発表時、板垣与一先生から貴重な御意見ならびに励ましを、また松浦茂治先生からは今後の研究にとって有意義な御質問をいただき改めて感謝致します。

地価上昇、土地投機および土地税制

青野 勝 広

▲松山商科大学

序

「高度成長」とともに日本の都市近郊の住宅地の地価は急騰し、土地問題は、大きな社会問題となってきた。小論は、地価上昇過程と土地投機との関係について、従来、十分に論じられていなかったいくつかの論点を簡単なモデルを使って明示する。さらに、土地税制の土地投機抑制効果を検討し、現在、提案されているいくつかの土地税制改革案について検討を加える。

一 土地投機

土地投機は、二つの形態に分けられる。第一の形態は、土地資産の予想収益率と他の代替的資産の予想収益率が均衡し、したがって、土地資産の保有が格別有利でない状況のもとで主として予想地代の相違から生じる投機である。第二の形態は、土地資産の予想収益率が他の代替的資産の予想収益率を上回る場合に行なわれる投機である。両者は、その資源配分・地価への効果をまったく異にしている。第一の形態の投機は、Bartick〔2〕、小宮・村上〔5〕、岩田〔4〕等において取り扱われている。

第二の形態の投機は、新沢・華山〔6〕で取り扱われている。し

かし、その取り扱いはいわゆる理論的に不十分であった(1)。以下では、第二の形態の投機について考察しよう。

第二の形態の土地投機

第二の形態の投機の効果を検討するために、以下のモデルで考察を進めよう。

- (1) $p = \beta(L_D(q + \rho/p - r) - L_S)$, $L_D'(q, \rho/p) > 0$, $\beta > 0$
- (2) $q = r(p - q) + \epsilon(p^* - p)$, $r > 0$, $\epsilon > 0$
- (3) $\rho = \rho_0 e^{mt}$
- (4) $p^* = \bar{p} = m$

記号は、 p ：地価、 \bar{p} ：地価上昇率、 q ：予想地価上昇率、 ρ ：地代、 r ：他の代替的資産の収益率(一定と仮定)、 L_D ：土地需要関数、 L_S ：土地供給(一定と仮定)である。

上述のモデルにおいて、 $\rho/p = 1$ と置いて、 1 と q に関する微分方程式を求め、均衡点で評価した Jacobian 行列 J^* の行列式 $\det J^*$ と $\text{Trace } J^*$ を求める。

- (5) $\det J^* = \beta L_D'(\cdot) / r > 0$.
- (6) $\text{trace } J^* = r \beta \left[L_D'(\cdot) \left(1 - \frac{\epsilon}{r} \frac{1}{r} \right) - 1 \right]$

第二の形態の投機がかなり大きな比重を占めていたといえる。なぜならば、もしそうでないならば、日本の市街地価格上昇過程の特徴である地価上昇率と地代上昇率との間の大きな乖離および地価上昇率の著しい変動を説明することができないからである。すなわち、第一の形態の投機から地価上昇率と地代上昇率との間の大きな乖離を説明しようとするれば、市街化区域内の住宅地についても投機期間が、一〇年以上にも及ぶという非現実的な想定をしなければならぬ。地価上昇率の著しい変動を説明しようとすれば、投機家は、予想についての失敗を繰返し、全体としては、損失をこうむっていたという非現実的な想定をしなければならぬからである。

(1) 新沢・華山〔6〕では、土地資産の予想収益率が、他の代替的資産の予想収益率を上回った場合、そのような不均衡化の過程が持続する条件は、何かということの理論的な吟味が十分でない。これに対して新沢・華山説を批判する小宮氏および岩田氏は、土地資産の予想収益率と他の代替的資産の予想収益率は常に均衡することを主張している。しかし、以下に示すように、一定の条件のもとでは、不均衡に持続するのである。

二 土地投機と土地税制

第二の形態の投機と未実現キャピタル・ゲイン課税

100%の未実現キャピタル・ゲイン課税がなされた場合には、前節のモデルは、

$$(7) \quad p = \beta[L_D(1 - \tau)q + \rho/p - r - L_S], \quad \beta > 0, \quad L_D'(q, \rho/p) > 0$$

をえる。(5)・(6)より、次の命題が導き出される。

命題 I (a) τ が、より大きく、かつ r , β が共に十分大ならば、体系は不安定となる。(b) τ , β が十分大であり、かつ m , τ ならば、 β が著しく小でないかぎり、体系は不安定となる。(c) m , τ ならば、体系は局所的に安定となる。

ところで、昭和四八年末までの都市近郊の住宅地について次の特徴を指摘できる。(1) 伝統的な都市への人口集中と不十分な生活関連投資による制約的な土地供給によって、地価値上りは、確実視され、土地の持越費用もほとんど必要なかった。(2) 多数の不動産業者の出現や土地に対する関心の増大に伴ない、地価に関する情報は、より迅速なものとなり、土地取引期間も短縮された。(3) 地価に対する(帰属)地代の比率は小さかった。

以上の特徴より、都市近郊の住宅地においては、 $L_D(\cdot)$, r は大、 L は小、 β はあまり小でなかったと考えられ、命題 I の (a), (b) の条件は満たされていたと考えられる。かくて、地価上昇率がひとたび均衡値から乖離すれば、ますます乖離の度合を強める。

ところでこのような投機的動機に基づく地価上昇は、永続するものではない。このモデルでは、現実の地価上昇率が地代の上昇率によって規定される正常地価上昇率を大きく上回るようになれば、人は過去の経験から現実の地価上昇率と予想地価上昇率との差よりも正常地価上昇率と現実の地価上昇率との差の方をより重視するようになり(8)、投機的需要の増大による地価上昇に歯止めがかかるのである。

地価上昇過程において少なくとも住宅地の土地投機については、

$$(2) \quad q = r(\beta - \alpha) + e(\beta^* - \beta), \quad r > 0, \quad e > 0$$

$$(3) \quad p = p_0 e^{mt}$$

$$(4) \quad \beta^* = \beta = m$$

と修正される。1. α/β とおき、前節と同様の方法で (β^*/β) の安定性を求めると次の命題が成立する。

命題 II: $\alpha \times 100\%$ の未実現キャピタル・ゲイン課税の体系が局所的に安定であるためには、 $\beta, L, D, (\Gamma - \alpha), (\Gamma - \alpha)/(\Gamma - \alpha) - \alpha/\beta$ でなければならぬ。

第二の形態の投機と土地保有税

$\alpha \times 100\%$ の土地保有税課税の場合には、 α は q とは無関係であるから、体系の均衡解および安定性は影響を受けず、土地需要関数の内容がかわるのみである。したがって、次の命題が成立する。

命題 III: $\alpha \times 100\%$ の土地保有税課税の場合、体系が局所的に安定であるためには、 $\beta, L, D, (q + 1 - e^{-r})^{-1}, (1 - e^{-r})^{-1} - \alpha/\beta$ でなければならぬ。

命題 III より $\beta, L, D, r, e, r, 1$ が変化しないと仮定すれば、 $(q + 1 - e^{-r})^{-1} > (q + 1 - e^{-r})^{-1}$ であるかぎり、地価上昇率の不安定性は除去されず、未実現キャピタル・ゲイン課税に比べて、保有税の投機抑制効果は、限られているといえる。

しかし、 $\beta, L, D, r, e, r, 1$ が一定という仮定は、年々の保有税が大きい場合には、現実的でない。その場合には、次のことが考えられる。(1) 土地所有者は、アパート、駐車場の建設によって保有税を支払う。これは、 1 を高める効果をもつ。(2) 土地所有者が

タル・ゲイン課税を実施することは不可能であろう。

また、未実現キャピタル・ゲイン課税の場合、生産用の土地、とくに、工業用地の評価が問題となる。一般に工業用地は、付近の取引事例から未実現キャピタル・ゲインを推定することはほとんど不可能である。他方、企業の将来収益から工業用地の現在価値を求めようとするれば、評価にばく大な金額がかかる。以上より、工業用地の未実現キャピタル・ゲインを評価することは極めて困難となる。

(2) 「土地キャピタル・ゲイン一〇〇パーセント課税案」および「延納利子付一〇〇パーセント土地譲渡所得税案」は、土地の異質性を考慮した場合、開発中の新興地域の土地所有者に対して分配上望ましくない効果を与える可能性がある。例えば、既存の優良住宅地とかつては劣等地であったが新規に開発され生活環境が整備された結果、既存の優良住宅地に比して「住み良さ」の点で大きく改善された新興住宅地を考えよう。

この場合、既存の優良住宅地の地価はほとんど変化しないが、新興住宅地の地価は著しく上昇する。したがって、未実現キャピタル・ゲイン課税の場合には、既存の優良地の地主が支払わねばならない額は、小さいが、新興住宅地の地主が支払わねばならない額は、極めて高額となる。すなわち、公共投資が過去におこなわれたか現在におこなわれたかという公共投資の時間的な差によって同一の公共投資の成果に対して地主の負担にまったく異なってくるのである。これは開発中の新興住宅地の土地所有者に対して所得分配上不利な影響を与えることとなる。土地に対する公共投資の成果が近似的に土地キャピタル・ゲインの増加で測られるということ、

借入れによって保有税を支払う場合には、 r は借入利率率となり、借入れ制約がある場合には、 r は、時間選好率をあらわす。これは、 r を高めることとなる。(3) 土地保有税が新設される場合には、土地資産の予想収益率の不確実性が高まり、地価上昇率に関する予想もより弱気になることが考えられる。その場合には、 β, L, D, r の値はより小さくなる。

以上(1)~(3)は、土地投機を抑制し、地価上昇率の安定性を高めるのに役立つ。したがって、第二の形態の土地投機抑制という観点からは、数パーセントの土地保有税でも大きな効果をあげることができると考えられる。

三 土地税制改革の方向

「土地キャピタル・ゲイン一〇〇パーセント課税案」および「延納利子付一〇〇パーセント土地譲渡所得税案」

小宮・村上「5」で提案された「土地キャピタル・ゲイン一〇〇パーセント課税案」と岩田「4」で提案された「延納利子付一〇〇パーセント土地譲渡所得税案」の問題点を譲渡所得税および土地所有税と対比しながら検討しよう。

(1) まず評価の困難および実行上の困難があげられる。もちろん、土地保有税についても評価および実行上の困難は生じる。しかし、未実現キャピタル・ゲイン課税の評価の違いが納税者に及ぼす影響は、土地保有税とは比較にならないほど大きい。不正確な評価によって納税者が受ける利害得失が著しく大きい場合には、納税者の評価に対する反対、不満は大きくなり、實際上、高率の未実現キャピ

公共投資の費用は誰が負担するかということは別個の問題である。

とくに、日本の場合、新興住宅地は生活環境施設が未整備のまま劣等地として開発され、その所有者も低所得層が多いと考えられる。今後、劣等地の生活環境の整備が重要な土地・住宅政策となることを考慮すれば、未実現も含むキャピタル・ゲイン課税によって開発中の新興住宅地域の土地所有者に対して分配上不利な影響を与えることは、一層望ましくないと見えよう。

土地保有税と譲渡所得税の段階的引上げ案

われわれは、当面の土地税制改革案としては、より現実的な案として土地保有税と譲渡所得税を段階的に引き上げることが提案したい。「土地キャピタル・ゲイン一〇〇パーセント課税案」および「延納利子付一〇〇パーセント土地譲渡所得税案」が、とくに未実現の土地キャピタル・ゲインに課税することが、高率の土地譲渡所得税案や土地保有税案に対して優れていると主張する主要な根拠は、高率の土地譲渡所得税は、土地投機抑制効果は大きい、凍結効果を生じる可能性があるからであり、土地保有税の投機抑制効果は、小さいと考えるからである。しかし土地保有税の強化は、第一の形態の土地投機に対してであり、第二の形態の土地投機に対してであり、投機抑制効果をもつのであり、とくに第二の形態の土地投機に対する投機抑制効果は、かなり大きいと考えられる。さらに未実現キャピタル・ゲイン課税によらずとも、土地譲渡所得と土地保有税を段階的に引き上げることによって、凍結効果を回避することは可能である。実際に土地保有税を引き上げる場合には、土地固定資

産税の土地評価額を時価評価に近づけることや地方自治体の実情に応じて土地固定資産税および建物に対する固定資産税の税率を変更する権限を地方自治体に与えることが望ましい。

参考文献

- [1] 青野勝広『地価と土地政策——愛媛県および松山市の事例を中心として——』松山商科大学経済経営研究所報、No. 5, 1978.
- [2] Benick, B. L., "Improving the Allocation of Land between Speculators and Users: Taxation and Paper Land," *The Economic Record*, March 1972.
- [3] 藤田晴『日本財政論』勁草書房、一九七二年。
- [4] 岩田規久男『土地と住宅の経済学』日本経済新聞社、一九七七年。
- [5] 小宮隆太郎・村上泰亮「地価対策の基本問題」、佐伯尚美・小宮隆太郎編『日本の土地問題』東京大学出版会、一九七二年。
- [6] 新沢嘉芽統・華山謙『地価と土地政策第二版』岩波書店、一九七六年。

〈学会展望〉

わが国の地域開発政策

——地域の時代を前にして——

周知のように、近年、「地域」に対する関心がとくに高まってきている。すでに人口のUターン現象に見られるように、人間の流れ自体が徐々にではあるが、変化の兆を見せており、地方が再評価されようとしている。また、一方、現体制へのいわばアンチ・テーゼとして、「地域主義のすすめ」(杉岡硬夫『地域主義のすすめ』東洋経済新報社、昭和五二年、等)、玉野井芳郎他編『地方分権の思想』東洋経済新報社、昭和五二年、等)がしきりにとかれていた。ともあれ、「地域」は今後われわれの生活の場として、あるいは生産の場として、以前にも増して重要な意味をもつてくることになろう。

さて、戦後の地域開発の歴史を顧みる時、一般的には、資源開発の時代、拠点開発の時代、大規模開発の時代、そして定住圏開発の時代と区分されることが多い。また、かつて日下公人氏は、昭和二〇年代、三〇年代、四〇年代をそれぞれ、山の時代、海の時代、都市の時代(『地域開発金融の諸問題』、大来編『地域開発の経済』筑摩書房所収、昭和四三年)としたが、その後の昭和五〇年代は、「住民の時代」または「地域の時代」とでもいうことになるのであろうか。

熊谷彰矩

▲青山学院女子短期大学

戦後の経済成長の中でひととき大きなエポックを形成したものは、やはり昭和三五年の「国民所得倍増計画」をあげなければならぬ。その中には地域開発に関連するものとして、いわゆる太平洋ベルト地域構想が打ち出されており、それまでの資源開発に代って、工業立地や地域格差の是正の問題が注目を集めるようになった。

ここでは、この後に続く「全国総合開発計画」(一全総) (昭和三七)あたりから、戦後の地域開発を回顧しつつ、いくつかの論争点を探り、併せて若干の展望と評価を試みたい。

昭和三〇年代のわが国のいわゆる高度経済成長は、地域構造にも大きな変化をもたらした。その第一は、大都市への極端なまでの集中であり、このため一方では集積の利益が形成されたが、他方、生活環境面では過密の弊害が顕在化した。第二に、所得、あるいは生産性の面での地域間格差が拡大し、著しい地域間の不均衡が見られ

た。かくて「過密是正」と「格差是正」は重要な政策課題となった。昭和三七年、これを基本的課題として「全国総合開発計画」が策定された。これらの政策課題は一貫してその後のわが国の開発計画において、最も基本的な課題として掲げられている。「全国総合開発計画」は、その目標達成のための方策として「拠点開発方式」を提唱したが、この拠点開発方式こそ、その後長く論争の因となったものである。これは東京、大阪等の既成の大都市から遠距離にある地域に、いくつかの大規模な開発拠点をおき、同時に各種機能に特化した中、小規模の開発拠点を適切に配置し、これらの開発拠点と既成大都市とを各種交通通信施設によって有機的に連絡させて、以って全国にその波及を及ぼそうとする開発方式であった。大規模開発拠点としては、工業開発拠点と地方開発拠点とが考えられた。前者は主として大規模な工業等の集積をもたせることによって、周辺の開発を促進する役割を担い、後に（昭和三九年）十五地区の新産業都市と六地区の工業整備特別地域が指定された。また後者は大規模な外部経済の集積をもたせることによって、それまで既成大都市のもつ外部経済の集積を利用しにくかった地域の飛躍的な発展を可能にするような中枢主導的な役割を担うものとされ、これには地方開発都市が対応していた。

この拠点開発の構想は、それまでの全域開発の構想に対する反省から生まれたものとされるが、その後の推移を辿ってみると、全体的には、工業開発では一応の成果をあげたが、人口の吸収は当初の子測通りには進まなかった。新産都市（工業開発拠点）においても、その傾向は認められたが、もう一方の地方開発都市（地方開発拠点）

については、ほとんど何の具体的な施策も講じられなかったからである。それは、地方開発拠点が担うべき、いわゆる中枢管理機能の集積のメカニズムの解明がまだ不十分であり、また、狭義の経済政策の目標と地域開発政策の目標との整合性が保たれていなかったためとされる（西藤沖「産業配置計画」、尾上・新野編『経済政策論』有斐閣所収、昭和五〇年）。

一方、当時はそれまでの地域開発方式に対する反省として社会開発という言葉も登場するようになり、四日市に見られるような公害問題等のマイナスの側面が早くも表面化しつつあった。

昭和三八年度の日本経済政策学会第二〇回全国大会の共通論題のテーマは「地域開発の経済政策」であり、地域開発がわが国の経済政策の中心的テーマとなっていた。

二

「全国総合開発計画」は、昭和四四年に策定されたが、その基本的目標とするものは次のようなものであった。(ア)長期にわたって人間と自然との調和を図り、自然を恒久的に保護保存すること、(イ)全国土を有効に活用するため、開発の基礎条件を整備して、開発可能性を全国土に拡大し、均衡化すること。(ウ)それぞれの地域特性に応じて、それぞれの地域が独自の開発整備を推進することによって、国土利用を再編成し、効率化すること。(エ)都市、農村を通じて、安全、快適で文化的な環境条件を整備、保全すること、である。ここで注意すべきは、(イ)および(ウ)の後段については、新全総の特徴としてしばしば論議されるが、(ア)自然との調和、(ウ)地域特性の重視、(エ)に利用するような計画をつくりあげた。(中略)いわば、日本資本主義としてのナショナル・マキシマムを七〇年代に実現する計画なのである。」そして「住民がいまもとめているのは、健康で安全で文化的な生活が保障されるような地域開発計画なのである。いわば、シビル・ミニマムというか、コミュニティ・ミニマムというか、足もとの生活基盤を確立するような計画である。」

ところが、先に見た通り、新全総自体は地域の特性に応じて、それぞれが独自の開発整備を推進し、安全、快適で文化的な環境条件を整備、保全することを基本的目標としており、本来は、いうところのシビル・ミニマムを軽視しようとするものではなかったはずである。しかし、新全総が計画の中でどのようなことを謳おうとも、結果は明らかに資本のための開発であったと見なされるのである。

また「第二は、開発の主体をめぐる問題である。新全総では開発の主体として、公私混合の第三セクターや民間資本の導入を考えている。これは、国土開発を産業政策として考えているためである。」「地域開発の主体は住民であり、住民の意志が反映しやすい自治体である。このためには、自治体に権限と財政を全面的に委譲することが、住民のための地域開発の第一歩だといえる。」開発の意志決定の主体が住民であり、自治体であることには恐らく異論はないであろうが、現体制のもとで民間資本を完全に排除することは実際に可能であろうか、体制にかかわる大きな問題となってくる。自治体に権限を委譲すること、これは今後検討されるべき重要な課題であろう。

よび、(ア)安全快適な環境条件の整備等については、基本的目標として掲げられていながら、看過されている場合が少なくないことである。この新全総における開発方式は、先の一全総が打ち出した拠点開発方式であり、これをさらに深化、発展させようとするものであった。そして、その中で注目されることは、大規模開発プロジェクトが開発の戦略として位置づけられていることである。すなわち、新開発方式は、開発の基礎的条件として、中枢管理機能の集積と物的流通の機構とを体系化するための全国的なネットワーク網を整備し、この新ネットワークに関連させながら、「各地域の特性を生かした自主的、効率的な産業開発、環境保全に関する大規模開発プロジェクトを計画し」、これを実施することによって、その地域が飛躍的に発展し、次第にその効果を全国土に及ぼして、全国土の均衡ある発展を図ろうという考え方である。ここでも留意しておきたいことは、大規模開発プロジェクトには産業開発のみならず、環境保全に関するものも含まれており、且つそれが地域の特性を生かした自主的なものであることを述べている点である。この点も、何故か意外に看過されている。

戦後の地域開発に鋭い批判の眼を向けてきた宮本憲一氏は、これは戦後日本資本主義の経済論理の到達点をしめたものであるとして、新全総をめぐる問題を次のように集約する（『地域開発はこれぞよいのか』岩波書店、昭和四八年）。「第一は、ナショナル・マキシマムかシビル・ミニマムかという開発目的をめぐる対立である。新全総は地域的発展を最高度に発達させて、それを交通・通信のネットワークでむすびつけ、あたかも一企業が日本列島をもっとも効率的

さらに氏は、第三に、過去の開発の問題をとりあげて、現体制における地域開発そのもののあり方について大きな疑問を投げかけるのである。

こうして、大規模開発プロジェクトが各地で本格的に動き始め、または動き始めようとした時、現実にもいくつかの大きな問題が発生しつつあった。言うまでもなく、ひとつはいわゆる公害の問題であり、大規模な環境破壊の問題であった。またいまひとつは、土地価格の狂乱的な暴騰であった。

「わたくしたちが忘れてはならないことは、六〇年代の拠点開発主義が住民になにをもたらしたかという点である。それはまさに公害と環境破壊であった。この問題に対する反省なしに、七〇年代の地域開発はありえないはずである。」清水嘉治氏（住民福祉をめざす地域開発政策、村田・清水編『新しい地域開発を求めて』産能短大出版局所収、昭和四八年）も、ほぼ同じ立場から環境破壊を厳しく糾弾する。

氏によれば、「拠点開発→工業生産力増大→輸出拡大→企業国家のメカニズム」が、住民に何の利益もたらさないことが明らかになった段階で、登場してきたのが新全総であった。とくに拠点開発は、重化学工業地帯の資本蓄積となってあらわれ、それが工業化による都市化を促進し、集積のメリットをもたらす一方、それを償いきれないほどのデメリットをもたらした。公害問題は、正にそのデメリットの典型である、という。確かに、当時の高度成長期の急激な工業化の進展は、他方において相当の環境破壊をもたらしたといえよう。だが、それが拠点開発方式そのものの罪に帰せられるべきであるか、拠点開発方式が高度成長を可能にした限りにおいては、確か

にそのようにいえようが、この開発方式はわが国のみならず、社会主義諸国においても広く採用されているものであり、あまりに急激な高度成長政策のあり方にこそ問題があったといふべきである。

ところで、既に言及したが、新全総は一全総に比べれば、はるかに環境志向が強く打ち出されていた。前述の基本的目標を見ても、人間と自然との調和を図り、自然を恒久的に保護保存することを第一に掲げていたのである。しかし、他方において、新全総には全国的なネットワークの整備と、戦略的な大規模工業開発の構想が用意されていた。環境保全の観点から推進されるべき自然および歴史的環境の保護、保存、住宅の建設および居住環境施設の整備等に関する大規模開発プロジェクトも用意されていたが、やはり大規模工業基地の建設が大きなウェイトを占めていたことは事実である。新全総における工業の主要計画課題によれば、昭和六〇年の工業規模は、昭和四〇年のその五倍を越え、鉄鋼は四倍、石油は五倍、石油化学は一三倍、また電力需要は五倍に、それぞれ達するものとしている。そのスケールは極めて大きい。当時はまだ、各工業基地は必ずしも十分確定したものではなかったが、一全総における鹿島工業開発のごときスケールのものが既成集積地外の遠隔地域に計画されていた。その頃、一全総における新産業都市および工業整備特別地域の工業開発も、実施五年目に入っていたが、漸く公害問題は世間の大きな注目を集めるようになっていた。前々年の昭和四二年には「公害対策基本法」が、また前年の四三年には「大気汚染防止法」が公布されていた。そして翌四五年の公害国会においては十四個にわたる公害関連法が制定されている。昭和四六年七月には環境庁も

発足した。かくて新全総における大規模開発プロジェクトは大きな試験に直面したのである。

三

昭和四七年、田中角栄氏は「日本列島改造論」（日刊工業新聞社）を掲げて首相の座に就いたが、この改造論をめぐって激しく賛否両論が交された。これは、わが国の産業構造と地域構造とを積極的に

改革して、過密と過疎の弊害を同時に解消することを目的とするもので、その骨子は、高速交通ネットワーク完成による東京からの一日常生活圏の実現を基礎に、基本的経済条件の全国的平準化を達成すること。そのために工業の再配置と地方の生活環境整備、とくに二五万都市を各県に整備することである。その内容自体は、先の新全総ととくに変わるものではないが、現職の総理大臣の手になるものだけに大きな反響を呼び、いわゆる列島改造ブームを招来し、当時すでにかなりの急騰を見せていた地価を、より一層増嵩せしめる結果になった。すなわち、列島改造論は、全国的にいわゆる土地買漁りを促進することになり、約三兆円にもぼる土地が動いたといわれ、田中内閣出現時には、わが国の可住地面積の実に三割が買占められたともいわれている（佐藤登「列島改造と土地政策」、『地域開発・公害への対応』学陽書房所収、昭和四九年）。その結果、地価指数は昭和三〇年三月の一〇〇に対して、昭和四八年三月には二二八六にまで急上昇した（日本不動産研究所「全国市街地価格指数」とりわけ、工業地および住宅地の暴騰が顕著であった。因みに、同期間の卸売物価指数を見ると、昭和三〇年の一〇〇に対して四八年は一二六に留まってい

る。かくて、土地問題および地価対策は緊急の課題となり、昭和四九年「国土利用計画法」が成立し、土地利用基本計画、土地売買等の規制が定められた。

こうした狂乱的な地価の上昇を見たのは、当時の過剰流動性に対するインフレ対策の失敗によることも大きかったが、列島改造ブームによることも決して小さくはなかった。

先の宮本憲一氏は、これを評して次のように言う。「列島改造論はその化粧を洗いおとしてみると、素顔はまことにはつきりとした悪女の相である。列島改造の主目的が、日本列島改造事業を国民の手ではなく、財界の手にゆだねることにあるからである。いいかえれば、列島改造事業を、総合的な開発政策ではなく、産業政策としていっているのである。「日本列島改造案は、これまでの開発構想の総決算書のようなものである」。そのいみでは、これには論理の矛盾があり、戦後地域開発の到達点として、今後の政治的争点のひとつとなるだろう。」（『地域開発はこれでよいのか』前出）。その視点は先の新全総の際と全く同様である。清水嘉治氏も、同様の立場から、日本列島改造論が高度成長政策の総決算であるとし、これに代るものとして住民のための地域開発政策を提唱する。その大要は、(1)緑の国土と住みよい環境を守るために、公害型巨大企業をコントロールすること、(2)住民を主体にした資源と環境の総合的利用と保全をはかり、財政投融资機構を国民のものにとりもどすこと、(3)地方自治体の行政の自主性を拡大し、民間の土地取得や地域開発は、住民とその自治体の許可を必要とするものとする、(4)過密地域では、公害型企業を規制し、危険な事務所の分散をはかり、住民のための都市

施設をふやしていくこと、(5)各地域ごとに、環境破壊の点検を実施し、各種の公害原因物資を総排出量で規制すること、(6)過疎地域では、地域住民の要求に応じて、その地域の経済、社会的、文化的開発を積極的にすすめていくこと、(7)住民のための都市交通政策を確立すること、(8)現行の経済政策を成長中心主義から福祉中心に軌道修正していくこと(『日本の経済政策を考える』新評論 昭和五〇年、など)である。

この列島改造論については、新全総以来、様々な問題が顕在化しつつあった時だけにその評価はかなり分かれる。大来佐武郎氏は、日本列島改造問題懇談会への意見として、ここに示された構想はおおむね納得できる。全国的な交通通信のネットワーク建設、それを土台とする人口・産業の全国的分散は、新全総の骨格となるものであり、「各種の批判はあっても、基本線はくずすべきではない。」としてこれを支持している。また、坂本二郎氏は、非常に強く賛成する部分と、非常に強く反対する部分とがあるとし、前者としては、(1)経済発展はすなわち経済構造の高度化であるという認識、(2)一九七〇年代は社会開発主導型の高成長の時期であるという認識、(3)経済発展はすなわち人間の一日の行動半径を拡大させる基本的傾向をもつという認識、をあげている。そして後者としては、(1)過去の地域開発政策の成功と失敗の教訓からあまり多く学んでいないこと、(2)地価対策について十分でないこと、をあげている(以上『日本列島改造への提言』昭和四七年)。氏は積極的な評価を与えながらも、二つの点では反対したが、その後それは事実となって表われた。

中村隆英氏は、第三三回全国大会専門部会報告「経済計画の再検

る。」だとするならば、東京を起点とする東北新幹線は大きな矛盾であり、「ブロック内循環新幹線」こそ検討すべきであるという。前者の場合、膨大な社会的費用の発生と効率の低下を促進させることは明らかなのである。氏は拠点方式の意味を再確認すると同時に伝統的な思考の再検討を迫っているのである。地域主義が頻りに説かれる昨今、再考に値する論説と言えよう。

既述のような全総あるいは列島改造をめぐるナンショナル・レベルの論争とは別に、一方ではたとえば、徳島県南地域を対象に地域開発投資(観光投資)の経済効果を検討した宮坂正治氏の「地域開発と乗数効果」(第三〇回全国大会自由論題報告、年報XXII所収)や、水島開発を事例に財政効果、所得効果を考察した竹下昌三氏の「後進地域における工業開発」(第三二回全国大会自由論題報告、年報XXIII所収)などの地道で堅実な実証的研究成果もある。後者によれば、「公共投資に対する税収の比較から見ると、水島開発は極めて効率のよい公共事業」(財政効果)であり、「地元への支払額は絶対額としては大きく、地元の購買力形成に大きな影響を与えた」(所得効果)としている。一般的には、装置産業の立地は地元へ公害をもたらすのみで、大したメリットはないといわれているが、実証的な研究であるだけこの結論は説得的である。「工業化の影響について住民は、以前のよい点と現在の悪い点を比較して評価する場合が多く、また満足している点やよくなった点について積極的に表現することが少ないのに反して、不満な点、困っている点、悪くなった点に対しては強く指摘する傾向がある。」との報告も、正鵠を射たもの、と言えよう。

討」(年報XXV所収)において、「列島改造論は、太平洋岸ベルト地帯の外側にある日の当たらない地帯に成長をもちこもうとした点で、一つのユニークな発想であったことは事実である。しかし、それはすでに国際的にも国内的にも高度成長の条件が失われたのちに打ち出され、インフレーションと石油危機の中に埋没してしまった。」と報告しているが、この評価は適切である。列島改造論には積極的意味が認められるにせよ、それはあまりにも政治的であり、またタイミングが悪すぎたと言わなければならない。田中内閣の手によるところの「経済社会基本計画」(昭和四八年二月策定)の課題の第一が公害防除であり、その第二が地価高騰の防止であったのが、いかにも皮肉である。

四

一全総以降の地域開発を特徴づけてきたのは既述の拠点開発であり、ブロック区分であった。先に『日本の立地政策』(東洋経済新報社、昭和三七七年)で、工業立地政策における公害問題等の問題点の究明を行なった村田喜代治氏は『地域開発と社会的費用』(東洋経済新報社、昭和五〇年)においても、独自の社会的費用論の立場から地域問題の解明を試みているが、その中でブロック・拠点方式からのように意義づけている。「ブロックは、いわば地域主義を実現する場であり、ブロック内の各県がそれぞれの特性をいかすなかで、連携を深めてゆくことを可能にする単位なのである。したがって、ブロックと拠点は中央からの政策を画一的に受け入れる場ではなく、自治を強化する場として位置づけ、自ら育ててゆくべき場なのであ

当時は、環境破壊、地価暴騰などがあまりに急激に進行したため、反開発のムードが高まり、当初予定されていた「国土総合開発庁」という名称も、国土庁として昭和四九年五月発足することになった。こうした内外の批判を受けて、昭和四七年から新全総の総点検作業に入り、四八年八月から五二年八月にかけて中間報告のかたちで公表された。それらは、(1)巨大都市問題とその対策、(2)土地問題とその対策、(3)地方都市問題、(4)自然環境の保全、(5)計画のフレーム、(6)農林水産業問題とその対策、(7)工業基地問題とその対策、(8)全国幹線交通施設の整備について(巨大都市問題とその対策—補論)、(9)地域開発関係法制度、などである。次項で述べる三全総は、この新全総の総点検作業を踏まえ、超長期展望(西暦二〇〇〇年)のもとに、市町村長の意向や各種アンケート調査等を検討して策定されたものである(『人と国土』別冊『第三次全国総合開発計画』全六巻、国土庁編、昭和五三年)。これらの報告書は大部であるばかりでなく、内容も過去を率直に反省したものでかなり充実したものとなっている。

五

さて、「第三次全国総合開発計画」は昭和五二年一月、全国総合開発計画として閣議決定された。このいわゆる三全総の目玉は、言うまでもなく「定住構想」である。これは、第一に、歴史的、伝統的文化に根ざし、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図ること。第二に、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎に対処しながら新しい生活圏を確立すること、である。ただ、この「生活圏」

に着目した考え方自体は、必ずしも目新しいものではなく、先の新全総、さらに遡るならば一全総の拠点開発構想の中にも見出されるものである。

まず生活圏の最も基本的な単位として、おおむね五〇ないし一〇〇程度の世帯から形成される居住区がある。これは農村部の集落圏や都市部の街区などがこれに当る。この居住区が複数で小学校区を単位とするコミュニティ形成の基礎となる定住区を構成する。さらにこの定住区が複合した定住圏を形成する。この定住圏は、都市、農山漁村を一体としたもので、地域開発の基礎的な圏域であり、通勤通学圏、広域生活圏など生活の基本的圏域となるものとされる。しかし、この「定住構想」は上に見たごとく甚だ抽象的な表現にとどまり、これをどのように具体化していくかは今後の課題とされている。

先に一全総を厳しく批判した宮本憲一氏は、座談会「地域開発と生活圏構想」での報告（『ジュリスト増刊「国土計画と生活圏構想」昭和五三年八月）の中で、この定住圏構想が、上からの生活圏づくり、つまり政府の人為的集権的な行政区域再編成であるとし、次のように批判する。「第一は、確かに都市政策の視点が前へ出たことは列島改造論と違っている点だが、逆に今度は産業政策との関連がまことに不明確になっている。だから一体定住圏を支える新しい産業構造は何かというのは不明確である。」「第二は二全総総点検時の主要課題であった環境アセスメントなど開発の事前調査や住民参加などの新しい行政制度づくりが全くなされていない。」「第三の問題点は、定住圏と自治体との関係が不明確な点です。もともと定住のた

めの生活圏をつくりたいならば、現行の自治体の行財政を強化すればいいのです。」

氏の指摘する通り、定住構想と産業政策との関連は不明確であることは否めない。新全総以後、一般に開発計画から産業政策は意識的に大きく後退しているかに見える。近時の県計画などを見ても産業政策との関連が不明確であるものが少なくない。しかし、人口を定着させ、地域を支えるものはやはり産業であるから、その産業構造を明らかにすることは必要である。もともと、未だ定住構想は一つの理念を示したものに過ぎず、また地方の自主性を大幅に認めたものであるから、そこまで明示すべきではないとも言えようが、問題は残る。

環境アセスメントの問題は、定住圏構想を離れても、今後の地域開発の上で最も大きな問題となるものであるから、後に改めて触れることにしたい。

次に、定住圏と自治体との関係であるが、これは必ずしも不明確とは言えない。定住圏とは地方中小都市圏のことだと解してよいのではないか。したがって、今後は地方中核都市の整備如何が重要な意味をもってくることになる。また、それが政府の人為的集権的な行政区域再編成を意味するとは解しにくい。三全総自身、定住圏の整備の方向については「既存の広域生活圏の施策等を基礎とし、新たに流域圏等に配慮しつつ、地方公共団体が住民の意向をしんしゃくして定めるものとする。」このように、従来の計画に比し、大幅に地方の自主性を尊重したものとなっており、これを上からの生活圏づくりとは断定しにくいのはあるまいか。事実、三全総におけ

るモデル定住圏の指定をめぐってすでに各市が積極的に働きかけをしている（それはかつての新産都市の誘致合戦にも似て）という現実も見逃せない。しかし、それは現行の自治体行財政を前提とするから、そうなるのであり、だからこそ自治体財政を強化することが先決なのだ主張されよう。かつて、氏は地域問題の基本的原因は資本制蓄積にあるから、貧困の一現象であり、現代的貧困であると定義（『社会資本論』岩波書店、昭和四二年）したが、第三三回全国大会共通論題報告「現代的貧困と福祉政策」においても、財政改革の必要性、重要性をくり返し強調しており、その立場、主張は終始一貫している。

こうして三全総は、定住圏構想を強く打ち出すとともに、それまでの工業開発優先の方向から、生活環境優先の方向へと変化させている。しかし、こうした一全総から三全総に到る変化を、大きな方向転換と見るか、あるいはあくセントのおき方の差異にすぎないか、見るかについては意見が分かれる。

村田喜代治氏は、これを大きな方向転換としてとらえ、「三全総は旧来の手法による地域政策の行詰りを是正し、大きく変化した経済環境と多様化した価値観に新しく対応するための国土計画として位置づけられる。」したがって、三全総は一全総と新全総の延長線上に置かれた改訂版なのではなく、大きな方向転換を図ったものとして期待されている、とする（『生活圏と地域経済』ジュリスト増刊「国土計画と生活圏構想」昭和五三年八月）。

一方、大石泰彦氏は、戦後三〇年のわが国の地域政策を回顧し、それが本質的には変わっておらず、むしろそこに連続性を見出せるこ

と、はるかに同一性の原理が貫徹していたといえること、を強調された（第三五回全国大会、共通論題報告「経済成長と地域政策」）。伊藤善市氏も、むしろ三つの計画的の間に共通性を認め、新しい方向の芽をその中に見出している。すなわち、三つの全総に共通する基本的態度は、地域特性の重視と自主性の尊重であり、とくに新全総および三全総においては、地域の歴史的・文化的特性がくりかえして強調されている。「それは各地域の自主性と自立性を尊重する立場であり、また中央政府と地方政府との守備範囲を明確にし、地方を大切にしようとする地域主義の立場に通ずるものをもっている」とする（『国土開発計画と生活圏構想の歴史』ジュリスト増刊「国土計画と生活圏構想」昭和五三年八月）。一全総のところでもふれたが、地域特性の重視および自主性の尊重は当時からすでに認められていたことなのである。

六

ところで、今後の地域開発を展望する場合、まず何よりも考慮されるべきは「住民」の問題である。かつて、伊藤善市氏は新全総に先立って、次のように指摘した。地域開発は地域経済の発展を主たる内容とするが、「その究極のねらいは住民福祉の向上にある。けれども、経済進歩と住民福祉との間には、しばしば理念上の対立がみられ、また現実の問題としても、経済的合理性の追求が社会的合理性のそれよりも優先的にとりあげられる傾向があった。地域開発の目的が住民福祉の向上にある以上、人間の主体性や社会的側面に對して十分に考慮を払うのが当然である」（第二〇回全国大会共通論

題報告「地域開発と住民福祉」年報XIII所収。

地域住民の福祉ということは、最近では極めて当然のこととされるが、一全総が策定された直後の早い時期に指摘されたことは、ひとつの卓見であった。地域開発の目的は、本来住民福祉の向上にあるにも拘らず、それまでの地域開発の計画ないしは構想が、ややもすれば工業偏重になっていたという反省は、当時起りつつあったが極めて不十分なものであった。その後の新全総など相次ぐ地域開発は、より一層経済的合理性を追求したから、既述のごとく厳しい批判を浴びることになったのである。地域開発はしばしば環境破壊を招来したから、環境アセスメントは不可欠の要件となる。その際、住民参加をどのように図るかということは極めて重要な課題となってくる。定住圏を定着させるためには、三全総は「各地方公共団体の自主的な総合開発計画と相互の調和を図ることにより、地域の参加の途を開くこと」が重要な課題であり、また、定住圏の整備の方向については、「地方公共団体が住民の意向をしんしゃくして定めるものとする。」としている。ここでは従来になく「地域の参加」「住民の意向」の重視が強調されている。しかし、より突込んだ記述、ないしは「住民参加」という表現はここには見出せない。環境影響評価法が三たび流産を余儀なくされた状況では、国としてはこれ以上明瞭な表現は使えなかつたのであろう。

現在でも、すでに都市計画法において公聴会などが義務づけられてはいる。「だが、これらは、現状では一応住民の声を聞いたという形式だけを整えたものでしかなく、住民自身が自からの運命を決する権限と責任を分有する本来の意味での住民参加とは似て非なる

ものがある」(佐藤登「地域開発と公害の激化」、『地域開発・公害への対応』前出所収)。先の環境影響評価法をめぐる論議も、この住民参加をその中でどのように扱うかをめぐってのそれであったといえよう。地域開発における住民参加の必要性は今では誰もが認める。しかしその内容、あるいは扱い方となると、なおかなり議論の余地が残されている。前述の佐藤登氏は、住民運動は今日では国民全体の中で積極的に評価されるようになってきているとし、もしもそれを回避するならば「その意図する地域開発は地域収奪だと非難されても弁明の余地がないであらう。」と言っている。

しかし、現実の住民運動(参加)が氏自身が主張する「権限と責任を分有する本来の意味での住民参加」であるかについては疑問が残る。

わが国の場合、民主主義の歴史が浅く、その土壌にも乏しいため、それだけに検討されるべき多くの問題が残されている。筆者はかつてイギリスにおける住民参加の事例を若干検討(「住民紛争と参加」加藤・丸尾編『民主主義の経済学』千曲秀版社所収、昭和五十一年)したが、当地で住民参加のいわはマニェアルとされている「スケフイントン・レポート」(「People and Planning」, Report of Committee on Public Participation in Planning, Her Majesty's Stationery Office, 1969)は、「地域計画における住民参加のあり方を、次のように報告している。参加とは、政策および計画の形成にあずかることであるが、「それは話し合いばかりではなく、行為を含むものであり、住民が計画の作成過程を通じて積極的な役割を演ずることが出来る場合のみ十分な参加といえるのである。しかし、この考え方には限

界がある。計画を準備する責任は地方計画当局にあり、またあらねばならないということである。」ここには参加の意味と限界が真に的確に指摘されている。住民が積極的役割を演ずることが必要であるが、同時に計画当局の責任も明確である。それでは、計画当局と住民はそれぞれどのような態度で臨むべきなのか、まず前者については「開発計画がその地域の生活のすべてに影響を与えるという認識の上になつた当局側の総合的な取り組み、これこそが住民参加がうまく進行する唯一の基盤である。」と言う。確かにその姿勢こそ重要であらう。そして一方、後者については次のように言う。

「(一)住民参加の機会に対しては建設的に反応すること。「住民は自分達が計画を阻止したということだけでその成功を評価すべきではない。彼等は変化のための建設的な提案の作成に果している自分達の役割に同様のプライドを持つべきであり、自分達と同じ考えの地方計画当局を公的にも支援すべきである。こうしたことは弾力的な考え方と善意とを必要とするであらう。」(二)変化は避けられないということを認識すること。「イギリスの人口は今世紀末までには約千五百万人増加することが見込まれている。これらの人々のための活動の場が見出されねばならない。このことは町や村が変化することを意味するであらう。それはあらゆる犠牲を払っても現在存在するものの保存に努力すべきだということの意味するものではない。」(三)討議のためにはどんな形の住民会議にも公開討論会にも参加すること。「彼等自身が貢献することは貴いことであり、協力して考えるならば、狭い利害が不法に力を得るのを防ぐことができよう。

以上のレポートの中には住民参加のあり方が、極めて適切に述べ

られているように思われる。われわれはこの中から多くのことを学ばねばなるまい。このような双方の基本的なルール、あるいは心がまえすら、残念ながら甚だ不十分にしか理解されていないのがわが国の現状であらう。住民が計画の一部を担って誇りを持って支援している例は極めて少ない。また、わが国でも今世紀末までには約二千万人も人口増加が予想されている。したがって、現在のままの状態であり続けることはほとんど現実には不可能である。計画当局と住民との間の抜き難い相互不信、それ故の双方のかたくな態度こそ問題であらう。したがって、まず、何よりも双方の姿勢が改められねばなるまい。

今後の地域開発を考える場合、次にかなり大きな問題となると思われるものに、ゴミ戦争に見られるような「地域」の対立をどうするかという問題がある。地域開発はほとんどの場合メリットを享受する地域と、デメリットを被る地域とを発生させる。その地域と地域との対立をどのように調整すべきなのか、場合によっては果てしない闘争となる。大石泰彦氏は、第二八回全国大会共通論題報告「公害論議の反省と展望」(年報XX所収)において、この地域対地域の問題は、公害をめぐるこれからの問題の中で、最も厄介な問題となるとして、次のように指摘される。「この解決に適切を欠くときは、体制にいやしがたい深傷を負わずに、この解決に適切なことを声を大にして警告するとともに、われわれ経済政策にたずさわるものが、もう一度この体制の問題を真剣に考えてみなければならぬことを強調しておきたい。」原子力発電所の例をあげるまでもなく、今後、地域開発に際して否応なく直面せざるを得ない最も解決困難な問題

であろう。現実に地域計画を作る場合、いわゆる迷惑施設とか忌避施設といわれる施設の配置は極めてむずかしい問題である。ナショナル・レベルで必要とされるものも、一地域においてはまったく迷惑施設にすぎない場合もあろう。これらの利害調整をどのように図るべきなのか。これは先の住民参加のあり方とも関連する問題である。

地域開発は、しばしば開発が保全かという視点から論議されることもある。地域開発は必然的に環境破壊を招くとも言われる。事実、過去のある時はほとんど壊滅的な環境破壊を惹起したこともあった。それ故、次のような思想もでてくる。「全生産手段を公有化するという古典的意味での社会主義への移行だけが、唯一有効な環境政策であるとすれば、あるいは経済成長一般ひいては大量生産・大量消費という現代の生産様式を全面的に否定する、反近代主義を承認するか、しなければならなくなるかもしれない」(華山謙『環境政策を考へる』岩波書店、昭和五三年) 婉曲な表現ではあるが、要するに、社会主義革命と反近代主義だけが唯一の正しい解であると言う。こうした考え方は現在もまだかなり根強いものがある。しかし、このような現実を否定した全面的な対決の姿勢のみが唯一の方策といえるのであろうか。

先に引用した「スケフイントン・レポート」は、変化のための建設的提案にプライドを持つべきであるとしたが、地域計画における問題解決の用途を次のように示している。「根本的に必要なことは計画当局はオープンに行動すべきだということ、そして住民は彼等の前に置かれた事実と考えに対して、建設的に反応すべきだという

ことである。そこにはギブ・アンド・テイクがなければならぬのである。」

ところで、戦後のわが国の地域開発政策は、これをどう評価すべきなのであろうか。現時点で軽々に評価を下すことは慎まなければならぬ。

それは失敗であったのか。——だが、もしこれらの政策がなかったとすれば、格差是正、過密是正はたして改善されていたであろうか。明らかにより改善されたとは考えられない。それにしても、あれだけの資金を投じてこれだけの成果しか得られないのか。——本来、地域政策は効率の基準のみでは評価し得ないものである。しかし、その犠牲(公害等)はあまりにも大きいではないか。——それは事実としても、現在もなお地域開発を積極的に計ろうとする地域が数多くある。

われわれは過去を冷静に、慎重に、評価しなければならぬ。いづれの国もまだ地域政策の歴史は浅く、その道具箱の中身も、成果の蓄積も十分ではない、いまはむしろ地域政策の基本に立ちかえって、政策を再吟味すべき時ではないだろうか。

公共支出政策、価格政策、規制政策、これらはいずれでもなく、地域政策の最も基本的な政策手段とされるものであるが、これらが個々に、場当たりに、極めて不徹底な形で行なわれている限り、成果は期待すべくもない。遷都論、地方分権論がかまびすしいが、地域の時代を前にして、過去の貴重な教訓を生かした総合的な地域政策を再検討することがいま必要とされるのである。(昭和五三年十月記)

評

書

S. ワイントラブ著

『資本主義のインフレーションと失業の危機』

高倉文年
〈福岡大学〉

Sidney Weintraub, *Capitalism's Inflation and Unemployment Crisis*, Addison-Wesley Publishing Company, Reading, Massachusetts Menlo Park, 1978, pp. 242.

—

第二次大戦後の四半世紀は *creeping inflation* が先進国経済の好況期を特徴づけていた。ところが六〇年代末になって、そのインフレは速度を速め、インフレと景気後退の共存という、いわゆる *stagflation* で現在の世界経済が特徴づけられる、と主張されるようになって久しい。本書はこの *stagflation* が中心テーマである。そして

本書は次の各章から構成されている。序。第一部「スタグフレーション背景」第一章「インフレーションと失業という苦しい体験」、第二章「インフレーションと失業の費用」、第二部「理論構造」第三章「WCM理論」、第四章「貨幣賃金経済における貨幣」、第五章「貨幣賃金」、第三部「インフレーション救済策」第六章「租税に

基づく所得政策」、第七章「利潤マージンと個人所得」、第八章「要約」。第四部「インフレーションに関するその他の論題」第九章「貨幣に関するより一層の説明」、第十章「ケインズとケインジアン」の回り道」、第十一章「独占害」、第十三章「政府の浪費」。*stagflation-stimflation* ビールズが市場経済に伝染してからさつと十年が経過した、という現状認識から Weintraub の分析は始まる。彼は租税メカニズムを基礎にして、安定的な市場経済の促進を目指す建設的な新しいアイデアを導き出すとしている。そこで以下順を追って要約的にフォローしてみよう。

—

まずインフレ—失業という病を理解するための理論構造から眺めることにする。Weintraub は現代の工業社会における理論的な力点を貨幣所得と物理的な産出量の不均衡に与える。つまり物価水準を発火させる鍵は平均貨幣所得と平均労働生産性の比率がもっており、この比率がインフレに関する貨幣所得理論の要となる。この所得と産出量の平衡はインフレに関する WCM (*Wage-Cost Markup*) 理論から説明される。

市場部門の一般物価水準は総企業生産 (*Gross Business Product: GBP*) から引き出された物価デフレクターと同一視できる。この概念からはGNPに含められる、政府、家計、慈善団体の非営利的な活動は省かれる。また封鎖経済を想定して話が進められる。定義から、 $PQ = Y \dots (1_a)$, $P = Y/Q \dots (1_b)$ 。ただし、 $Y = GBP$ (あるいは総貨幣所得)、 $Q =$ 実質産出量、 $P =$ 物価水準である。①式のY

とQを総雇用量(=N)で割ると、 $P=w/A$ ……(1)となる。ただし、 $y=Y/N$ ＝雇用労働者一人当りの貨幣所得、 $A=Q/N$ ＝労働の平均生産である。各大きさは時間と共に変化するが、①式は $(\Delta P/P) = (\Delta Y/Y) - (\Delta Q/Q) = (\Delta y/y) - (\Delta A/A)$ ……②となる。したがって貨幣供給、貨幣速度、政府支出、独占、輸入価格、あるいは変わりやすいインフレ予想を無視するなら、YがQのテンポにマッチしない限りPは鎮静できないことになる。

しかし平均貨幣賃金(およびサラリー)と平均労働生産性の比率がもつ意義を強調する公式を導き出せば、理論は鋭くなる。 $Y=PQ = kwN$ ……(3)ただし、 w ＝平均貨幣賃金である。 $P=kw/A$ ……(3a)ただし、 $w/A = wN/Q$ ＝産出単位の労働コスト、 $k=w/A$ を越える物価の平均マークアップ(=P/wA=PQ/kwN)＝賃金分付前(=w=wN/PQ)の逆数(=1/w)である。 $(\Delta P/P) = (\Delta w/w) + (\Delta k/k) - (\Delta A/A)$ ……(3b)この(3b)式がWCM方程式である。 $k=k$ 。因果関係を右辺から左辺に読んで、単に $(\Delta w/A)$ を ΔP の速度扇動者として強調するだけなら、コスト・プッシュ命題と変わらない。しかし③式に固有で暗黙的な需要側面に一層研究がかけられる。

消費者物価水準の供給側面は次のように表現される。 $P_s = k_s w_s/A_s$ ……④ただし、 k_s は消費部門を、 w_s は供給側面を表わす。 k_s は生産者が目指す目標マークアップ、 P_s は目標とされる全市場における供給側の消費者物価水準を示し、平均貨幣賃金(=)はあらゆる市場部門で均一と仮定される。総消費者支出の需要サイドは、 $P_s Q_s = c_u N + c_j R + \theta$ ……⑤で与えられる。ただし、 c_j ＝賃金稼得者の課

税を総雇用量(=N)で割ると、 $P = w/A$ ……(1)となる。ただし、 $y=Y/N$ ＝雇用労働者一人当りの貨幣所得、 $A=Q/N$ ＝労働の平均生産である。各大きさは時間と共に変化するが、①式は $(\Delta P/P) = (\Delta Y/Y) - (\Delta Q/Q) = (\Delta y/y) - (\Delta A/A)$ ……②となる。したがって貨幣供給、貨幣速度、政府支出、独占、輸入価格、あるいは変わりやすいインフレ予想を無視するなら、YがQのテンポにマッチしない限りPは鎮静できないことになる。

次に④式に具体化された暗黙的な経済過程を⑦式を通して発展させるが、その結果は最近のマネタリストの処方とはずいぶん違いがある。 ΔP と ΔQ の組み合わせを示すこの表は、一般的で外生的なwとAの発展が一定で、QとNの結果が完全に貨幣の動きで決まる範囲において、貨幣政策についての重要な含意を含んでいる。ただし、技術はしばしば ΔA の結果を左右する。貨幣賃金やサラリーの決定が、十分外生的で偶然性の強い歴史の変数のように中央銀行の手の届かぬところにある限り、QとNの結果は結局、中央銀行(と財政政策)の決定次第であろう。したがって、 $\Delta P/N$ をWCM関係の頂点とみる場合には、表でどの行に位置するかは Δw 、 Δk 、 ΔA の大きさに、他方どの列に位置するかは貨幣政策に左右されることになる。したがって、職と産出の立場からみて、経済状態が窮地にあるか快い状態にあるかは貨幣政策次第ということになる。このように ΔP と ΔQ を分離したことがWCM理論の中心的な関係で、

税前所得の平均支出性向、 c_j ＝非賃金稼得者の課税前所得の平均支出性向、 N ＝GNPにおける総雇用、 R ＝総非賃金所得(＝GNP - wN)、 λ ＝非賃金所得のうち企業が支払う比率、 θ ＝移転所得である。⑤式から需要サイドで目標とされる物価水準を引き出すために、 wN で割り、 N_s/N 、 N_s ＝消費者部門の雇用)を乗じ、整理すると、 $P_s = (w/A)(c_u + c_j R + \theta)/N_s$ ……⑥となる。したがって消費部門の物価水準は、④式では完全に供給側面に、⑥式では完全に需要側面に基礎を置いている。そこで両式を結合すると、 $k_s = (c_u + c_j R + \theta)/N_s$ ……⑦となる。したがって市場現象から出づけるマークアップ(=)は常に⑦式の右辺に等しい。実現した k_s が時間を通して一定なら、どんななP隆起もその原因は w/A 比率であろう。つまりインフレの火花を発火させるのは、 w/A 比率の鋭い変動である。

WCMモデルは、MをPを封じこめる戦略的な手段とする貨幣数量説(QTM)を近代化したマネタリストの意見を受けつけない。つまりWCM理論では、 ΔM の速度はPとはほとんど関係をもたず、QおよびNと深く関係している。QTMとWCM理論との関係の眺望は、よく見慣れた公式を思い出すことで引き出せる。 $MV = Y$ ……(8a) $MV = PQ$ ……(8b)ただし、 M ＝貨幣供給、 V ＝平均貨幣速度、 $PQ = Y$ である。(8c)式は新QTMで、 M はVとYにしか結びつかないが、旧QTM(8d)式ではMはP、V、Qと結びつく。(8e)式の変形過程で $\Delta M \cdot \Delta V$ を $\Delta P \cdot \Delta Q$ のような項を無視すると、 $(\Delta M/M) + (\Delta V/V) = (\Delta P/P) + (\Delta Q/Q)$ ……(9a)を得るが、貨幣供給に焦点をあつたため、(9b)式が、 $m(\Delta M/M) = (\Delta P/P) + (\Delta Q/Q)$

……(9a)と変形する。ただし、 $m = 1 + (M \Delta V/V) / \Delta M$ で、普通は $0 < m < 2$ である。(9c)式にWCM方程式(9e)を代入すると、 $m(\Delta M/M) = [(M \Delta w/w) + (\Delta k/k) - (\Delta A/A) + (\Delta A/A) + (\Delta N/N)]$ ……⑩となる。ただし、 $(\Delta Q/Q) = (\Delta A/A) + (\Delta N/N)$ ……⑩bである。⑩a式は成長の要素を含んでおり、 ΔQ は生産の改善と雇用成長を反映する。 $\Delta k = 0$ を考慮すると、⑩式は、 $m(\Delta M/M) = (\Delta w/w) + (\Delta N/N)$ ……⑩cとなる。したがって貨幣供給は平均貨幣賃金と職につきにくく結びつけられている。もし平均貨幣賃金が絶壁をなして急上昇し、貨幣供給が一定のままなら、 m がほとんど変化しない限り、 ΔN は苦しむことになる。

は租税に基づいて建設される。インフレ抑制のための所得政策の目指すのは平均貨幣賃金の増加を経済全体の平均労働生産性の増加まで抑えようとするTIP(Tax-based Income Policy)を要約しよう。

			+	0	-
ΔQ / ΔP	+	Growthflation	Stagflation	Slumpflation	
	0	Growth at constant prices	Stationary state	Recession	
	-	Deflationary growth	Stationary state deflation	Depression	

($\Delta P/P$)と($\Delta M/M$)とはせいぜい薄い関係にしかない。Pが貨幣当局のとりうる最良策は列(1)に上陸させる経済政策である。しかし $\Delta w/w$ の隆起を無視する心得違いの貨幣的な冒険は、うまく行っても列(2)に最悪の状態で列(3)に経済を追い込むことになる。この分類では stagflation と slumpflation を区別する。つまりQは、stagflationの下ではまったく変動がないが、slumpflationの下では縮小する。この表を離れるに当り、Wentraubは次のように戒める。インフレを抑制する貨幣政策では解決にならない。つまり、それは問題の一部であって、それが物価水準を直接抑えるのに無力なら、それは stagflation と slumpflation を促す大きな力となる。

三

さて企業社会は、温和な方法で stagflation を鎮圧するために貨幣所得の流れを生産にかみ合わせねばならない。有効な手段は租税に基づいて建設される。インフレ抑制のための所得政策の目指すのは平均貨幣賃金の増加を経済全体の平均労働生産性の増加まで抑えようとするTIP(Tax-based Income Policy)を要約しよう。

まず明確な利潤 (R) 関係について考察する。 $R = P_Q - wN = rP_Q$
 $\dots (13)$, $(\Delta R/R) = (\Delta P/P) + (\Delta Q/Q) + (\Delta r/r) \dots (13a)$ 。したが
 った利潤の相対的变化は、利潤の分け前 (π) の相対的变化、価格
 の相対的变化、産出量の相対的变化を伴う。 P と w が相対的に歩調
 を合わせて上昇し、 $\Delta k = \Delta Q = \Delta N = 0$ なら、 $(\Delta R/R) = (\Delta P/P) =$
 $(\Delta w/w) \dots (13b)$ となる。これらの関係が一定と仮定することは、
 Q, A, π が w と P のはね上がりに影響されないと仮定するのと同
 じである。(k が一定という) これらの仮定の下で TIP を適用す
 れば、賃金押し上げ後の利潤分け前は税引の前と後で変化がない。
 しかし、絶対額での総利潤はより高い ($\Delta R > 0$) ので、資本スット
 クが比例的に拡大しない限り、平均利潤率は高くなるであろう。全
 企業の絶対利潤の成長を抑えるために TIP による租税罰金を課そ
 うとすれば、次式が必要となる。 $(1-T-TJ)(R+\Delta R) = (1-T)R$
 $\dots (14a)$ 。ただし、 $T =$ 法人税率。 $\Delta R/R = T_1/T_2 - 1 = \Delta T_1/T_2$
 $\dots (14b)$ 。ただし、 $T_1 = (1-T) = R$ に適用される所得留保率、
 $T_2 = R + \Delta R$ に適用される所得留保率、 $T_1 < T_2$ である。この二つ
 の式から、利潤が (税引前の) w と P の四パーセント上昇のために
 四パーセントだけ上昇するなら、 TIP は法人税率をほぼ四パーセ
 ントまでエスカレートせねばならないことがわかる。したがって、
 $(\Delta R/R) = (\Delta T)(1-T-\Delta T) = (\Delta T/T) \dots (14c)$ となる。 w と R の
 関係から、 T と ΔT とはおおむね結合できる。つまり、 $(T+\Delta T) =$
 $T + a[(\Delta w/w) - (\Delta w^*/w)] \dots (14d)$ 。ただし、 $(\Delta w^*/w) =$ 道標基準。し
 たがって $(\Delta w/w) = 7\%$, $(\Delta w^*/w) = 5\%$, $a = 1$ とし、普通の法人税
 率を四六パーセントとすれば、 TIP 付加税は二パーセントとなる

う。 TIP 表は、 $\alpha < 1$ の場合は面倒な方に傾くだろうし、 $\alpha = 1$ の
 場合には弱い一撃を与えることになる。貨幣所得と物価の抑制に
 成功すると、金融・財政政策は完全雇用へ力ある貢献が可能となる。
 所得政策は、古い不況時代よりも職事情を好転させるのに効果的で
 あったが、インフレの平均所得的な要素をコントロールする直接の
 手段を欠いている現在のマクロ経済的なスタビライザーを補い補強
 することになる。労働者は拡大した実質所得で、より多くの職、よ
 り危険の少ない職という付加物をあてにできるが、混乱するような
 特大の貨幣所得改善を止めるよう要求される。こうして、合理的な
 社会では大きな前進がある。

四

これで Weinbaud の論点をすべてカバーできたわけではないが、
 本書はあらかし以上のような内容をもっている。先進工業国の新し
 い病を stagnation と最初に、しかも最も声高に診断した一人、P.
 サムエルソンも、ベニシリンやサルファ剤のような特效薬はないと
 している(日本経済新聞、一九七五年七月六日)。ただ現在は視点の転換
 が要求される時期であろう。特に stagnation がささやかればはじめ
 た頃から低成長経済への移行を開始しはじめた日本で、高度成長期
 の景況感にとりつかれ、その景況感から現状を把握しそれに対処し
 ようとする傾向のあることが懸念される。厳しい世界の経済環境か
 らすれば、現在は低成長経済にふさわしい景況感に基づく stagfla-
 tion 処方が望まれる時期ではなからうか。

ピエール・アズレイ著

『市場経済の

メカニズム』

諏訪貞夫

〈早稲田大学〉

Pierre Azoulay, *Les mécanismes de l'économie de marché*, Presses Uni-
 versitaires de France, Paris, 1977,
 pp. 221.

著者、ピエール・アズレイの詳細な研究経歴は本書からは知り得
 ないが、標題の下に、「パリ国立高等工業学校」及び「パリ政治研究
 所卒」(Diplômé de l'Ecole Centrale de Paris et de l'Institut d'En-
 des Politiques de Paris) というのが、現職として、「パリ国立高等
 商業学校科長」(Chef de Département à l'Ecole Supérieure de Com-
 merce de Paris) と記されている。この「研究活動と教鞭を
 とっている経済学研究者である。パリの国立高等工業学校 (L'Ecole
 Centrale de Paris) とこの「つわゆる、フランス人の間で「大
 学程度の学校」(les grandes écoles) と呼ばれているフランス人の
 エリートに行く学校の「パリ高等師範学校」(L'Ecole Normale Su-

perieure de Paris) 「パリ理工科大学」(L'Ecole Polytechnique de Pa-
 ris) と同種類の大学で、その名称の示すようにわが国の大学の理工
 学部にはほぼ相当する単科大学を想像して頂ければよいと思う。本書
 を書評として取り上げた理由の一つに、筆者が十六年程以前、パリ
 に留学した折、この「国立高等工業学校の卒業直前の学生」(se
 contenant) の一人と同じ部屋に起居を共にし、相手のフランス人
 学生から、学校のカリキュラム・教科書、学生生活に関して各種の
 話を毎日のように聞かされた経験があるので、そのような理工系大
 学の出身者である著者が如何なる内容の経済分析を示しているかと
 いう事に関心を抱いたからである。「パリ政治研究所」(L'Institut
 d'Etudes Politiques de Paris) は、故アンヌ・マルシャル教授
 (Professeur André Marchal) のセミナーにこの研究所で出席した
 経験があるので、わが国の経済学、政治学の学部上級又は大学院の
 課程を想像して頂ければよいと思われる。「パリ国立高等商業学校」
 (L'Ecole Supérieure de Commerce de Paris) は、既述のグラン・ゼ
 ヴール (大学程度の学校) の一つであり、この分野ではフランス人
 の間で評価の高い大学である。

二

本書の構成は

序説

第一章 田園的経済から多国籍社会へ

第二章 経済循環の第一次接近、経済生活の出演者

第三章 財用役の生産、企業

第四章 消費、生活様式

第五章 交換とその法則、貨幣信用

第六章 価格の尺度と価格形成、インフレーション

第七章 国民経済計算と国際的不均衡の尺度

第八章 国際的経済関係と金融関係

第九章 成長と恐慌、ケインズの均衡とポスト・ケインジヤンの

期間

第十章 一九七三——一九七五年の経済的危機とケインズ理論の再検討、である。

本書の第一章は、近代経済史を事実と数値によって概説している極めて包括的な序説の部分であり、フランスのF.I.F.Iモデル、バンドンのエネルギー会議 (Bandoung à la Conférence de l'Energie) にまで言及しているのが特徴である。第二章から第五章までは、その標題の示す通常の経済原論に論述されている内容と殆んど変り無く、関連した問題についてのフランスの事情、統計数値については最も新しいものが引用せられている。これに対して、第六章は物価指数について「国立統計経済研究所」(L'Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques) の消費者物価指数と労働総同盟 (Confédération Générale du Travail) の消費者物価指数の相違が詳述せられている。それによると、フランスにおける最初の物価指数は、一九一二年に一三品目により構成され、一九四九年には二二三品目、一九五七年には二五〇品目、最新のもの、一九七〇年で二九五品目から構成されている事が述べられている。しかもこの指数は、共産党系の労働組合の代表である労働総同盟に反対され、

C・G・T・自身も一九七二年に消費者物価指数を構成し、又、カトリック教徒系労働組合である民主労働総連合C・F・D・T (Confédération Française Démocratique du Travail) も独自の消費者物価指数を一九七五年に構成した。これらの指数の間の差異は考察対象となっている品目の選択、販売場所、支出のウェイト等から由来するもので、I・N・S・E・Eの指数とC・G・Tの指数とはかなり違った結果を与えている。一九七五年における物価上昇率は、I・N・S・E・Eの指数は九・八パーセントであるのに対して、C・G・Tの指数は約一三・三パーセントを示しており、両指数のウェイトの相違はかなり大きく以下の表のように示される。

III

I. N. S. E. E. 指数		C. G. T. 指数	
食	品 31.21%		36.00%
衣	服 10.88		8.90
その他製造工業品	29.61	住宅設備	11.00
家賃	4.32		16.80
その他サービス	23.98		27.30
	100.00		100.00

第七章においては、予算と経済計画について言及せられている点に若干の特徴が見出され、第八章では、ガット、世界銀行、国際通貨基金、国連貿易開発会議C・N・D・C・E・D・D (Conférence des Nations Unies pour le Commerce et le Développement) O・C・D・E・L (L'Organisation de Développement et de Coopération Economique) C・E・E・A (La Communauté Economique Européenne) Le C. O. M. E. C. O. N., 経済相互援助会議 (Le Conseil d'aide économique mutuel) など

いて論じられており、特に、C・E・E.については相当詳細に吟味検討が加えられている。第九章はケインズ理論とその批判で通常の理論的説明が行われている。最後の第十章が本書において最も興味のある論述がなされている章であり、一九七三——一九七五年の石油ショック以後の経済的危機が分析の対象となっている。著者は、「一九七三——一九七五年の世界の経済的危機の分析は、それが、資本主義経済の本質自身と関連している構造的な原因や、国際通貨システムの欠陥によって拡大された景気循環的原因を明白にし、且つその分析が、経済的要素と同時に、社会的、政治的、哲学的要素を並べてみせる限りにおいて、分析の原型となる性質を持つている。ケインズ理論の不充分性、危機の原因とそれに対してもたらさるべき救済策の評価が各種のものとして存在している事が、各国政府をして短期政策を採用せしめた。それはインフレーションと失業を減少させるために、あるいは又、少くとも、それらの作用を減少させる目的で、信用、投資、予算政策、社会政策等の経済制御のための各種のハンドルの役目を演じると判断された政策である」と述べている。一九七三年の経済的危機を示す数値として、アメリカ、日本、C・E・E.の国内総生産の成長率が、一九七三年には六・五パーセントであったものが、一九七四年には、〇・六パーセントと減少し、一九七五年にも、ようやく二パーセント強に回復したに過ぎないと指摘している。失業者数については、一九七三年の六〇〇万より一九七四年の八〇〇万、一九七五年には一、三〇〇万以上へと増加し、各国の活動労働人口の五パーセントから一〇パーセントの失業率に達した。貿易収支は、一九七三年には殆んど均衡状態に

あったものが、一九七四年には、一九〇億ドルの赤字へと移行したが、一九七五年には黒字を回復したと述べている。消費者物価の上昇については、一九七三年に既に過大の率である七・四パーセントに達し、これは六〇年代の上昇率よりも高い。一九七四年には一四パーセントにまで速度を速め、一九七五年にも一〇パーセントに達しているとの事実認識を提示している。このような経済的危機は、インフレーションと景気後退、又は沈滞の共存という特徴を持ち、いわゆる「スタグフレーション」(stagflation)の現象を生み出したと経済的危機を性格づけている。次にこの危機の原因について、その第一は石油価格の四倍の騰貴であるが、これは、危機の決定的原因ではないとしている点が注目せられる。すなわちO・P・E・P.諸国はその後先進国の大きな輸入国となり、土地、港湾、空港等の社会的間接資本、鉄鋼業、原子力産業、自動車、航空機、軍備等の輸入が特に激増した。他方、サウジアラビヤ、リビア、アラビヤの首長国等、新富裕国の住民の脆弱性は、自国の経済発展のために大量の石油所得を吸収する事が出来ず、アメリカ、ヨーロッパに金融投資され、これらの「石油ドル」(Les Petrodollars)の投資先国の各種産業計画の資金供給のために役立っていて、かなり急速に、石油輸入国の貿易収支赤字を部分的に相殺し、一九七五年には、僅かながら黒字に転じていると指摘している。経済的危機の第二の原因は「国際通貨制度」に求められている。このドル本位制 (Talon-dollar) と名称づけ得るこのシステムは、アメリカに対して制限なしにその貿易収支の赤字のドルによる支払いを可能にしていて、この無痛性の赤字は、アメリカをして収支の均衡回復を計らせないの

である。その結果、これら債権の保有国である日本とC・E・E・はドルの金への交換性を持たないでドル準備を増大させておりこのユーロダラーと円とが投機の対象となり、多国籍企業を介して、一国から他国へと移動し、最もよい条件で金融投資され、各国通貨レートの变化を利用して投機が行われるとしている。又、ヨーロッパ各国の中央銀行はこれらユーロダラーを準備として自国通貨の創造を行い、多額の流動性がインフレーションの原因となっていると論じている。第三の原因は資本主義経済の構造そのもの求められるもので、競争、企業集中、寡占、独占、多国籍企業の出現、独占利潤、労働に対する資本の代替、失業の増大、過剰生産能力、投資の減少、経済的危機の到来、という周知のシエーマであると述べているが、この図式は、国際競争の作用と、各種の攪乱を減少しようという各国政府の永続的努力を過小評価していると説明されている。第四は政治的社会的な原因である。

所得分配と労働条件の不均衡の大きさが、富の分配と危機の原因についての社会的コンセンサスの実現を妨げているのであり、社会生活は階級衝突によって支配され、有効な経済政策の採用を不可能にしている。すなわち、消費者にその支出の抑制を要求したり、労働者の権利の要求をブレイキをかけたたり、企業家や農業者にその価格引上げを制限する事を要求したりする所得政策を実施してインフレーションを抑制する事は不可能となる。他方において、多くの価値観、制度に対して疑問が投げかけられ、宗教、家族、軍隊、教育、道徳、言語、等が確固たるものとは考えられておらず、消費のみが多くの批判を浴びながら見事な抵抗を示して、経済危機の最も

深い底においても消費慣習は変化しておらず、一九七六年におけるフランスでの乗用車の売上高はその絶対額において新記録をマークしていると結論づけている。

四

以上のような経済的危機は一九七六年以来回復に向っているが、そのための主要な要因——切札——は各国政府の具備している経済介入の諸手段と制備されて来た統計的用具の二つであるとしている。例えば失業手当は賃金の三〇—九〇パーセントにまで達し需要の急減を防ぎ、管理統制主義の習慣が政府に対して活動のための政治的可能性と経済的手段を与え、各種のケインズの政策の実行を可能にしている。唯、国際通貨システムの上では実質的協定が実現されておらず、金の交換性停止以来、このシステムはドル本位制にも従っておらず、より程度は少くとも、マルクの意志にも従っていない。また多くの無協定状態にあり、ここに経済危機よりの完全脱出を妨げる要因が存在していると強調されている。複雑な統計指標の整備については、消費者物価指数、卸売物価指数、輸入原材料価格指数、工業生産指数、農業生産指数、未充足求職率、未充足求人率、時間賃金率、等多くの指標が列挙され、各種警戒指標と共にある程度正確な経済予測、経済運営を可能にしている。結論として、ケインズ理論は大部分の経済学研究者にとっては時代遅れのものとして考えられているが、石油危機以後の今日の市場経済の機能を全体として説明し、危機を回避し、均衡成長を確保し得る新しい理論は決定的な形では主張されておらず、自由主義的経済分析も社会主義的経済

分析も、両者の相違を少しも減少していないと説明せられている。

以上の著者の結論は、一九七三年の石油ショック以後のフランスを中心としたC・E・E・米、日本等の経済事情の説明としては興味があり有意義なものであるが、第十章に到達するための理論的説明、モデルによる説明、統計データに基づいた解釈と充分関連づけられ、経済分析として最後に詳説した結論が導出されているかという点では疑問の余地がある。本書の性格が包括的な現状分析のための経済理論の説明である事を考えると、これは当然の事であり無理ない点であろうが、その範囲内で経済分析としての理論的説明をそのまま明示的に示した形で第十章を展開し吟味検討したならば、より一層優れたものとなったであろう。

J. M. ブキャナン
R. E. ワグナー 著
『赤字の民主主義——
ケインズ卿の政治的
遺産——』

川野 辺 裕 幸
〈東海大学〉

James M. Buchanan and Richard E. Wagner, "Democracy in Deficit: The Political Legacy of Lord Keynes," Academic Press, New York, 1977.

経済政策が決定されるプロセスは、政治的な意思決定のプロセスでもある。民主主義的政治システムをとる社会においては、市民（投票者）、政治家、官僚などの主体がさまざまな形で公共的意思決定プロセスに影響を与える。現実を実施される個々の経済政策も、このような各主体、およびその背後にある政治制度からの影響を色濃く映し出したものとなる。したがって経済政策論の議論が現実に行き得るものとなるためには、この政治制度の特徴を十分に配慮したものである必要がある。本書は、この自明ではあるが従来まで等閑視されてきた、政策理論と政治制度との結びつきを、ケインズ派の政策論を祖上へのぼせつつ考察したものである。

著者のひとり、J・M・ブキャナンは、個人主義的なアプローチに基づく公共的意思決定の分析を行なうパブリック・チョイス(公共選択)グループの中心人物で、ヴァージニア工科大学にあるパブリック・チョイス研究所の所長である。またもうひとりの著者R・E・ワグナーも同大学の教授である。著者たちによる共同研究の成果は本書だけでなく、公債の政治経済的効果を分析した一九六七年の著書『民主主義社会における公債』(『Public Debt in a Democratic Society』, American Enterprise Institute, Washington, D. C.)や『民主主義社会における財政規律の問題を扱った最近編著の』『立憲民主主義における財政責任』(『Fiscal Responsibility in Constitutional Democracy』, Martinus Nijhoff, Leiden, 1978) などがある。

本書の構成は三部よりなる。まず、ケインズおよびケインズ派のフィスカル・ポリシー理論が古典派の財政理論をどのように圧倒し、経済学者に、次いで政治家に浸透していったか、またその結果、アメリカ経済がどのようなダメージを受けるに至ったかが述べられる。次に民主主義社会における政策決定プロセスは、ケインズが予想しなかったような政策、バイヤスを持つことがパブリック・チョイス理論を用いて示され、最後に財政再建の方策として、財政制度のラディカルな改革が主張される。

二

不況期に赤字予算を組んで有効需要を拡大し、景気刺激をするというケインズの経済政策論は、その後継者たちによって拡張され、不況期には赤字予算、景気過熱期には黒字予算という対照的な財政

運営が主張されることになった。こうして、財政の新たな役割として、資源の過剰な利用によって経済が潜在的な成長経路から外れないよう補整する政策が追加される。このケインズ革命の中で古典派以来の均衡予算の堅持という原則は破棄され、完全雇用状態における収支の均衡や、一景気循環内での収支均衡によって財政の健全性を十分に保つことが可能であると主張されるに至った。

著者たちは、このようなケインズ派の政策論が一九四〇年代から五〇年代を通じてアメリカの学界に浸透し、さらに一九六〇年代初頭においてケネディ政権が登場するや、大統領の経済顧問となったケインジアンたちによって政府の政策運営にも反映されることになったと述べている。

ところが、ケインズ派の経済政策が明示的に導入されたこの時期以降、アメリカ経済は財政赤字が累積し、財政規模の膨張による総需要の拡大とインフレの加速が同居する状態となってしまった。著者たちは一九四七年から七六年までの三〇年間のうち前半をブレ・ケインズ期、後半をポスト・ケインズ期に分けている。この戦後三〇年間は、それ以前と比較して大きな不況のない相対的に安定した時期であったが、一九六一年から七六年までのポスト・ケインズ期には財政赤字が一五カ年にのぼり、財政黒字の生じた年はわずか一カ年にすぎない。その結果、累積赤字は二、三〇〇億ドルを超え、国民所得に占める財政の割合は、一九六〇年の三二・八パーセントから一九七五年の四三・四パーセントに上昇している。そして、この期間を通じて物価上昇は約九〇パーセントに達する。

これに対し、一九四七年から六〇年までのブレ・ケインズ期には、

赤字予算、黒字予算の年が共に七カ年ずつであり、赤字額の合計約三二〇億ドルは黒字額の合計約三〇〇億ドルによってほぼ相殺されている。また物価上昇率は三二パーセントにすぎない。

このように一九六一年以降のポスト・ケインズ期には、財政の不健全化と経済の不安定化が顕著になってくるのである。著者たちはその原因を、ケインズおよびケインズ派経済政策論の政治的側面に求める。ケインズ自身は経済政策の主体である政府が、ものわりのよい少数のエリートたちによって運営されることを理想とした。そればかりか、現実にも政府はかれら少数の知的エリートによって運営されていることを暗黙に仮定して経済政策論を構築している。たとえば「一般理論」の政治的フレームワークは民主主義的な政府よりも慈善的な独裁者にいっそう適合している。ケインズにおけるこの規範と現実との混同はかれの後継者たちにも受け継がれ、経済政策決定の背後にある政治制度や、そのプロセスとは無関係に、政策決定の結果のみに関心が集中することとなった。その結果、ケインズ派の主張する経済政策論は現実の政策主体である民主主義的な政府とは相容れない内容を持つようになる一方、均衡予算の破棄や短期的な目的での歳出の増加などの思想が政治システムの構成主体に浸透すれば、長期的には民主主義を破滅へ導くことになる」と著者たちは警告する。これこそが「ケインズの政治的遺産」である。

三

民主主義的政治システムの下で経済政策の決定に携わるのは、市民によって選出された政治家である。選挙での投票に際して、市民

が支持すべき政治家を選択する場合、一番重要な判断材料は、自分の選好に近い政策を決定してくれるかどうかである。したがって政治家は、選挙に勝って再選されるために、選挙民の選好をできるだけ反映するような政策の決定を行なう。予算決定においても政治家は次期の選挙で再選されることをめざして、歳出の増加から得られる支持の増加と、租税賦課から予測される支持の減少を比較考量する。その結果、民主主義的政治システムの下で決定される予算の規模と構成は政治家に支持を与える選挙民の選好を反映したものである。

均衡予算の原則が貫かれている場合には、歳出増加と増税がセットになっていくため、各市民の立場からは、公共財享受量の増大とそれと引き替えに増税の形で犠牲にしなければならない私的財とが比較され、望ましい財政規模が選択されよう。しかし、ひとたび均衡予算原則という基本的規則が破棄されると、民主主義政治は赤字算化と財政規模の膨張へのバイヤスを持つことが表面化してくる。公債発行による赤字予算は、歳出増加または減税を可能とする。

市民にとって歳出の増加はより多くの公共財享受を意味するし、減税は可処分所得の増加につながるという直接的な利点がある。これに対して公債発行は、利子支払いのための租税賦課という比較的少額の租税負担と、将来の公債償還に際しての租税負担の必要性という間接的なデメリットが存在するにすぎない。

公債に市場利子率が適用され、完全競争状態にある資本市場で消化されるとしよう。リカードによれば、歳出拡大のための財源を公債発行によって調達する場合、国債の元利支払いのため将来にわた

って生じる市民の負担増を現在価値になおせば、増税によって財源調達した場合の負担に等しい。したがって市民が完全情報を持って合理的に行動する限り、公債発行と増税のいずれの財源調達法に対しても無差別であるはずである。ところが実際には、市民は不完全な情報によるイリュージョンを持つため、公債発行による負担を低く評価する。またイリュージョンを考えなくとも、公債の償還が将来に行なわれることは、歳出の増加に伴う負担が現在の市民から将来の納税者に転嫁されることであるから、年齢の高い市民ほど公債による財源調達を愛好する。

反対に、黒字予算は公共財供給量の減少や租税負担の増大を導くため、市民にとって直接的な負担の増加をもたらす。このことは政治家にとっても、選挙民からの支持を減じ再選の可能性を低下させることにつながる。

次に、赤字予算化による担税感の低下を通じて、各市民は私的財と比較して公共財の価格に割安感を持つ。これは公共財の相対価格が低下した場合と同様の代替効果を生じ、財政規模の拡大を促す。しかも予算の拡大は、市民と並んで政治家に圧力を加えるもう一方の主体である官僚の利益とも合致する。このように赤字予算化と財政規模の膨張は民主主義的政治システムを構成する各主体の利益に一致する。こうして民主主義的政治システムでは黒字予算の決定は困難となり、ケインズ派が想定したようなシムメトリカルな経済政策論は実現性に乏しく、経済が不完全雇用の状態にあるか否かとは無関係に赤字予算と財政規模の膨張が続けられることになる。

財政の膨張は経済全体からすると、非効率的な部門の増大、生産

性の低下を意味する。一方、財政赤字の累積自体は、通貨当局（連邦準備局）が中立的な貨幣政策を行なう限りインフレーションを導くことはない。しかし通貨当局は政府に対して形式的に独自性を持っているとはいえないもの、通貨当局の責任者の任命権が政府にあるため、政府の意図に反した行動を続けることは困難である。また通貨当局に対する世論の攻撃も無視できない。たとえば、市中に氾濫する多量の公債がクワウディング・アウト効果を引き起こしそうな時、通貨当局は公債の買い取りを行なわなにかぎり景気停滞を引き起こす元凶とみなされてしまう。このような理由から、通貨当局は結局、赤字予算に同調して通貨供給増大を余儀なくされる。かくして民主主義的政治システムの下では、赤字予算、財政規模の膨張に加えインフレーションが常態となる。ここでは、ケインズ派の経済政策によって一時的に自然失業率を切るほどに雇用の増大が生じても、インフレーションが起こるため人々がインフレーション率を予想して行動するようになり、名目利率や賃金率の上昇によって元の失業率にもどってしまう。もし、雇用水準を維持しようとしてさらに歳出増加を図れば、インフレーションの加速を招くばかりである。

理論的には、インフレーションは増税と同じく負担を市民に与えるが、その効果は間接的なものであるがゆえに市民に意識される度合いは低い。また、インフレーションは個々の企業による製品価格の引上げの形をとるため、政府もインフレーションの責任を企業に転嫁できるという利点をもつのである。

四

以上に要約した本書の行論は、分解して三つの論点から捉えることも可能である。

第一は公債元利支払いの負担が将来世代へ転嫁されること。第二は民主主義的政治システムの下では、赤字予算化と財政規模の膨張を生じるバイヤスがあること。第三は自然失業率を下まわるほどに雇用増大をめざすケインズ型経済政策はインフレーションを加速するだけに終ることである。第一の論点は著者たちが長年にわたって主張してきた公債論であり、第二の公共選択論による論点を経済理論の側面から支持する役割を果たしている。第三の論点はフィリップス・カーブが垂直になる場合を想定した周知のマネタリストの議論である。このうち著者たちがもっとも力点を置いているのは第二の論点である。それゆえ本書では、ケインズ派の経済政策論が短期的な視野で便宜的な政策決定を促し経済全体に波及する不安定要因を生みだしていることをマネタリストとともに認めながらも、現状を打開する方策の選択に関しては、民主主義的政治制度を存続させることに強調点が置かれている。経済と財政を再建し、民主主義を存続させるために著者たちがあげる基本的な方策は、予算決定において、短期的な利害によって政策が左右されないような根本的規則の枠（コンステイティューショナル・ルール）を民主主義的政治システムにはめてしまうことにある。このような観点から著者たちは、均衡予算原則を復活させて合衆国憲法に明示すること、経過措置として財政赤字を毎年二〇パーセントずつ五カ年間で解消すること等を主

張する。均衡予算原則こそは、単純で明快で、さらに各市民の尊重する価値とも一致していることから、多くの市民たちの支持が期待できるといって財政運営の根本的規則として最適であると著者たちは考えている。

著者たちの主要な関心が民主主義的政治システムの存続と擁護にある限り、その主張の実現にも民主主義的政治プロセスを経ねばならない。そのためには各市民が長期的な視点に立って、自分自身を含めて国民全体が壮大な囚人のジレンマ・ゲームの直中にあることを十分に認識する必要がある。その上で均衡予算原則への復帰が現状を打開する唯一の方策であることに同意しなければならぬ。この意味からすれば、本書は市民の理解と同意を得るための警告の書ともいえよう。また、著者たちの示す原則に立ち戻った場合に、各市民が短期的にせよ断念しなければならぬものの大いさを考えるとき、その裏返しとして著者たちが市場システムに置く信頼の厚さと、政府活動に対する懐疑の深さに熱烈な新自由主義者としての面目が感じられる。

わが国では、ケインズ派経済政策論の実効性について疑問視する主張が次第に強まってきているが、少なくとも現状ではマネタリストの主張がそのまま受け容れられるような経済状態にはないように思われる。しかし、財政の累積赤字を解消して効率のよい安価な政府を作ることができかどうかは最近年の主要な政策課題のひとつである。この意味から、わが国の政策論に対し本書の与える示唆は多いように思われる。

デビッド・コラード著
『利他主義と経済』

大岩雄次郎
〈国際商科大学〉

David Collard, *ALTRUISM & ECONOMY*, Martin Robertson, 1978.

古くはホブズ (T. Hobbes) やヒューム (D. Hume) を始めて、現代の経済学者の多くも、個人の行動動機として利己心を仮定している。これらは、結論として、外部性や公共財の問題、すなわちこの種の問題から生まれてくる社会的紛争(囚人のディレンマ)を解決するための、自発的な集合的行動の可能性を否定し、何らかの強制主体の必要性を主張する論理的根拠を提供するものと解釈されている。

しかし、ティトマス (R. Titmus) の示した献血の例をあげるまでもなく、われわれの社会では利他的動機に基づくと考えられる個人の行動もきわめて多く観察される。この利他的動機が存在するこ

とは、自発的な集合的行動によって「囚人のディレンマ」の状況にある場合でさえ、一般的、社会的利益を確保する可能性のあることを意味している。

* 関谷登「利他主義の合理性」東北学院大学論集七六号、昭和五十三年三月、「利他主義の合理性・再考」同七七、七八合併号、同年十一月。

この問題は、ポールドリング (K. E. Boulding) の言葉を借りるならば、いわゆる「統合システム」の問題に対応するものである。すなわち、ポールドリングによれば、社会的紛争には、すべての人にとって創造的な結果を生む場合もあり、またすべての人にとって破壊的な損失を与えるものがあり、そうした結果を生むのは、システム内の様々な要因、例えば、地位、連体性、コミュニティ、正当性、忠誠心、善意等及びそれらの対照的な要因の相互作用である。そこで彼は、贈与という一方的な移転行為に注目し、この種の行為がどの程度行なわれているかということに契機とし、統合関係の把握を通して、全体的な統合的構造を検討することで、社会の組織化、社会制度のあり方をさぐる手がかりとなることを示唆している。さらにポールドリングは、贈与という行為を十分考慮することなしには、計画経済と市場経済、またこの概念をいかに発展させるかによって、社会主義という言葉がどれほどの実体をもちうるかを左右するといっても過言でないことを指摘している。

利他主義の問題は、前述のポールドリングに代表される贈与の経済学の重要な分析対象であり、ウェイン州立大学のビジネススクールを中心とする贈与の経済学の学会創立の一契機となつたばかりでなく、ヴァージニア州立工科大学内の公共選択研究所 (Center for

Study of Public Choice) を中心として、ブキャナン (J. M. Buchanan) らによって研究されている公共選択 (Public Choice) の領域でも重要な分析課題となっており、公共経済学と新古典派経済学との分析視角の相違を示す一要因とも考えられている。

贈与の経済学も公共選択の理論も、租税システムや公共支出の形で具体化されている一方への移転問題に強い関心を払っているという点で大きな共通点をもっている。公共選択の理論の立場から考えると、例えば、特に公的部門に含まれる様々な活動、また贈与の経済学の側では、例えば、慈悲、家族間での移転行為、各種財団の活動等々の公的部門ではなく、私的部門での活動をその分析対象としている。しかし、もちろん、何が私的で、何が公的な活動であるかということ自体きわめて分類の困難な問題である。例えば、ある種の財団の活動は、その活動自体、またその活動の与える影響が共に私的及び公的部門に及ぶためである。このようにそれぞれ対象領域は異にしているが、その行為の根底にある行動動機——利他主義——を問題にしている点は同じ意識をもっていることは明らかである。

さらに、利他的行動を分析する際に、贈与の経済学あるいは公共選択の理論のいずれにとっても理論的に重要な問題は、ひとつには異なる個人の効用関数の相互依存性、またそれら効用関数の特質、例えば善意 (benevolence) あるいは敵意 (malevolence) のものであるかという点である。前者については、最近、再分配の問題の相互依存的効用関数による分析が展開されている。これは前述のポールドリングの示した「統合システム」を分析する場合の一つのアプ

ローチである。もちろん、純粋な交換経済にも、ある程度の統合関係は存在する。というのは、いくら交換によって相互に利益を得ることが分っている場合でも、双方の主体が敵意をもっているときには交換はなされないと考えられる。この点に関して、ポールドリングは従来このような状態を、経済学者は利己的または無関心によるものであると仮定していることを指摘し、彼は、その状態を交換可能領域あるいは交換不可能領域を二分する交換可能境界と呼んでおり、純粋な交換経済にもある程度の善意が存在することを主張している。このような観点から公共選択や公共財の問題を考えてみると、例えば、公共部門の規模は、交換制度に対して善意と敵意のスペクトラムのうちどの点に立っているかに大きく左右されるであろうし、また、その点を境に自由な交換システムが可能となるか否かという集合的な交換経済のなされる境界線の位置を決める上で大きな影響を受けるであろう。また、先に指摘したように、自由な交換経済でさえ、その社会構成員の態度が善意、あるいは敵意のものであるか、言い換えれば、モラルの水準がどの程度かによって、公共部門の規模が変化すると考えられる。

以上のように、利他主義に基づく行動の再認識はもちろんのこと、そこから生まれてくる様々な問題を分析することなしには、今後現実の社会経済を把握する上でも、また経済学の学問的な発展の上からも、実のある成果をあげることができないであろう。

二

本書の著者、D・コラード氏は、バース大学 (University of

Bath)の経済学の教授であり、この分野の問題についてこれまでいくつかの研究論文及び本を公刊している。著者自身はあくまでも本書を中間生産物として位置付けている。というのは、著者自身も述べているように、本書のうちの、理論の応用例を示す二部の表題に用いた用語が、「Application」ではなく「Illustration」という用語であること、さらに結論に相当する部分が設けられていないことからもそのことが理解される。これには実証分析によって解決すべき問題が多く残されており、さらには検証がきわめて困難なことに帰因することをあげている。しかし、こうした状態にもかかわらず本書を公刊したことには、これまでの経済学の分析態度があまりにも偏りをもっていること、そしてそのことが、現実の社会を十分に分析する上で大きな障害となっていること、さら結果として、経済学自体の有効性に疑問を投げかける一要因となっているという根本的な問題意識が、その根底に置かれているからであろう。

そこでまず、本書がいかなる目的を意図して書かれたものかをより正確に理解するために、まず、目次内容から紹介してみよう。

第一部 理論

1 利他主義と経済学

2 交換

3 フリー・ライダー

4 非利己的ゲーム

5 自己中心主義と進化

6 先覚者

7 要約

第二部 実証例

8 自発的資金統制

9 コミュニ

10 贈与と所得

11 課税

12 現物移転

13 献血と贈与関係

14 災害

15 将来世代

16 利他主義、義務と社会主義

17 あとがき

以上の構成内容から理解できるように、著者は、これまでの経済学者が約二〇〇年に及ぶ長い歴史の中で、利己的な経済人をその理論の根底に据えた分析に専心してきたことにたいして、そうした分析視角の不均衡の是正、さらには、非利己的な動機を経済理論にとり込む際の様々な問題点を検討し、その意味の分析を試みている。そうした分析過程で、著者は、人間性——すなわち社会における人間の行動——に関する根本的な問題及びそこから社会主義の可能性や経済的公正という問題が発生してくることを指摘している。

以上のような分析意識に立って、第一部では、交換という行為によって達成される均衡点の条件を理論的に検討しており、同時に集合的選択行動の問題と協調行動の優位性へと議論を展開している。

さらに、非利己的動機というものが、ヒューム、スミス(A. Smith)、ハッジワース(F. Y. Edgeworth)、マーシャル(A. Marshall)

という歴史的、理論的な流れをもっているにもかかわらず、その後、分析テーマとしては影をひそめてしまった事態を指摘している。

第二部では、多くのより現実的な事例に照して、第一部で展開した理論がどのように解釈できるかを検討している。すなわち、利他的という動機が、インフレ抑制における自発的な資金統制、コミュニケーションにおける協調的行動、個人・企業・国による博愛的行為、所得税と現物移転、献血、世代間選択、災害時における協力といった問題において、いかなる役割を果たすかを検討し、最後に、同胞愛と政治家の役割を検討することで章を終えている。

本書が利他主義という概念についての基本的な問題点の整理、すなわち利他主義を考える際にいかなる要因を考えることでその特質を把握できるかという点については、第一部の各章の問題点の整理及び第二部の適応例による問題点の整理もきわめて要領よくまとめられていると思われるが、それぞれの問題点の総合的、体系的な整理という点からは不十分であると思われる(この点については、前述のとおり、著者自身、結論部分を設けていないことから十分意識したい点であると思われる)。基本的には、利己的動機による行動を利他的動機による行動に取り込むことで、社会的によりよい状態を達成できる可能性を交換理論の再検討とゲーム論を展開することで説明しているわけであるが、利他主義を実際により有効に機能させるための動機づけや社会的制度あるいはルールをいかに設計するかという実際の問題についての示唆は乏しいように思われる。また問題解決の方向として政治の場への移動を示唆しているが、政治システムも市場システムと同次元の問題点をかかえていることも一般

に理解されており、この点著者の考え方が明確でないように思われる。

以上いくつかの問題点はあると思われるが、問題が社会学、政治学さらには社会心理学の範囲にまで及ぶ性質をもっていること、また決して新規の問題ではないが、これまで依然として分析対象としてはマイノリティであったことを考え合わせると、今後の経済学の進むべき方向に関して、きわめて多くの問題点を再考させる一因となりうるだけの可能性をもっていると思われる。

第三五回大会について

日本経済政策学会第三五回全国大会は、山口大学経済学部が主催校（準備委員長、浜田峰夫教授）となつて、五月二十七日、二十八日の二日間にわたつて開催された。

それに先立って五月二十六日午後五時から山中篤太郎代表理事が議長となり、三八人の出席をえて常務理事・幹事会が開かれ、本部ならびに各部会の報告と新入会員（四三人）承認、予算、年報編集などについての協議が行われた。

大会は約二九〇人の会員が出席し、山中代表理事の開会の辞と浜田準備委員長の挨拶を受けた後、プログラムに従つて報告と討論を進めていった。プログラムは左記の通りである。

第一日（共通論題）
共通論題 「戦後三〇年のわが国経済政策——回顧

▲午後の部▼
第一分科会

座長 加藤誠一（立教大学）
報告者 土井教之（関西学院大学）

(2) 学歴別労働力の雇用と貿易—日米比較
報告者 渡辺行郎（愛知教育大学）

第二分科会

座長 尾上久雄（京都大学）
報告者 増井健一（慶応義塾大学）

(1) 交通政策の戦後三〇年
報告者 北見俊郎（青山学院大学）

第三分科会

座長 梅田政勝（福岡大学）
報告者 青野勝広（松山商科大学）

共通論題は、過去の実績を参考とし、西日本部会の会員の意向を徴し、さらには本部と連絡をとり、日本経済が大きい転換過程にあるこの時点で経済政策の総括と展望を試みることは非常に意義のあることだと考えて決めさせていただいた。そして論点を成長政策、産業政策、対外政策の三つに設定して、報告

と展望」

座長 小松雅雄（早稲田大学）
藤井 隆（名古屋大学）

(1) 経済成長と地域政策

報告者 大石泰彦（東京大学）
討論者 高橋良宣（鹿児島経済大学）

(2) 産業政策——戦後三〇年の回顧と展望

報告者 中村秀一郎（専修大学）
討論者 越後和典（滋賀大学）

(3) 対発展途上国政策を中心とした対外政策

報告者 都留大治郎（九州大学）
討論者 加藤壽延（亜細亜大学）

(4) 一般討論

なお午後一時すぎから約四五分間にわたつて梅田政勝常務理事（福岡大学）が議長となつて、会員総会がもたれ、中央大学が次回開催校となった。

第二日（自由論題）▲午前部の部▼

第一分科会

座長 松尾 弘（創価大学）
清水嘉治（関東学院大学）

(1) 地域経済における産業の諸問題

報告者 庄林二三雄（地域経済研究所）

(2) 環境汚染防止対策と経済性

報告者 石井金之助（桜美林大学）

(3) 経済基盤政策と文教基盤政策の対立と展開——国土計画的考察

報告者 越野太作（地域開発研究所）

第二分科会

座長 坂垣亨一（亜細亜大学）
藤井 茂（南山大学）

(1) 欧米先進諸国の技術伝播メカニズムと政策

報告者 斉藤 優（中央大学）

(2) 繊維産業の構造調整と輸入制限問題

報告者 渡辺 馨（阪南大学）

(3) 二国間援助の行政管理効率について

報告者 碓氷 尊（筑波大学）

第三分科会

座長 伊東正則（福岡大学）
新野幸次郎（神戸大学）

(1) 経済政策の学問性格と現代の諸問題

報告者 東条隆進（下関市立大学）

(2) 分権組織の動学的構造と政策決定機構

報告者 妙見 孟（名古屋市立大学）

(3) 経済成長の制度的側面

報告者 鶴野公郎（筑波大学）

者を選び、予定討論者を決めた。すぐれた報告と多様な発言が繰り広げられることによつて、私たちの意図はほぼ満たされたのではないかと感じている。

自由論題は、だいたいにおいて報告希望に従った。開催地の立地条件からして当初報告者が不足するのではないかと恐れていたが、時宜になつた適当な数の報告の申し込みがあつて安堵した次第である。時間配分の関係から予定討論者を省かせていただいたが、このような措置が報告者のお気持ちに背くことになつたのではないかと思つている。

本学部は、やや辺地にあつて、しかも孤立的な存在であること、そのうえ学会員が少なうために理事を出していないこと、などから学会についての情報が乏しく、そのためにプログラム編成において自律性を欠き、本部及び両日本部会から多大なお力添えをえなければならなかつた。さらには「田舎者」であるために大会の運営において行き届かない面が多々あつたことを反省している。しかしながら、地方に在るものからすれば、学会が開かれることはいろいろの刺激を得ることは事実であるから、学会の地方での開催は大いに

歓迎されるべきことだと考えている。

（安部一成記）

本部部会について

幹事会 慶応大学 昭和五三年四月二十七日

議題

- 一 今年度大会について
- 二 年報について 経過報告がなされ、編集委員が日本大学吉田徳三郎幹事に交替することになった。
- 三 明年度大会について 中央大学に内定した。
- 四 学術会議国際派遣について 新野常務理事に一任することになった。
- 五 日本経済学会連合の新評議員の選出について 五井一雄・中村秀一郎両常務理事に決定した。

常務理事会・幹事会 昭和五三年五月二十六日

（全国大会記録参照）

幹事会 慶応大学 昭和五三年七月一二日

議題

- 一 大会について 共通論題について協議した。

二 経済科学研究連絡委員について 加藤誠一常務理事から五井一雄常務理事に交替した。

三 年報について 学会展望の執筆者及び書評について協議した。

幹事会 慶応大学 昭和五三年一〇月三日

一 関東部会について 報告者を決定した。

二 科学研究費補助金審査委員について

鈴木徹三・清水嘉治常務理事に決定した。

三 大会について

幹事会 慶応大学 昭和五三年一二月一六日

議題

一 明年度大会について

二 国際会議派遣について 各部会に報告し希望者をつのるようになった。

三 年報について

関東部会

昭和五三年度の関東部会は当番校の都合によって例年より早く十一月四日に開催された。

報告論題等は次の通りである。

研究報告テーマ——「経済政策の基準としての効率と公正」

報告者——中央大学・五井一雄氏、法政大

学・黒川和美氏

期日・場所——昭和五三年十一月四日(土)、明治大学

出席者は約六〇名で、報告者との間に活発な議論が展開され、非常に内容のある報告会となった。

閉会後、関東部会幹事会が開かれ、大会運営、学会年報などの件について話し合いが行われた。

(西野万里記)

中部部会年次報告

本年度の日本経済政策学会中部地方大会(第十三回)は、十一月二十四・二十五日の両日に亘り、金沢大学前田敬四郎教授を大会委員長として金沢大学で開催された。中部部会としては初めての北陸大会であったが、多数会員の出席を得て盛会であった。

報告者及び論題は次の通りであった。

(i)所得弾力性による消費パターンの分析

報告者 金沢大学 南英世

討論者 名古屋大学 真経隆

(ii)資源配分に関する政策課題の再検討

報告者 中京大学 渡辺悌爾

討論者 信州大学 宮坂正治

(iii)中小企業の垂直的連携——繊維工業構造改善政策の成果——

報告者 南山大学 中村精

討論者 名古屋学院大学 柿野欽吾

(iv)能登開発の問題点について

報告者 石川県庁 古居壽治

討論者 金沢大学 伊藤喜栄

また恒例による工場見学会は十一月二十五日(土)大会終了後、小松製作所栗津工場を見学した。三十名程の参加があり、熱心に見学討論が行われた。

明年度第十四回中部地方大会は、静岡大学の上原信博氏を準備委員長として、静岡で開催とされた。

なお、名古屋学院大学より明々年度の日本経済政策学会全国大会を当校で開催したいとの提案がなされ、種々論議した結果、中部部会としてこの件を推進する努力をすることを申し合せた。

第十三回中部地方大会報告の要旨は以下の通りである。

(一) 所得弾力性による消費パターンの分析

金沢大学 南英世

本報告では、家計調査から得た時系列データによって、食料、住居、光熱、被服、雑費の五大費目別の弾力性係数を所得階層別に計測してみた。その結果、食料を除く他の四費目の弾力性係数は、第I分位から第IV分位の所得階層においてほとんど有意な差がなく、第V分位だけが異常に高い値を示していることが観察された。これより、勤労者家計の約八〇パーセントは、同じような消費パターンをしているという結論を得た。

(二) 資源配分に関する政策課題の再検討
中京大学 渡辺悌爾

報告は最近の内部組織の経済理論の発展を手掛りとして、企業や中間組織などの組織的主体が導入される経済において、質点の如き非組織的存在の前提の下に形成されてきた産業政策の体系にどのような変更が加えられるべきか、を考察した。ここでは、政府の役割は市場の失敗よりむしろウィリアムソンのいう組織の失敗に対する対応を中心に構想されるべきことを提示することに狙いを定めて分析を試みた。

(三) 中小企業の垂直的連携

——繊維工業構造改革政策の成果——

南山大学 中村精

社会的分業を主要な存立形態とする中小企業において、垂直的連携の余地とその制約要因を求めた。繊維工業構造改革事業における垂直的連携による商品開発の構想はそのテストケースであり、この実態調査を通じて、中小企業の垂直的連携がいかに諸制約要因によって阻まれるかを明らかにしようとしていた。

(四) 能登開発の問題点について

石川県庁 古居壽治

最初に、能登地域の特性を全体としてまた三地域別に概括し、それを踏えて、能登開発の基本的方向と方式を提示した。次に、かかる方向と方式の中で解決せねばならない基本的課題を六点抽出し、各々について詳細な考察を行った。最後に、能登地域で現在進行中のないしは計画中の主要開発プロジェクトに言及し、能登開発の全体像を明示した。

(梅下隆芳・海野八尋記)

関西部会

春季研究会 昭和五十三年度の関西部会の春季研究会は、四月二十二日(土)午前十時から午後五時まで、神戸商科大学を当番校とし

て行なわれた。報告者および予定討論者は次の通りであった。

「勤労者利潤参加制度について」

報告者 丸谷冷史(神戸大学)

予定討論者 山本雄一郎氏(神戸商科大学)

「国際経済政策の特質について」

報告者 永島清氏(大阪府立大学)

予定討論者 野尻武敏氏(神戸大学)

「カンツェンバッハの最適競争強度論について——いわゆる広い寡占論——」

報告者 菊川卓己氏(京都産業大学)

予定討論者 小西唯雄氏(関西学院大学)

この日は座長はとくには決めず、報告者とフロアとの間で活発な討論が行なわれた。当日会場の世話をお願いした神戸商大の諸先生とくに松代和郎教授には紙面をかりてお礼を申し上げます。

秋季研究会 十一月十八日(土)には、本年度の第二回研究会が、関西学院大学を当番校として、午前十時より同大学池内記念館で開催された。当日の報告者および予定討論者は以下の通りであった。

「イギリスの合併政策の評価」

報告者 池田勝彦氏(関西学院大学)

予定討論者 新野幸次郎氏(神戸大学)

(学)

「消費者保護政策の課題」

報告者 岸本和夫氏(大阪女子学園)

短期大学)

予定討論者 新野幸次郎氏(神戸大学)

(学)

「ハンガリーの新しい経済制度」

報告者 福田敏浩氏(大阪府立大学)

予定討論者 福田亘氏(神戸大学)

「G・ミューダールの経済政策思想」

報告者 百々和氏(神戸大学)

予定討論者 永島清氏(大阪府立大学)

(学)

なお、座長席には野尻武敏氏・金子精次氏の諸氏がつかれた。当日は、不幸にして新庄博神戸大学名誉教授の葬儀がとり行なわれたこともあって、予定されたよりも出席者は少なくなつたが、きわめて熱心な討論が行なわれ、有意味であった。なお、当番校からは茶菓子の配慮なども頂き大変ご迷惑をおかけした。縄田栄次郎・金子精次・小西唯雄の三

教授をはじめ、当日の会場設営などにご尽力頂いた関西学院大学の諸先生に対して、この機会に衷心より謝意を表したい。

幹事会 昭和五十四年一月九日午後三時より

神戸大学経済学部貴賓室において急遽幹事会を開催し、本部より依頼のあった次の三つの議題について検討した。すなわち、(一)次期大会準備校の件、(二)日本学術会議より問い合わせのあった来年度国際学会派遣の件、および、(三)関東部会から提案のあった日本経済政策学会主催による国際会議開催のための検討委員会の件、がこれである。また、これ以外にも、次回の研究会および幹事会の補充および再編成についても意見交換を行なった。

(新野幸次郎記)

西日本部会

西日本部会は、例年春秋二回の研究発表会を開催しているが、本年度は春に第三十四回全国大会を山口大学で開催したこともあって、部会としては秋季の研究報告会(第二十七回)だけにとどまった。この第二十七回報告会は琉球大学を開催幹事校として、琉球大学の久場政彦教授のご尽力により、多数の部会員諸

氏の出席を得た上、主催者側のご厚意による盛大な懇親会にもお招きいただき、右部会を盛会のうちに滞りなく終了した。

なお研究報告会は自由論題と沖繩経済の当面する課題を共通論題のテーマとして行われた。論題ならびに報告者は次の通りである。

昭和五十三年十二月一日(金)・十二月二日(土)、於 労働福祉会館内会議室(沖繩県那覇市)

自由論題

- 1 景気の上向転換について 福岡大学 高倉文年氏
- 2 イタリアにおける価格、労働コスト、及び利潤マージンの変動過程分析 熊本商科大学 高瀬泰之氏
- 3 奄美群島における農業協同組合の信用行動 鹿児島経済大学 野元健作氏

共通論題

沖繩県における地域経済について

- 1 沖繩県の人口問題 ——人口構造を中心に—— 沖繩国際大学 大城保氏
- 2 交通条件の変化と生活距離について

八重山群島の事例分析

沖繩地域科学研究所 真栄城守定氏

今回は沖繩県および奄美群島など南西諸島における地域経済についての研究発表に大きな特色があり、これに関して久場教授の司会のもとで活発な討論がなされ、離島の抱える諸問題についての認識を新たにさせられた。ここで、このような盛り上った部会開催の準備と円滑な進行を一手にお引き受け下された久場教授および沖繩地域科学研究所常務理事・真栄城守定氏をはじめお世話いただいた関係者の方々に改めて謝意を表したい。

(峯田昌芳記)

昭和五十三年度新入会員名簿

相田 利雄 法政大学
 有沢 孝義 近畿大学
 家本 博一 神戸大学
 五十嵐副夫 大分大学
 石郷岡克男 名古屋商科大学
 石井 啓雄 駒沢大学

伊藤 文雄 青山学院大学

榊沢 晃三 富山大学

大庭 治夫 国士館大学

大野 秀夫 島根大学

緒方 俊雄 中央大学

加留 博 和光大学

川崎 論 駒沢大学

菊池 徹 総合計画研究所

北村 宏隆 日本大学

楠本 博 近畿大学

古賀 昭典 中九州短期大学

斉藤 峻彦 近畿大学

佐々木実雄 東海大学

里見 賢治 大阪府立社会事業短期大学

笹本 武治 城西大学

定政 英雄 南山大学

清水 克彦 近畿大学

須賀 周平 近畿大学

末永 勝昭 福岡大学

鈴木 幸夫 日本経済新聞社

高田 亮爾 大阪府立商工経済研究所

知念 裕 岡山商科大学

豊嶋 忠 東京市政調査会

中島 良次 近畿大学

野元 健作 鹿児島経済大学

萩原 稔 専修大学

長谷川聰哲 拓殖大学

林 義男 北海道開発コンサルタント

浜田 麗史 近畿大学

広岡 義昭 近畿大学

広岡 治哉 法政大学

深江 茂樹 近畿大学

福尾 洋一 関西学院大学

本多 新平 近畿大学

松原 昭 早稲田大学

宮下 忠雄 近畿大学

薬師寺洋之 近畿大学

矢嶋 釣次 東京工業大学

山田 健治 岐阜経済大学

本部宛贈刊行物(アイウエオ順)

- 雑誌名 発行所
- 共石時代 Z. 共同石油株式会社
- 経済論集二八巻一、二、三号 関西大学
- 経済論集二五、二六 新潟大学経済学会
- 経済学論集十八巻一、二、三号 龍谷大学

- “Economic Planning in Japan” (1962)
 “Big Business and Economic Policy” (1963)
 “Economic Policy of Regional Development” (1964)
 “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
 “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
 “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
 “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
 “Capital Liberalisation and Economic Policy” (1969)
 “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
 “A Reappraisal of Recent Japan's Economic Growth” (1971)
 “Pollution and Economic Policy” (1972)
 “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
 “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
 “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
 “Resource Problems and Economic Policy” (1976)
 “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
 “Transformation Policy of Industrial Structure In Japan” (1978)

The Association is administrated by a board of 23 members elected every three years. Present members are: T. Yamanaka (Prof., emeritus, former President of Hitotsubashi Univ.), K. Fujita (Prof., former President, Osaka Economic Univ.) H. Nakamura (Prof., Senshu Univ.), M. Komatsu (Prof., Waseda Univ.), S. Sakai (Prof., Nanzan Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), T. Ito (Prof., Chiba Commercial Univ.), Y. Itagaki (Prof., emeritus, Hitotsubashi Univ.), T. Nojiri (Prof., Kobe Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kantogakuin Univ.), K. Kiga (Prof., Seijo Univ.), T. Suzuki (Prof., Hosei Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), T. Take-da (Prof., Tokyo Univ.), H. Kumagai (Prof., Osaka Univ.), H. Onoe (Prof., Kyoto Univ.), S. Fujii (Prof., Nanzan Univ.), H. Matsuo (Prof., Sōka Univ.), Y. Tamura (Prof., Hiroshima Univ.), S. Kato (Prof., Rikkyo Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), M. Umeda (Prof., Fukuoka Univ.),

Dr. T. Yamanaka, one of the founders of the Association has been elected the chairman of the Association since 1958. As the administrator of the head office Prof. H. Kato and as editon in chief of annual reports Prof. T. Yoshida are appointed.

The Association adopts as one of its objects the co-operation with the similar foreign associations, though the society has not yet afforded to realize the effectual steps toward this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and hope to attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaison in various forms by financially possible ways.

『現代産業経済論の展開』	中本博皓著、税務経理協会
国際商科大学論叢一七号	国際商科大学
産業経済研究一九、二十巻	久留米大学
証券投資信託月報二〇九(二一八号)	証券投資信託協会
商工金融二九、三十巻	商工組合中央金庫
電力経済研究 No. 137, 14	電力中央研究所
東京銀行月報三十一、三十二巻	東京銀行
同志社商学三十、三十一巻	同志社大学商学会
日本学術会議月報	日本学術会議事務局
福岡大学経済学論叢二三巻	福岡大学
Economic Impact, 1978~1979.	アメリカ大使館情報文
Problems of Communism, 1978.	“
Socialist Thought and Practice, 1978.	“

編集後記

今年度の年報の編集も終り、予定通り全国大会において会員各位にお届けすることができると思う。これもひとえに執筆者各位のご協力によるものである。

昨年まで年報編集に携っておられた中村秀一郎・吉家清次両氏に代って、今年度の編集は吉田徳三郎・近江谷幸一・福島久一の三名で行った。何分にも不慣れのため行届かぬ点については御寛容をお願いしたい。

今年度の年報は、従来通り一九七八年五月山口大学で行われた全国大会における報告を中心とし、それに学会展望と書評を掲載してある。「書評」については、今まで割愛されていたが、漸く財政に余裕ができたので復活したものである。

最後に年報編集にご協力下さった執筆者各位、全国大会当番校山口大学浜田峯夫・安倍一成両教授、各部会幹事、及び勤草出版サービスマスターの方々に厚く御礼申し上げる。

(近江谷幸一記)

Structure of Firm Size and Profitability *Noriyuki Doi*
 Employment of Workers with Different Levels of
 Education with Special Reference to Foreign Trade
 —Japan and the U.S. *Yukio Watanabe*
 Thirty Years of Japan's Postwar Transport Development *Kenichi Masui*
 Concerning the Sea Port Policy in Post-War Japan *Toshiro Kitami*
 Speculation, Taxation and Land Prices *Katsuhiko Aono*

SURVEY

Regional Policy in Japan *Akinori Kumagai*

BOOK REVIEW

Sidney Weintraub, Capitalism's Inflation and Unemployment
 Crisis, 1978 *Fumitoshi Takakura*
 Pierre Azouley, Les mécanismes de l'économie de
 marché, 1977 *Sadao Suwa*
 James M. Buchanan and Richard E. Wagner, Democracy in
 Deficit: The Political Legacy of Lord Keynes, 1977 *Hiroyuki Kawanobe*
 David Collard, ALTRUISM & ECONOMY, 1978 *Yujiro Ohiwa*

戦後30年のわが国経済政策——回顧と展望

1979年5月20日 第1刷発行 定価 2,200円

編者 日本経済政策学会

発行者 井村寿二

発行所 東京都文京区 株式会社 勁草書房
 後楽 2-23-15
 振替東京5-175253・電話(03)814-6861

落丁本・乱丁本はお取替します 大日本法令印刷・小深田製本
 無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます

3333-932703-1836

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, MITA MINATO-KU, TOKYO, JAPAN
 KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE
 CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA
 NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAI SEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded in 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus Japan Economic Policy Association is one of few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. 22 volumes of annual reports have been published until 1972, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association for the commemoration of its 15 years' anniversary.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- “Conditions of Economic Independence for Japan” (1950)
- “Patterns of Economic Control” (1951)
- “Planning in Economic Policy” (1952)
- “Industrial Structure and Economic Policy” (1953)
- “Policy for Self-supporting Economy of Japan” (1954)
- “Japanese Post-War Economic Policy” (1955)
- “Post-War Economic Policy in the World” (1956)
- “Objects and Methods of Economic Policy” (1957)
- “Types of Economic Planning” (1958)
- “Structural Analysis and Economic Policy” (1960)
- “Government's Role in the Present Economy in Japan” (1961)

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1 9 7 9

No. 27

CONTENTS

Introduction *The Program Committee*

ARTICLES

ECONOMIC POLICY DURING THIRTY YEARS AFTER THE WORLD
WAR II IN JAPAN — PROSPECT AND RETROSPECT

Economic Growth and Regional Policy

—retrospect, comment and prospect— *Yasukiko Ohishi*

Industrial Policy of Post-War Japan —30 years' retrospect

and some forecast *Hideichiro Nakamura*

The Japanese Foreign Policy for Developing Countries *Daijiro Tsuru*

Summary *Takashi Fujii*

REPORTS

Problems about Regional Economy *Fumio Shobayashi*

The Efficiency of Environmental Policy in Japan *Kinnosuke Ishii*

Location Policy for Industries versus Higher

Educational-Cultural Facilities *Taisaku Koshino*

Technology Transfer in Developed Countries *Masaru Saito*

The Problems of Structural Adjustment and Import

Restriction in Textile Industry *Kaoru Watanabe*

Toward a Theory of Aid Donor's Behavior *Mikoto Usui*

A Methodology of Economic Policy and Some

Current Problems *Takanobu Tojo*

Dynamic Structural Properties and Decision Rules

for Decentralized Macroeconomic Models *Hajime Myoken*

The Institutional Aspects of Macro Economic

Resource Allocation *Kimio Uno*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by

The Keiso Shobo Publishing Co.